

農 政 部

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
北海道環境保全型農業直接支援対策事業	市町村	<p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（国）</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金実施要領（国）</p> <p>日本型直接支払推進交付金交付等要綱（国）</p> <p>日本型直接支払推進交付金実施要領（国）</p>	<p>1 環境保全型農業直接支払交付金 ○農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援を実施。</p> <p>2 環境保全型農業直接支払推進交付金 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業を実施するために必要な経費を支援する。</p>	1/2	1/4	1/4		<a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html">https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html</a>	法律補助	
食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金	<p>フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって次に掲げる団体。</p> <p>市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会</p> <p>フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって、イ又はキの取組を行う次に掲げる団体。</p> <p>市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者等</p>	<p>食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金（都道府県等経由）交付等要綱（国）</p> <p>食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（都道府県等経由）実施要領（国）</p>	<p>1 スタートアップ支援事業 設立から間もないフードバンク活動団体や生鮮食品の取扱量を拡大しようとするフードバンク活動団体への支援 (1) 検討会の開催等 ア 検討会の開催 イ 研修会の開催 ウ 普及啓発の実施 エ 人材育成の実施 オ 連携強化の実施 カ 報告書の作成</p> <p>(2) 食品受入能力の向上</p> <p>2 先進的取組支援事業 食品の取扱量の拡大等の課題に対応する先進的な活動を行うフードバンク活動団体を拡大させるための支援 ア 広域的な連携 イ プラットフォームの構築 ウ マッチングに特化した活動 エ 行政とのコーディネート オ 企業とのコーディネート カ 農業者との連携 キ 食品関連事業者と連携したフードバンク活動</p>	定額				<a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html</a>	予算補助	

消費・安全対策交付金事業（地域での食育の推進事業）	市町村、民間団体等	消費・安全対策交付金交付等要綱（国） 消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領（道）	市町村、農林漁業者の組織する団体等が地域での食育の推進事業を行う場合における経費のうち、次に掲げる取組に要する経費を支援する。 (1) 食育推進検討会の開催 (2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催 (3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 (4) 食文化の保護・継承のための取組支援 (5) 農林漁業体験の機会の提供 (6) 和食給食の普及 (7) 学校給食における地場産物活用の促進 (8) 共食の場における食育活動 (9) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組 (10) 食品ロスの削減に向けた取組	1/2 以内					<a href="https://www.maff.go.jp/j/syokuku/torikumi.html">https://www.maff.go.jp/j/syokuku/torikumi.html</a>	予算補助
消費・安全対策交付金事業（地域での食育の推進事業（令和4年度第2次補正予算事業に限る））	市町村、民間団体等	消費・安全対策交付金交付等要綱（国） 消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領（道）	市町村、農林漁業者の組織する団体等が地域での食育の推進事業を行う場合における経費のうち、次に掲げる取組に要する経費を支援する。 (1) 地域での食育の取組 ア 共食の場における食育活動 イ 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組 (2) 学校における食育の取組 ア 学校給食における地場農産物等活用の促進 イ 和食給食の普及 ウ 農林漁業体験の機会の提供	定額					<a href="https://www.maff.go.jp/j/syokuku/torikumi.html">https://www.maff.go.jp/j/syokuku/torikumi.html</a>	予算補助
国際水準GAP実践拡大推進事業	農業協同組合連合会  (1) 農業の専門学科を有する教育機関 (2) 農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合、その他農業者の組織する団体、株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの、その他知事が支援の対象とすることが適当と認める者  畜産を営む者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合、その他農業者の組織する団体、株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの、農業の専門学科を有する教育機関、その他知事が支援の対象と	持続的生産強化対策事業実施要綱（国） 農業生産工程管理推進事業補助金交付事務取扱要領（道）	1 GAP指導活動支援事業 国際水準GAPの推進のための取組に要する経費 (1) GAP指導活動の推進に係る取組  2 GAP認証取得拡大支援事業 教育機関等のGAP認証審査に要する経費 (1) 人材育成のための農業教育機関における認証取得等に係る取組 (2) 環境負荷低減に取り組む団体における認証取得等に係る取組  3 畜産GAP指導活動支援事業 畜産GAPの推進のための取組に要する経費 (1) 畜産GAPの認証取得の推進に係る取組	定額  定額  定額						予算補助

	<p>することが適当と認める者</p> <p>畜産を営む者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合、その他農業者の組織する団体、株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの、農業の専門学科を有する教育機関、その他知事が支援の対象とすることが適当と認める者</p>		<p>4 畜産GAP認証取得拡大支援事業 畜産GAPの認証取得のために必要な経費 (1) 畜産GAP等の認証取得に係る取組</p>	定額						
農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	<p>農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体等</p> <p>六次化法に基づく認定若しくは変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体、農商工等連携促進法に基づく認定若しくは変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者</p>	<p>農山漁村振興交付金等実施要綱（国）</p> <p>農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（国）</p> <p>農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業補助金交付事務取扱要領（道）</p>	<p>1 農山漁村発イノベーション推進支援事業 (1) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進 (2) 新商品開発・販路開拓の実施 (3) 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組 (4) 多様な地域資源を新分野で活用する取組 (5) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進</p> <p>2 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型） (1) 農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設 (2) 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設</p>	<p>1/2 以内 上限 500万円</p> <p>3/10以内</p> <p>ただし市町村戦略等に基づいて行われる取組の場合は1/2以内</p> <p>それぞれ原則上限1億円</p>				<p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/agrib/6_jikaR.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/agrib/6_jikaR.html</a></p>	<p>予算補助 ※道要領R5改定予定</p>	
GFPグローバル産地づくり推進事業	<p>農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる3者以上の連携体</p> <p>農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は農林漁業関連事業に常時従事する者を新たに3名以上雇用する計画を有する農林漁業者</p> <p>農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体（これらにあっては任意団体を除く。）、都道府県、市町</p>	<p>農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（国）</p> <p>農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（国）</p> <p>GFPグローバル産地づくり推進事業実施要領（国）</p> <p>GFPグローバル産地づくり推進事業補助金事務取扱要領（道）</p>	<p>1 事業の内容 (1) 計画策定支援 GFPグローバル産地計画に必要な調査を実施し、計画を策定する取組等 (2) 生産・加工等の体制構築支援 グローバル産地形成の実現に必要な①人材の育成、②農業規制、動植物検疫、GAPの取組、HACCP等の導入、FSMA（米国における食品安全強化法）への対応のための調査、③ほ場の改良や生産・加工現場の規制に対する調査等を行う取組等 (3) 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援 輸出事業計画の実効性を高めるため海外パイヤー等の招へいによるほ場や生産・加工現場の確認、テスト輸送・販売等による検証・改善を実施するPDCAサイクルを回す取組等 (4) その他支援 本事業の趣旨に資する取組（(1)から(3)までに該当しない取組）</p>	定額					予算補助	

	村、独立行政法人日本貿易振興機構 その他任意団体（協議会等）		(5) 事業推進費								
輸出対応施設等整備事業（食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業／食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業）	食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等に該当する者（法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む） (1) 法人 (2) 地方公共団体 (3) 上記のほか、本事業の事業実施者として、都道府県等が適当と認める者	【輸出対応施設等整備事業（食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業）】 農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業交付等要綱（国）  輸出対応施設等整備事業補助金交付事務取扱要領（道）  【輸出対応施設等整備事業（食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業）】 農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業交付等要綱（国）  輸出対応施設等整備事業補助金交付事務取扱要領（道）	食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者等が、輸出先国の規制（輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、添加物、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての基準・条件、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（輸出促進法）第 17 条に基づく適合施設の認定及び ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機 JAS、ハラール・コーシャ等の認証取得）に対応するために必要な施設や機器（以下「施設等」という。）の整備及び施設等の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング等に要する経費を支援  1 施設等整備事業 本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸出先国の規制に対応するために必要な施設等の整備に係る経費  2 効果促進事業 輸出向け HACCP の認定・認証取得等のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、輸出向け HACCP 認定・認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、1 の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費	1/2 以内						予算補助  【輸出対応施設等整備事業（食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業）】 国の交付等要綱については令和 4 年度のもの	
みどりの食料システム戦略推進総合対策事業	市町村、地域協議会、民間団体等	みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（国）  みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（国）  みどりの食料システム戦略推進総合対策事業補助金交付事務取扱要領（道）	資材・エネルギーの調達から農林水産物の生産、加工、流通、消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区を創出する取組を支援する。  (1) 推進体制整備事業 (2) 有機農業産地づくり推進事業 (3) 有機転換推進事業 (4) グリーンな栽培体系への転換サポート事業 (5) SDGs 対応型施設園芸確立事業 (6) 地域循環エネルギーシステム構築事業 (7) バイオマス産地地消の推進事業	定額 1/2 以内 2 万円/10a 以内					<a href="https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanky/seisaku/midori/">https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanky/seisaku/midori/</a>	予算補助	

地域バイオマス利活用促進事業	地方公共団体又は民間団体等	<p>みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱(国)</p> <p>みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱(国)</p> <p>地域バイオマス利活用促進事業費補助金交付要領(道)</p>	<p>1 地域循環型エネルギーシステム構築事業 木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用の促進に向け、実現可能性調査、実証調査及び報告書作成の取組を支援。</p> <p>2 バイオマス地産地消の推進事業 (1) 事業化の推進 ア 調査 バイオマス利活用施設の導入促進のため、バイオマス利活用施設の導入可能性の有無についての調査 イ 基本設計 バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる基本的な設計 ウ 実施設計 バイオマス利活用施設の整備に当たり必要となる実施設計 エ 協議・手続 バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる関係者との協議や各種手続 (2) 効果促進対策 バイオマス利活用施設の効果を最大限発揮するため、施設整備済み(施設が完成見込みである場合を含む。)のバイオマス利活用において、熱電供給による農業ハウス等への熱供給、災害時のレジリエンス強化、新たな原料の混合利用等によるエネルギー利用率改善及び原料調達が多様化、副産物の有効利用等、全国的な課題について改善案を検討・検証し、課題解決を図る取組</p> <p>3 バイオマス地産地消施設整備事業 (1) バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策(生産基盤強化モデル) 農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料等の複合利用を実現するために必要な施設の整備 (2) 地域資源循環の高度化(地域一体モデル) バイオマスを中心とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向けて、地域における複数のバイオマスの組み合わせや、他の再生エネルギーも活用しつつ、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備 (3) バイオマス新技術活用モデルの構築(スマート技術モデル) これまで利用が進んでいない地域資源や新技術の活用により、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備</p>	<p>定額</p> <p>1/2 以内 (上限500万円)</p> <p>定額 (上限500万円)</p> <p>1/2 以内</p>													<a href="https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyoseisaku/midori/">https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyoseisaku/midori/</a>	予算補助
----------------	---------------	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	------

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
産地生産基盤パワーアップ事業	市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体等	産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（国） 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付事務取扱要領（道）	市町村、地域協議会（効果増進事業を行う場合に限る）が産地生産基盤パワーアップ事業を行う場合又は市町村が産地生産基盤パワーアップ事業を行う農業者等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費 （整備事業（収益性向上対策、国産シェア拡大対策）） 育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、用土等供給施設、農作物被害防止施設、農業廃棄物処理施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物処理・利用施設 （生産支援事業） 1 農業機械等の導入及びリース導入 2 生産資材の導入等 （生産基盤強化対策） 1 農業用ハウスの再整備・改修 2 果樹園・茶園の再整備・改修 3 農業機械の再整備・改良 4 生産装置の継承・強化に向けた取組 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 6 全国的な土づくりの展開	1/2 4/10 1/3 以内					<a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoinougyou/sanchipu.html">https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoinougyou/sanchipu.html</a>	予算補助
経営所得安定対策等推進事業	市町村	経営所得安定対策等推進事業実施要綱（国） 経営所得安定対策等推進事業補助金交付事務取扱要領（道）	市町村が経営所得安定対策等推進事業を行う場合又は市町村がその区域に設置されている地域再生協議会に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	定額						予算補助
強い農業づくり総合支援交付金	市町村 土地改良区 公社 その他農業者の組織する団体等	強い農業づくり交付金交付等要綱（国） 強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領（道）	（整備事業） 産地競争力の強化 1 産地収益力の強化に向けた総合的推進 （土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）、畜産副産物の肥飼料利用 耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物及び家畜放牧等条件整備、耕種作物産地基幹施設整備、畜産物産地基幹施設整備、農業廃棄物処理施設整備 2 産地合理化の促進 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備、集出荷貯蔵施設	1/2 4/10 1/3 3/10 以内					<a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoinougyou/tutir5/tuyonou_tuti.html">https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoinougyou/tutir5/tuyonou_tuti.html</a> <a href="http://pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/75495.html">http://pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/75495.html</a>	予算補助

			<p>設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用、食肉等流通体制再編整備、国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化、乳業再編等整備</p> <p>3 みどりの食料システム戦略の推進、スマート農業の推進、産地における戦略的な人材育成の推進  耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物及び家畜放牧等条件整備、耕種作物産地基幹施設整備、畜産物産地基幹施設整備、農業廃棄物処理施設整備</p>							
強い農業づくり事業	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区 公社 農事組合法人 農事組合法人以外の農地所有適格法人 特定農業団体 その他農業者の組織する団体等	強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領（道）	（推進事業） 産地競争力の強化 1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 土地利用作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、生産体制保安、農産物販路拡大、環境保全型農業、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、生乳乳製品流通、多角的農作業コントロール育成 次に掲げる内容を実施できるものとする (1) 協議会の開催 (2) 行動計画の作成 (3) 調査の実施 (4) 実証、試験の実施 (5) 技術の普及 (6) 啓発活動 (7) その他（知事が特別に定める取組に限る）	1/2 以内 定額						予算補助
持続的畑作生産体系確立緊急支援事業	市町村 農業協同組合 農業者 農業者の組織する団体 地域農業再生協議会 農業協同組合連合会 民間事業者 コンソーシアム 公益社団法人 公益財団法人 一般社団法人 一般財団法人	持続的畑作生産体系確立緊急支援事業実施要領（国） 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付事務取扱要領（道）	市町村等が持続的畑作生産体系確立緊急支援事業を行う場合又は市町村が持続的畑作生産体系確立緊急支援事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費 1 国産需要の高い作物の産地拡大等支援事業 (1) 種ばれいしょの新産地形成支援事業 (2) 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業 (3) 種ばれいしょの安定供給対策事業 (4) ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業 (5) ばれいしょ産地モデル育成推進事業 (6) ばれいしょ保管施設等整備事業 (7) 豆類等の安定生産対策事業 (8) 持続的な生産・流通体系確立事業 (9) 労働負担軽減対策事業 (10) てん菜から需要の高い作物への転換支援事業 2 環境に配慮した生産体系確立支援事業 (1) 環境に配慮した地域生産モデル確立事業	1/2 以内 定額				<a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/r4hosei_jizokuteki_hatasaku.html">https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/r4hosei_jizokuteki_hatasaku.html</a>	予算補助	



麦・大豆生産技術向上事業	都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等	麦・大豆生産技術向上事業補助金交付等要綱（国） 麦・大豆生産技術向上事業実施要領（国） 麦・大豆生産技術向上事業補助金交付事務取扱要領（道）	地域農業再生協議会等が麦・大豆生産技術向上事業を行う場合又は、市町村が事業を行う農業者等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費。 1 生産性向上の推進支援 2 新たな営農技術等の導入支援 3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等の支援 4 都道府県及び市町村による生産性向上の取組支援	1/2以内定額					<a href="https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukaku/mugimame_kokusanka.html">https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukaku/mugimame_kokusanka.html</a>	予算補助
--------------	--------------------------------	--	---	---------	--	--	--	--	---	------

所管部課名 農政部 生産振興局 畜産振興課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産クラスター協議会（地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、農業協同組合、外部支援組織などの関係者が参画し設立する協議会） 畜産を営む者及び地方公共団体又は生産者団体の他、1者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会（補助対象経費の3の取組に限る。）	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（国） 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等補助金交付事務取扱要領（道）	市町村が畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業を行う畜産クラスター協議会等に補助する場合における当該事業に要する経費のうち次に掲げるもの 1 畜産・酪農収益力強化に資する施設等の整備に要する経費 (1) 家畜飼養管理施設等 (2) 家畜排せつ物処理施設等 (3) 自給飼料関連施設等 (4) 畜産物加工施設等 (5) (1)～(4)の施設等の補改修 (6) 地域活性化施設（肉用牛・酪農重点化枠の場合に限る。） (7) 放牧関連施設（飼料増産優先枠の場合に限る） 2 家畜の導入に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（国）別紙1第5に定める新たに畜産を開始する者等に貸し付ける場合 (2) 次に掲げる場合の家畜の購入に要する経費 ア 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（国）別添3に定める肉用牛・酪農重点化枠における別添3の第2の(2)に定める中心的な経営体等が家畜を購入する場合 イ 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（国）別添4に定める中山間地域優先枠における別添4の第2の4に定める場合で家畜を継承し、購入する場合	1/2以内					<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/95659.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/95659.html</a>	予算補助

地域衛生管理体制整備事業	市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体等	消費・安全対策交付金実施要綱（国） 消費・安全対策交付金交付要綱（国） 消費・安全対策交付金実施要領（国） 消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領（道）	地域における家畜の伝染性疾患の防疫上、特に対策を講じる必要がある疾病（以下、「特殊疾病」）について、事業実施主体が地域検討委員会を開催し、特殊疾病対策等マニュアルを作成、当該マニュアルに基づき、講習会の開催、清浄性維持のための検査等を実施するなど、地域自衛防疫の体制の整備やと畜場の消毒施設の整備等に対し補助金を交付。 （１） 地区推進事業 （２） 車両消毒施設整備 （３） 野生動物侵入防止柵整備	1/2 以内					https://www.maff.go.jp/j/syouan/yosan/yosan/attach/pdf/r4_syouan_yosan_kettei-58.pdf  https://www.maff.go.jp/j/syouan/yosan/yosan/attach/pdf/r4_syouan_yosan_kettei-23.pdf	予算補助
--------------	---	--	--	--------	--	--	--	--	--	------

所管部課名 農政部 生産振興局 技術普及課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
鳥獣被害防止総合対策事業	1、3及び4の取組にあっては、①協議会又は②その構成員（試験研究機関を除く）であって、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行っている体制を有しているもの 2の取組にあっては、①協議会、②協議会構成員又は③狩猟者団体、処理加工施設の運営者、地方公共団体及び民間事業者（食品関連事業者、流通販売事業者）等から構成される組織若しくは団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行っている体制を有し、組織及び運営についての規約の定めがあるコンソーシアム	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（国）  鳥獣被害防止総合対策事業補助金交付事務取扱要領（道）	（整備事業） 事業主体が行う鳥獣被害を軽減する被害防止施設等に要する経費 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 3 捕獲技術高度化施設 4 地域提案による施設等	1/2 55/100 以内 定額					https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/yosan.html	予算補助

	地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有している組織であって、組織及び運営についての規約の定めがある協議会又はコンソーシアム		(推進事業) 事業主体が野生鳥獣による農作物被害防止活動を行う場合における当該事業に要する経費 1 被害防止活動推進 (1) 推進体制の整備 (2) 有害捕獲 (3) 被害防除 (4) 生息環境管理 (5) サル複合対策 (6) 他地域人材活用 (7) ICT等新技術の活用 2 実施隊特定活動 (1) 大規模緩衝隊整備 (2) 誘導捕獲柵の導入 3 ICT等新技術実証 4 農業者団体等民間団体被害防止活動 5 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 6 鳥獣被害対策実施隊体制強化 7 捕獲サポート体制の構築 8 処理加工施設の人材育成 9 ICTの活用による情報管理の効率化	1/2以内 定額						
	協議会及び市町村(協議会の構成員に限る)		(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業) 事業主体が農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費 1 推進事業 (1) 有害捕獲	定額						
新規就農者育成総合対策 (新規就農者サポート体制構築事業)	市町村、協議会等	新規就農者育成総合対策事業実施要綱(国)	①就農相談体制の整備 ・就農相談員の取組に必要な経費(賃金等) ②先輩農業者等による技術面等のサポート ・就農支援員による指導者金 ・新規就農者を対象とした研修会・講習会の開催経費 ③研修農場の整備 ・農業用施設 ・農業用機械(アタッチメント含む)・設備 ④社会人向けの農業研修の実施	①② 1/2以内 上限100万 ③ 1/2以内 ④ 定額 上限300万					<a href="https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/">https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/</a>	予算補助
新規就農者育成総合対策 (経営開始資金) (経営発展支援事業)	市町村	新規就農者育成総合対策事業実施要綱(国)	①経営開始資金 ・市町村の人・農地プランに位置づけられている原則50歳未満の独立・自営就農者に対し、年間最大150万円を最長3年間交付 ②経営発展支援事業 ・新規参入者、親元就農者に対し、就農後の経営発展のための機械・施設等の導入を支援	① 定額 上限150万 ② 1/2以内 上限250万	② 1/4以内				<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gjf/seinen/syuuunou/kyuhukin.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gjf/seinen/syuuunou/kyuhukin.html</a>	予算補助
新規就農者育成総合対策 (農業教育高度化事業)	市町村等	新規就農者育成総合対策事業実施要綱(国)	①農業教育機関における教育カリキュラムの強化 ②農業教育機関における研修用農業機械又は農業設備の導入 ③農業教育機関におけるeラーニングの導入 ④若者の就農意欲を喚起するための活動 ⑤農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組 ⑥国際的な農業人材育成のための取組	①③④⑤ 定額 ② 1/2以内 ⑥ 1/2以内 上限60万						予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
農業経営基盤強化資金利子補給事業 ※ 現在、新規案件の承認はしていません	市町村	北海道農業経営基盤強化資金実施要領（道）	農業経営基盤強化資金の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		概ね 1/2	概ね 1/2				予算補助
天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う利子補給事業 ※ 災害による大規模な農業被害が発生し、法が発動された場合に実施されます	市町村	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（国）	天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴い市町村が行う利子補給に要する経費 ・年 6.5%以内資金 ・年 5.5%以内資金 ・年 3.0%以内資金	50/100 50/100 65/100	25/100 25/100 17.5/100	25/100 25/100 17.5/100				法律補助
畜産経営体質強化支援資金利子補給事業	市町村	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（国）	畜産経営体質強化支援資金の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3				予算補助
畜産特別資金利子補給事業	市町村	畜産特別支援資金融通事業実施要綱（国）	畜産特別資金融通事業（大家畜特別支援資金）の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3				予算補助
農業災害融資利子補給事業 ※ 災害による大規模な農業被害が発生し、規則が発動された場合に実施されます	市町村	北海道農業災害融資促進規則（道）	天災による被害農業者に対する資金の融通に伴い市町村が行う利子補給に要する経費 ・年 6.5%以内資金 ・年 5.5%以内資金 ・年 3.0%以内資金		6/10	4/10				予算補助
天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う損失補償事業 ※ 災害による大規模な農業被害が発生し、法が発動された場合に実施されます	市町村	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（国）	天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う契約に基づいて市町村が行う損失補償に要する経費	5/10	3/10	2/10				法律補助

大家畜経営活性化資金利子補給事業 ※ 現在、新規案件の承認はしていません	市町村	大家畜経営活性化資金特別融通補助事業実施要綱（国）	大家畜経営活性化資金の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		概ね 2/3	概ね 1/3				予算補助
大家畜経営改善支援資金利子補給事業 ※ 現在、新規案件の承認はしていません	市町村	大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱（国）	大家畜経営改善支援資金の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3				予算補助
大家畜特別支援資金利子補給事業 ※ 現在、新規案件の承認はしていません	市町村	大家畜特別支援資金融通事業実施要綱（国）	大家畜特別支援資金の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3				予算補助
畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業 ※ 現在、新規案件の承認はしていません	市町村	畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱（国）	畜産経営維持緊急支援資金の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3				予算補助
畜産特別支援資金利子補給事業 ※ 現在、新規案件の承認はしていません	市町村	畜産特別支援資金融通事業実施要綱（国）	畜産特別支援資金融通事業（大家畜特別支援資金及び畜産経営改善緊急支援資金）の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3				予算補助
地域計画策定推進緊急対策事業	市町村 農業委員会	地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱（国）	市町村及び農業委員会による地域計画の策定に必要な以下の取組にかかる経費  1 市町村推進事業 ① 協議の場の設置に係る調整 ② 協議の実施・取りまとめ ③ 地域計画案の取りまとめ ④ 地域計画の告知・周知  2 農業委員会推進事業 目標地図の素案作成の取組	定額						予算補助
アイヌ農林漁業対策事業	市町村 農業協同組合 漁業協同組合 森林組合 土地改良区 農林漁業者等の組織す	特定地域経営支援対策事業実施要綱（国）  北海道アイヌ農林漁業対策事業実施要領（道）	市町村等が行うアイヌ農林漁業対策事業の実施に要する次に掲げる経費  1 農林業生産基盤整備事業 2 農林漁業経営近代化施設整備事業 3 特認事業	[市町村が事業主体の場合]  2/3 以内  [市町村以外が事業主体の場合]					<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/sen/sien/sub8.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/sen/sien/sub8.html</a>	予算補助

	る団体 第3セクター			2/3 以内	1/20 以内					
消費・安全対策 交付金	市町村 農業協同組合 営農集団 知事が地方農政局長等 と協議して適当と認め る団体等	消費・安全対策交付金 実施要綱(国) 消費・安全対策事業補 助金交付事務取扱要領 (道)	市町村等が行う次に掲げる取組に必要な経費 ○食料安全保障確立対策推進交付金 I 農畜水産物の安全性の向上 1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・ 加工食品の安全性向上措置の検証 (1) 有害化学物質・有害微生物の汚染実態の把握 (2) 安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証 1-2 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産 におけるリスク管理措置の導入・普及推進 (1) カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及 びヒ素濃度の同時低減技術の実証・普及 (2) 水稲におけるヒ素濃度低減技術の実証・普及 (3) カドミウム及びヒ素濃度低減技術の技術導入 促進活動 2 農薬の適正使用等の総合的な推進 (1) 農薬の安全使用の推進 (2) 農薬の適切な管理及び販売の推進 (3) 農薬残留確認調査等の実施 (4) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置 の評価・検証 (5) 農薬による蜜蜂の被害を軽減するための対策 の確立 (6) 埋設農薬処理の進行管理の実施 (7) 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響 の防止措置の実施 (8) 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正 実施に向けた試験従事者等への研修 II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止 1 家畜衛生の推進 (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防 (2) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 (3) 畜産物の安全性向上 (4) 野生動物の対策強化 2 病害虫の防除の推進 (1) 薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十 分な効果が得られない病害虫・雑草等の管理手法の 確立 3 重要病害虫の特別防除等 (1) 重要病害虫侵入警戒調査等の実施 (2) 移動規制病害虫特別防除 (3) 重要病害虫の防除 (4) 特殊病害虫緊急防除 ○食料安全保障確立対策整備交付金 II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止 1 家畜衛生の推進 (1) 地域における車両消毒施設整備 (2) 野生動物侵入防止柵の整備	1/2 以内				<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/sen/sien/shouhi.html">https://www. pref.hokkaido. lg.jp/ns/kei/ sen/sien/ shouhi.html</a>	予算補助	

機構集積協力金 交付事業	市町村	農地集積・集約化対策 事業実施要綱（国）	<p>[事業の内容]          市町村が農地中間管理機構にまとめた農地を貸付けた地域や、農業者に次に掲げる協力金を交付する場合における当該事業に要する経費</p> <p>1 地域集積協力金          (1) 交付対象者          市町村内の「地域」であり、全域が同一の地域計画の区域に含まれていること。          (2) 交付要件          「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸付けられていること 等          (3) 交付単価          機構の活用率に応じ国が定める以下の単価</p> <table border="1" data-bbox="728 422 1171 710"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">機構の活用率</th> <th rowspan="2">交付単価 (万円/10a)</th> </tr> <tr> <th>一般地域</th> <th>中山間地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>20%超 40%以下</td> <td>4%超 15%以下</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>40%超 70%以下</td> <td>15%超 30%以下</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>70%超 80%以下</td> <td>30%超 50%以下</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td>80%超</td> <td>50%超 80%以下</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>区分5</td> <td>—</td> <td>80%超</td> <td>3.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 交付額          交付単価×交付対象面積</p> <p>2 集約化奨励金          (1) 交付対象者          市町村内の「地域」であり、全域が同一の地域計画の区域に含まれていること。          (2) 交付要件          機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む「地域」 等          (3) 交付単価          要件に応じ国が定める以下の単価</p> <table border="1" data-bbox="728 1013 1171 1380"> <thead> <tr> <th></th> <th>要件</th> <th>交付単価 (万円/10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>1 ha 以上の団地面積の割合 10 ポイント以上増加</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>1 ha 以上の団地面積の割合 0 ポイント以上増加、又は 1 ha 以上の団地面積の割合 30%以上の地域で 1 筆の平均面積が 1.5 倍以上</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>区分1、2 共通</td> <td>農作業受託の農地面積</td> <td>区分1、2の交付単価に0.5を乗じる</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 交付額          交付単価×交付対象面積</p> <p>3 経営転換集積協力金</p>		機構の活用率		交付単価 (万円/10a)	一般地域	中山間地域	区分1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0	区分2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6	区分3	70%超 80%以下	30%超 50%以下	2.2	区分4	80%超	50%超 80%以下	2.8	区分5	—	80%超	3.4		要件	交付単価 (万円/10a)	区分1	1 ha 以上の団地面積の割合 10 ポイント以上増加	1.0	区分2	1 ha 以上の団地面積の割合 0 ポイント以上増加、又は 1 ha 以上の団地面積の割合 30%以上の地域で 1 筆の平均面積が 1.5 倍以上	3.0	区分1、2 共通	農作業受託の農地面積	区分1、2の交付単価に0.5を乗じる	定額							予算補助
	機構の活用率		交付単価 (万円/10a)																																														
	一般地域	中山間地域																																															
区分1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0																																														
区分2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6																																														
区分3	70%超 80%以下	30%超 50%以下	2.2																																														
区分4	80%超	50%超 80%以下	2.8																																														
区分5	—	80%超	3.4																																														
	要件	交付単価 (万円/10a)																																															
区分1	1 ha 以上の団地面積の割合 10 ポイント以上増加	1.0																																															
区分2	1 ha 以上の団地面積の割合 0 ポイント以上増加、又は 1 ha 以上の団地面積の割合 30%以上の地域で 1 筆の平均面積が 1.5 倍以上	3.0																																															
区分1、2 共通	農作業受託の農地面積	区分1、2の交付単価に0.5を乗じる																																															

			<p>(1) 交付対象者 農地中間管理機構に全ての自作地を貸付けた以下の農業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業部門の減少により経営転換する農業者</li> <li>・リタイアする農業者</li> <li>・農地の相続人で農業経営を行わない者</li> </ul> <p>(2) 交付要件 全ての自作地を10年以上機構に貸付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸付けられること等</p> <p>(3) 交付単価 国が定める以下の単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交付単価 (万円/10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元～3年度</td> <td>1.5 (上限:50万円/戸)</td> </tr> <tr> <td>令和4～5年度</td> <td>1.0 (上限:25万円/戸)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 交付額 毎年度12月末までに交付申請があった農地面積(畦畔面積を含みます) × 交付単価</p>	年度	交付単価 (万円/10a)	令和元～3年度	1.5 (上限:50万円/戸)	令和4～5年度	1.0 (上限:25万円/戸)						
年度	交付単価 (万円/10a)														
令和元～3年度	1.5 (上限:50万円/戸)														
令和4～5年度	1.0 (上限:25万円/戸)														
農地利用効率化等支援事業	市町村	農地利用効率化等支援交付金実施要綱(国) 強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(道)	<p>(整備事業) 経営改善 将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者等に対し市町村が行う次に掲げる取組に必要な経費</p> <p>ア 融資主体支援タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 融資主体型補助事業</li> <li>(b) 追加的信用供与補助事業</li> </ul> <p>イ 被災農業者支援タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 融資等活用型補助事業</li> <li>(b) 追加的信用供与補助事業</li> </ul> <p>ウ 条件不利地域支援タイプ</p>	3/10 1/2 以内 定額				<a href="https://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/index.html">https://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/index.html</a>	予算補助						



農業共同利用施設災害復旧事業	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律  激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律  農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱（国）  農業共同利用施設災害復旧事業実施要領（道）	市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会が実施する農業共同利用施設災害復旧事業に要する経費	2/10 （激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第19条第2項の規定に基づき農林水産大臣が告示した地域内の施設については、補助対象経費の4/10（40万円を超える部分については9/10）、その他の地域内の施設については、補助対象経費の3/10（40万円を超える部分については5/10）					<a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/taisaku_gaiyou/kyodo_hukkyu/index.html">https://www.maff.go.jp/j/saigai/taisaku_gaiyou/kyodo_hukkyu/index.html</a>	法律補助
----------------	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	------

所管部課名 農政部 農業経営局 農地調整課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
農業委員会等活動促進事業  （農業委員会交付金）  （農地利用最適化交付金）  （機構集積支援事業）	農業委員会（市町村）	農業委員会等に関する法律  農業委員会交付金等交付要綱（国）  農地利用最適化交付金事業実施要綱（国）  農地集積・集約化対策事業実施要綱（国）	農業委員会等に関する法律で規定された事務を円滑に処理するための経費    農業委員会等が行う農地法等に基づく農地の利用関係の調整等に要する経費	定額						法律補助  予算補助  予算補助
農山漁村振興交付金  （最適土地利用総合対策）	市町村、地域協議会等	農山漁村振興交付金交付等要綱（国）  農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（国）	市町村等が行う荒廃農地の再生利用活動や発生防止の取組に要する経費	定額 （ソフト）  5.5/10 以内 （ハード）						予算補助

国土調査事業	市町村	国土調査法	地籍の明確化を図るために市町村が行う地籍調査事業に要する経費	1/2	1/4	1/4			<a href="http://www.chiseki.go.jp/plan/index.html">http://www.chiseki.go.jp/plan/index.html</a>	法律補助
--------	-----	-------	--------------------------------	-----	-----	-----	--	--	---	------

所管部課名 農政部 農村振興局 農村設計課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考		
				国	道	市町村	その他					
農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型））	都道府県 市町村 土地改良区 農業協同組合 漁業協同組合 森林組合 NPO法人 地域協議会 地域再生推進法人 農林漁業者等の組織する団体等	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 農山漁村振興交付金交付等要綱（国） 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（国）	<p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第2項第1号の活性化計画の区域における定住等の促進に資するため、基幹産業である農林漁業の振興を図ることが必要であり、かつその振興に寄与すると認められること</p> <p>以下のいずれかに該当する施設等であること</p> <p>(1) 農林漁業体験等により児童を農山漁村へ受入れるために必要な施設等であること</p> <p>(2) 農林水産物の高付加価値化や生産者の販売力強化等に必要な施設等であること</p> <p>(3) 農山漁村に定住する契機となるために必要な施設等であること</p> <p>(4) 地域の食と農の魅力を活かした体験等の受入体制構築に必要な施設等であること</p> <p>(5) 障害者等の就農支援に必要な施設等であること</p> <p>(6) 振興山村の地域資源を活用した商品開発等の付加価値向上、域内消費、販売促進等の取組に必要な施設等であること</p> <p>(7) 農山漁村における雇用の増大を図るために必要な施設等であること</p> <p>(8) 指定棚田地域の振興に必要な施設等であること</p>						<a href="https://www.maff.go.jp/j/kasseika/index.html">https://www.maff.go.jp/j/kasseika/index.html</a>	令和3年度の内容を掲載 法律補助		
				1 生産基盤及び施設の整備								基盤整備は他の事業メニューと併せ行う場合に実施可能
				(1) 基盤整備	1/2 5.5/10			1/2 4.5/10				
				(2) 生産機械施設	1/2 4/10 4.5/10 3/10 定額			1/2 6/10 5.5/10 7/10 定額				
				(3) 処理加工・集出荷貯蔵施設	1/2 4/10 3/10 定額			1/2 6/10 7/10 定額				
				(4) 新規就業者等技術習得管理施設	1/2			1/2				
				2 生活環境施設の整備								
				(1) 簡易給排水施設等	1/2 5.5/10			1/2 4.5/10				
				(2) 農山漁村定住促進施設	1/2			1/2				
				3 地域間交流拠点施設の整備								
(1) 地域資源活用総合交流促進施設	1/2 5.5/10 3/10			1/2 4.5/10 7/10								



			<p>※アのうち高収益作物の導入、生産、販売及びイの取組はマーケット調査と併せて実施しなければならない。ただし、既にマーケット調査を行っている場合はこの限りではない。</p> <p>※ オは、農用地保全や地域資源活用と関連した取組であること。</p> <p>(2) 地域レジリエンス強化支援 中山間地域等と都市的地域（農林統計上の農業地域類型区分）において自然災害等の不測の事態が生じた際の避難対策、平常時からの交流深化等の連携を強化した協定の締結</p> <p>※ 取り組む場合は、①地域産品の取組拡大、②災害時の連携体制整備及び③都市と農村の交流機会の確保を含む中山間地域等と都市的地域の連携協定を策定する。</p>							
多面的機能支払交付金	市町村	<p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律</p> <p>多面的機能支払交付金交付要綱(国)</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱(国)</p> <p>多面的機能支払交付金実施要領(国)</p> <p>日本型直接支払推進交付金交付要綱(国)</p> <p>日本型直接支払推進交付金実施要綱(国)</p> <p>日本型直接支払推進交付金実施要領(国)</p>	<p>1 多面的機能支払交付金 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地や水路など地域資源の適切な保全管理に取り組む地域の共同活動を支援する [事業内容等] (1) 対象農用地 農振農用地区域内の農用地等 (2) 対象組織 ・ 農業者のみで構成される活動組織 ・ 農業者及びその他の者で構成される活動組織 (3) 対象活動 ○ 農地維持支払 ① 地域資源の基礎的な保全活動 ② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 ○ 資源向上支払（共同活動） ① 施設の軽微な補修 ② 農村環境保全活動 ③ 多面的機能の増進を図る活動 ○ 資源向上支払（施設の長寿命化） 老朽化が進む農地周りの水路、農道などの施設の長寿命化のための補修、更新等 (4) 交付単価 田、畑、草地の地目毎に設定された額</p> <p>2 多面的機能支払推進交付金 多面的機能支払交付金に係る推進事業を実施するために必要な経費を支援する</p>	1/2	1/4	1/4		<p><a href="https://www.maff.go.jp/j/noushin/kanri/tamen_siharai.html">https://www.maff.go.jp/j/noushin/kanri/tamen_siharai.html</a></p>	法律補助	
				定額						予算補助

中山間地域等直接支払交付金	市町村	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	1 中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化	1 / 2	1 / 4 (特認地域)	1 / 4			<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/">https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/</a>	法律補助
			中山間地域等直接支払交付金交付要綱(国)	等、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援する [事業実施期間] 令和2年度から令和6年度までの5年間 [主な交付要件等] (1) 対象地域 地域振興5法指定地域、棚田地域振興法の指定棚田地域及び知事が設定した要件を満たす地域 (2) 対象者 協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等。 (3) 対象農用地 対象地域内に存する農振農用地区域内の農用地であって傾斜等一定の基準を満たすもの (4) 対象行為 ○最低限の活動 ①集落マスタープランの作成 ②耕作放棄地の発生防止活動、水路・農道等の管理活動 ③多面的機能増進活動(景観作物の作付等) ○体制整備のための前向きな活動 ①集落戦略の作成 (5) 交付単価 田、畑、草地、採草放牧地の地目毎に傾斜区分等に応じて設定された額 ※(4)の取組内容のうち、最低限の活動のみを実施する場合は、8割相当額 ※中核的リーダーに指定されない所得超過者の対象農用地は交付対象面積から除く。また、所得超過者かつ中核的リーダーの人数は2名以下または協定参加者の13%の範囲内。 ※1農業者等当たりの受給上限額は500万円。	1 / 3	1 / 3	1 / 3			
		中山間地域等直接支払交付金実施要領(国)								
		日本型直接支払推進交付金交付要綱(国)								
		日本型直接支払推進交付金実施要綱(国)								
		日本型直接支払推進交付金実施要領(国)								
			2 中山間地域等直接支払推進交付金 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業を実施するために必要な経費を支援する	定額						予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	市町村	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業実施要領（道）	<p>道営農業農村整備事業のうち、北海道次世代農業促進生産基盤整備計画が定める「本対策の基本方針」に合致する「区分」及び「整備内容」欄の整備に係る農家負担を市町村が一定割合まで軽減する場合において、当該負担軽減に要する経費。</p> <p>【本対策の基本方針】                      (1) 先進モデル型、促進型、保全型、防災・減災型（「防災重点ため池の整備」を除く）の整備を行う地区                      受益農家の経営耕地面積に占める担い手の経営耕地面積の割合が、令和7（2025）年度末までに、現状の担い手集積率に応じて設定する次の要件を満たすことが確実に見込まれること。                      (2) 防災・減災型（「防災重点ため池の整備」に限る）の整備を行う地区                      対象となるため池が、「防災重点ため池の再選定について（平成30年11月13日付け30農振第2294号農林水産省防災課長通知）」に基づき選定された防災重点ため池であること。</p> <p>【区分】                      (1) 先進モデル型                      (2) 促進型                      (3) 保全型                      (4) 防災・減災型</p> <p>【整備内容】                      (1) スマート農業技術の効果が最大限発揮されるための区画整理<sup>注1</sup>、用水施設等の一体的な整備                      (2) 区画整理<sup>注1</sup>、畑地用水施設の新設整備<sup>注2</sup>、用水施設の新設整備                      (3) 暗渠排水・土層改良<sup>注3</sup>、既設用水施設の長寿命化                      (4) 防災重点ため池の整備、既設用水施設の耐震化、排水施設の整備</p> <p>注1 区画整理と併せ行う暗渠排水、土層改良（密土、除れき）を含む                      注2 畑地に直接散水可能となる整備を対象                      注3 心土破砕は対象外</p> <p>※中心経営体農地集積促進事業（以下「促進費」）を活用する場合は、負担軽減を実施する前の農家負担から、現行の農家負担率欄により算出した額と事業に活用する促進費の国費相当額を控除した額の2分の1とする。</p>		10/10 以内					予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
基幹水利施設管理事業（一般型）	市町村	土地改良法施行令 土地改良関係施設補助金交付要綱（国） 基幹水利施設管理事業実施要綱（国） 基幹水利施設管理事業実施要領（国）	市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹水利施設及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させる [採択基準] 基幹水利施設及び水路であって、（１）及び（２）の要件に該当し、かつ、（３）又は（４）のいずれかの要件に該当するもの（これと一体的に管理する必要のある施設を含む。）を管理の対象とし、かつ非農地率がおおむね 10%以上であるものとする (1) 農林水産大臣により管理を委託されたものであること (2) 一施設ごとに受益面積がおおむね 1,000ha（地盤沈下地帯にあつては 500ha）（畑を受益地とするものにあつては 300ha（地盤沈下地帯にあつては 100ha））以上であること (3) 下記に定める施設の規模等に係る要件に該当するものであること （ダム） 設計洪水量がおおむね 300 m <sup>3</sup> /s 以上、又は貯水量がおおむね 2,500 千 m <sup>3</sup> 以上であること （頭首工） 次の要件のすべてに、該当するものであること ①設計洪水量がおおむね 300 m <sup>3</sup> /s 以上であること ②ゲートを 1 門以上有すること ③最大取水量がおおむね 1.0 m <sup>3</sup> /s 以上であること （用水機場） 最大取水量がおおむね 1.0 m <sup>3</sup> /s 以上であること （排水機場） 排水機の総口径がおおむね 3,000mm 以上であること （排水樋門（排水分水ゲートを含む）） 計画通水量がおおむね 15 m <sup>3</sup> /s 以上（排水分水ゲートにあつては、流末の排水先への総分水量がおおむね 15 m <sup>3</sup> /s 以上）であること （水路） 幹線排水路にあつては、計画通水量がおおむね 15 m <sup>3</sup> /s 以上、幹線排水路にあつては、計画通水量がおおむね 5 m <sup>3</sup> /s 以上であること (4) 下記に定めるいずれかの流域治水対策を実施する施設に該当し、強化計画において当該施設を活用した流域治水の取組が位置付けられているものであること （流域治水プロジェクト） 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの （治水協定） 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの （地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画又は協定） 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事	3/10	3/10	4/10	11/30		<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html</a>	法律補助

			業実施年度中に位置付けられる見込みのもの							
水利施設管理強化事業（一般型）	市町村	土地改良事業関係補助金交付要綱（国） 水利施設管理強化事業実施要綱（国） 水利施設管理強化事業実施要領（国）	農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図る。 [対象土地改良区] 水利施設管理強化計画に基づき、国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯道営造成施設を管理する土地改良区及び土地改良区連合	50/100	25/100	25/100			<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html</a>	予算補助
農業水利施設省エネルギー化推進対策事業支援金	市町村 土地改良区	土地改良関係施設補助金交付要綱（国） 基幹水利施設管理事業実施要綱（国） 基幹水利施設管理事業実施要領（国） 土地改良事業関係補助金交付要綱（国） 水利施設管理強化事業実施要綱（国） 水利施設管理強化事業実施要領（国）	省エネルギー化推進計画を策定し、農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取り組みを実施する者に対して対象施設の電力料及び諸油脂費の高騰分を支援する。	定額					<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_energy/R4_yobihhi.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_energy/R4_yobihhi.html</a>	予算補助
水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）（基幹水利施設保全型）  （簡易整備型）	市町村  市町村 土地改良区等	土地改良事業関係補助金交付要綱（国） 水利施設等保全高度化事業実施要綱（国） 水利施設等保全高度化事業実施要領（国）	[事業の内容] 1 基幹水利施設保全型 用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施  2 簡易整備型 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備等  [採択要件] 1 基幹水利施設保全型 ア 機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。 イ 都道府県営事業として実施する場合にあっては、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準」に該当するものとして、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であって、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ha以上のもの）であること。 ウ 基幹水利施設管理事業と一体的に実施する事業の場合は、事業採択の申請時に基幹水利施設管理強化計画を併せて提出すること。  2 簡易整備型 ア 事業費が200万円以上となること イ 農業者が2者以上であること	50/100  50/100 （六法指定地域等55/100）	18/100	32/100  50/100 （六法指定地域等45/100）		<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html</a>	予算補助	



<p>(実施計画策定事業(水利用調整事業))</p> <p>(実施計画策定事業(機能保全計画策定事業))</p>	<p>市町村 土地改良区等</p> <p>北海道</p> <p>市町村 土地改良区等</p>		<p>ウ 受益面積が5ha以上であること</p> <p>[事業の内容]</p> <p>1 水利用調整事業 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等</p> <p>2 機能保全計画策定事業 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定等</p> <p>[採択要件]</p> <p>1 水利用調整事業 ア 農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること。 イ 環境用水、冬季湛水用水又は消流雪用水を取得する場合にあっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすものであること。 ウ 水利用調整事業のうち農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る取組効果の検証については、治水協定の締結が完了している水系で実施すること</p> <p>2 機能保全計画策定事業 末端支配面積が10ha以上であること</p>							
<p>農業水路等長寿命化・防災減災交付金：農業水路等長寿命化・防災減災事業</p>	<p>市町村 土地改良区等</p>	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業交付要綱(国)</p> <p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(国)</p> <p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(国)</p>	<p>[事業の内容]</p> <p>1 きめ細やかな長寿命化対策 農業水利施設の老朽化にきめ細やかに対応して長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の省力化に資する取組、農業水利施設のスペア資材の確保を支援 ・ハード対策(定率助成) ・ソフト対策(定額助成)</p> <p>2 機動的な防災減災対策 農業水利施設の機能低下により、災害の恐れが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組や、事故の防止などリスク管理に資する取組を支援 ・ハード対策(定率助成) ・ハード対策(定額助成) ・ソフト対策(定額助成)</p> <p>3 ため池の保全・避難対策 防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、都道府県などを単位として行うパトロールなど監視・保全管理に資する活動を支援 ・ソフト対策(定額助成)</p> <p>4 施設情報整備・共有化対策 人・農地プランが実質化されている地域又は実質化に取り組む地域の農地を受益農地とする農業水利施設等の地理情報システム化を支援</p>	<p>定率(ハード) 50/100 (六法指定地域 55/100)</p> <p>定額(ハード) 2のうち ため池の廃止※堤高に応じ上限あり ため池に係る危機管理システムの整備は、令和12年まで定額</p> <p>定額(ソフト) ※上限あり 調査計画等</p>	<p>定率(長寿命化対策) 14/100 (営農用水除く) (防災減災対策) 18/100、 21/100 (営農用水除く)</p>	<p>定率 36/100 (六法指定地域 31/100) (営農用水の場合、 50/100(六法指定地域 45/100))</p> <p>定額</p>	<p>定率(ソフト) 50/100</p>	<p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html</a></p>	<p>予算補助</p>	

			<p>・ソフト対策（定率助成）</p> <p>[採択要件]</p> <p>1 計画を作成していること</p> <p>2 [事業の内容]の1～2のハード対策を実施する場合は、1に加え、以下のすべての要件を満たすこと</p> <p>(1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること</p> <p>(2) 1地区あたりの受益者が、農業者2者以上であること（ただし、施設の廃止や撤去を行う場合を除く）</p> <p>(3) 1地区当たりの事業工期が原則3か年以内であること</p> <p>3 [事業の内容]の1～3のソフト対策を実施する場合には、1の要件に加え、1地区当たりの事業工期が1か年以内であること</p>	<p>10百万円 体制整備 5百万円</p> <p>定率（ソフト） 50/100</p>					
土地改良施設 突発事故復旧 事業（補助）	市町村 土地改良区等	農地防災事業等補助金交付要綱（国）	<p>[事業内容]</p> <p>1 現地仮復旧 安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置</p> <p>2 機能回復を行う復旧工事 施設を原型に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置</p>	50/100 （五法指定地域 55/100 ただし、離島にあっては 60/100）	21/100	29/100 （五法指定地域 24/100 ただし、離島にあっては 19/100）		<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html</a>	法律補助
	北海道	土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要領（国）	<p>3 緊急応急工事 前二項に掲げるもののうち、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長）が緊急に施行する必要があると認める応急工事であって、農村振興局長が別に定めるもの</p> <p>[対象となる主な施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイプライン</li> <li>・機場（揚水機場、排水機場）</li> <li>・開水路</li> <li>・水路トンネル</li> <li>・貯水池（ダム・ため池）</li> <li>・農道</li> </ul> <p>[採択要件]</p> <p>1 末端支配面積がおおむね20ha（5法指定地域にあっては10ha）であること</p> <p>2 復旧事業費が1箇所あたり2,000千円以上となるものであること</p> <p>3 適切に保全管理されている施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること</p>	50/100 （五法指定地域 55/100 ただし、離島にあっては 60/100）	32/100	18/100 （五法指定地域 13/100 ただし、離島にあっては 8/100）			
土地改良施設 PCB廃棄物 処理促進対策 事業（補助）	土地改良区 市町村等	土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（補助）実施要綱（国）	<p>【事業内容】</p> <p>土地改良施設の管理者が保管する高圧トランス・コンデンサ等のPCB廃棄物に関して、次に掲げる処理等に要する経費を助成し、その確実かつ適正な処理等を推進する</p> <p>1 収集運搬に要する経費</p> <p>2 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査等に係る経費</p> <p>【採択基準】</p>	50/100		50/100		<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html</a>	予算補助

			<p>1 1の経費にあつては、施設管理者が管理する土地改良施設に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第2条第1項に規定するPCB廃棄物が存在すること。</p> <p>2 2の経費にあつては、施設管理者が管理する土地改良施設で、昭和41年から昭和49年までの期間にPCBを含む塗料による塗装が行われたおそれがある土地改良施設であること。</p>						
経営体育成促進換地等調整事業	市町村 土地改良区 農業協同組合	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱（国）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（国）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要領（国）</p> <p>又は 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（国）</p> <p>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（国）</p>	<p>換地計画を必要とする土地改良事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用の状況・関係農家の意向把握等を行い、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成する</p> <p>【必須業務】 地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成</p> <p>【選択業務】 農用地集団化促進基本計画作成、従前地面積測定、財産管理制度活用、地区内ゾーン設定調整、経営体育成方針作成、創設農用地・増歩換地調整、非農用地換地関係調整、交換分合基準含み換地調整、換地計画素案作成、経営体育成換地調整</p>	50/100 （六法指定地域等55/100）		50/100 （六法指定地域等45/100）		<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html</a>	予算補助

所管部課名 農政部 農村振興局 農村計画課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
農村環境計画策定事業	市町村	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（国）	農業農村整備事業に係る環境保全対策を定めた農村環境計画の策定	50/100		50/100			<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/">https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/</a>	予算補助
		<p>農業競争力強化農地整備事業実施要領（別紙4 農村環境計画策定事業に係る運用）（国）</p> <p>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（国）</p> <p>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（別紙3 農村環境計画策定事業に係る運用）（国）</p>	農業農村整備事業に係る環境保全対策を定めた農村環境計画の策定	62.5/100		37.5/100			<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/">https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/</a>	予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
農地整備事業 経営体育成型 （農業経営高度化支援事業）	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人	土地改良事業関係補助金交付要綱（国） 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（国） 農業競争力強化農地整備事業実施要領（国） 又は 農山漁村地域整備交付金実施要綱（国） 農山漁村地域整備交付金実施要領（国）	<p>将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施することにより、優良農地を将来にわたり適切に維持・保全することで、食料の自給率向上、農業の多面的機能の十分な発揮に資することを目的とする（農業経営高度化支援事業は、農業生産基盤整備事業と一体的に実施する）</p> <p>[事業の内容]</p> <p>1 高度土地利用調整事業（調査・調整事業） 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動</p> <p>2 中心経営体農地集積促進事業 中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援</p> <p>3 耕地利用高度化推進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p> <p>4 水田貯留機能向上支援事業 (1) 指導事業 水田貯留機能向上の取組を推進するため、市町村が行う普及・推進活動 (2) 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動</p> <p>5 水田貯留機能向上推進事業 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備</p> <p>[採択基準]</p> <p>1 (1)又は(2)のいずれかの要件を満たすこと (1) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が一定以上増加することが確実と見込まれること (2) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化要件（北海道にあっては3.0ha以上）を満たす農地面積の割合が一定以上増加することが確実と見込まれること</p> <p>2 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること</p> <p>3 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、流域治水対</p>	50/100 （六法指定地域等55/100）		50/100 （六法指定地域等45/100）		<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</a>	予算補助	
			定額							
			定額							

			策を実施し、水田貯留機能向上計画が策定されていること							
農地整備事業 中山間地域型 (農業経営高度化支援事業)	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人	土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(国) 農業競争力強化基盤整備事業実施要領(国) 又は 農山漁村地域整備交付金実施要綱(国) 農山漁村地域整備交付金実施要領(国)	六法指定地域等の条件不利地において、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施することにより、優良農地を将来にわたり適切に維持・保全することで、食料の自給率向上、農業の多面的機能の十分な発揮に資することを目的とする(農業経営高度化支援事業は、農業生産基盤整備事業と一体的に実施する) [事業の内容] 1 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動 2 中心経営体農地集積促進事業 中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援 3 耕地利用高度化推進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査 4 水田貯留機能向上支援事業 (1)指導事業 水田貯留機能向上の取組を推進するため、市町村が行う普及・推進活動 (2)調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動 5 水田貯留機能向上推進事業 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備  [採択基準] 1 (1)又は(2)のいずれかの要件を満たすこと (1)生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が一定以上増加することが確実と見込まれること (2)生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積のうち、集約化要件(北海道にあつては3.0ha以上)を満たす農用地面積の割合が一定以上増加することが確実と見込まれること 2 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)を行う場合にあつては、促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること 3 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあつては、流域治水対策を実施し、水田貯留機能向上計画が策定されていること	55/100 55/100 55/100	45/100 45/100 45/100			https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html	予算補助	
				定額						
				定額						

<p>農地整備事業 国営事業促進型 (農業経営高度化支援事業)</p>	<p>市町村 土地改良区</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 水利施設等保全高度化事業実施要綱(国) 水利施設等保全高度化事業実施要領(国)</p>	<p>担い手への農地集積の加速化を図るため、中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援を行う(国営農地再編整備事業と一体的に実施する) [事業の内容] ・中心経営体農地集積促進事業 中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援 [採択基準] 国営農地再編整備事業の農地集積に係る計画の目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること</p>	<p>50/100 (六法指定地域等55/100)</p>		<p>50/100 (六法指定地域等45/100)</p>		<p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</a></p>	<p>予算補助</p>
<p>農地整備事業 国営流域治水対策型 (農業経営高度化支援事業)</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(国) 農業競争力強化基盤整備事業実施要領(国)</p>	<p>気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害等の被害の防止、最小化を図るため、水田の雨水貯留機能を向上させる「田んぼダム」の取組を推進する国営の農地整備事業実施地区において、排水施設の整備や地元の実施体制の構築強化等の環境整備を実施していく団体を支援する [事業の内容] 1 水田貯留機能向上支援事業 ① 指導事業 水田貯留機能向上の取組を推進するため、市町村が行う普及・推進活動 ② 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動 2 水田貯留機能向上推進事業 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備</p>	<p>定額</p>				<p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</a></p>	<p>予算補助</p>
<p>水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備型・畑地帯総合整備中山間地域型(農業経営高度化支援事業)  ※農山漁村地域整備交付金の場合  水利施設等整備事業(農業経営高度化支援事業)</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 水利施設等保全高度化事業実施要綱(国) 水利施設等保全高度化事業実施要領(国)  又は 農山漁村地域整備交付金実施要綱(国) 農山漁村地域整備交付金実施要領(国)</p>	<p>担い手への農地集積の加速化を図るため、畑作経営の基盤強化のための生産基盤整備に併せて行う土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動等を支援する(農業経営高度化支援事業は、農業生産基盤整備事業と一体的に実施する) [事業の内容] 1 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動 2 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業) 中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援 3 耕地利用高度化推進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査 [採択基準] 1 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)を実施する場合にあつては、(1)又は(2)のいずれかの要件を満たすこと (1) ア又はイのいずれかの要件を満たすこと ア 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用</p>	<p>52/100 (六法指定地域等55/100)</p>		<p>48/100 (六法指定地域等45/100)</p>		<p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</a></p>	<p>予算補助</p>

			<p>地面積の割合が一定以上増加することが見込まれること</p> <p>イ 生産基盤整備事業等の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実に見込まれること</p> <p>(7) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること</p> <p>(4) 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加すること</p> <p>(2) 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置つけた場合にあつては、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること</p> <p>2 農業経営高度化促進事業（中心経営体農地集積促進事業）を実施する場合にあつては、活性化計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること</p>						
<p>水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）（農業経営高度化支援事業）</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱（国）</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要綱（国）</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要領（国）</p> <p>又は</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要綱（国）</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要領（国）</p>	<p>担い手への農地集積の加速化を図るため、水管理労力の重荷となっている老朽化した農業水利施設の補修・更新等の保全整備に併せて行う土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動等を支援する（農業経営高度化支援事業は、農業生産基盤整備事業と一体的に実施する）</p> <p>[事業の内容]</p> <p>1 高度土地利用調整事業（調査・調整事業） 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動</p> <p>2 農業経営高度化促進事業（中心経営体農地集積促進事業） 中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援</p> <p>3 耕地利用高度化推進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p> <p>[採択基準]</p> <p>1 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が一定以上増加することが確実に見込まれること</p> <p>2 農業経営高度化促進事業（中心経営体農地集積促進事業）を実施する場合にあつては、集積地域整備計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること</p>	<p>50/100 （六法指定地域等55/100）</p>	<p>50/100 （六法指定地域等45/100）</p>		<p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</a></p>	<p>予算補助</p>	
<p>農業基盤整備促進事業</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱（国）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（国）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要領（国）</p>	<p>農地集積の加速化や農業の付加価値化の推進等により、競争力のある「攻めの農業」を実現するため、地域の実情に応じた農地・農業水利施設等の整備を実施する</p> <p>[事業要件]</p> <p>次のすべての要件を満たすもの</p> <p>1 実施要綱第6の農業基盤整備計画を策定して</p>				<p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</a></p>	<p>予算補助</p>	

	<p>土地改良区連合</p> <p>農地中間管理機構</p> <p>土地改良法第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者</p> <p>土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱別紙 5 に規定する広域活動組織</p>		<p>いること</p> <p>2 事業費の合計が 200 万円以上であること</p> <p>3 受益者数が、農業者 2 者以上であること</p> <p>4 受益面積が、5ha 以上であること。</p> <p>[事業種類]</p> <p>1 定率助成</p> <p>ア 農業用排水施設</p> <p>イ 暗渠排水</p> <p>ウ 土層改良</p> <p>エ 区画整理</p> <p>オ 農作業道等</p> <p>カ 農用地の保全</p> <p>キ 調査・調整</p> <p>ク 指導</p> <p>2 定額助成</p> <p>ア 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）</p> <p>イ 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）</p> <p>ウ 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）</p> <p>エ 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）</p> <p>オ 暗渠排水</p> <p>カ 湧水処理</p> <p>キ 末端畑地かんがい施設</p> <p>ク 土層改良</p> <p>① 反転耕</p> <p>② 混層耕</p> <p>③ 堆肥施用</p> <p>④ 明渠排水</p> <p>⑤ 客土</p> <p>⑥ 除礫</p> <p>ケ 更新整備</p> <p>① 排水路</p> <p>② 畦畔</p> <p>③ 排水口</p> <p>④ 特認事業</p> <p>コ 畑作転換</p> <p>① 額縁排水溝</p> <p>② 酸度矯正工</p> <p>サ 水田貯留機能向上支援</p>	<p>50/100 （六法指定地域等 55/100）</p> <p>14/100 ※農業用排水施設（営農用水除く）</p> <p>50/100 （六法指定地域等 45/100）</p> <p>36/100 （六法指定地域等 31/100） ※農業用排水施設（営農用水除く）</p> <p>定額</p>					
農地耕作条件改善事業	<p>農地中間管理機構</p> <p>市町村</p> <p>土地改良区</p> <p>土地改良区連合</p> <p>農業協同組合</p> <p>農業協同組合連合会</p> <p>土地改良法第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者</p> <p>土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体</p>	<p>農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（国）</p> <p>農地耕作条件改善事業実施要綱（国）</p> <p>農地耕作条件改善事業実施要領（国）</p>	<p>担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力のある「攻めの農業」を実現するため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行うとともに、高収益作物への転換、輸入依存作物の増産、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病害虫対策を推進し、農業競争力の強化を図るよう計画策定から営農定着に必要な取組を一括支援する</p> <p>[事業要件]</p> <p>次の共通要件及びメニュー要件を満たすこと</p> <p>・共通要件</p> <p>(1) 実施要綱第 7 の農地中間管理機構との連携概要を策定していること（病害虫対策型は除く）</p> <p>(2) 実施要綱第 15 の農地耕作条件改善計画を作成していること</p> <p>(3) 1 地区当たりの受益者数が、農業者 2 者以上であること</p> <p>(4) 1 地区当たりの事業費（ハード事業費）の合計が 200 万円以上となること</p>					<p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</a></p> <p>予算補助</p> <p>*注 1</p> <p>①ハード事業の実施区域がある市町村において、地域計画のうち目標地図に位置づけられた者（以下「中心経営体という」）であること又は中心経営体となることが確実と見込まれること</p> <p>②ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けてい</p>	



	<p>多面的機能支払交付金実施要綱別紙5に規定する広域活動組織</p> <p>農業委員会</p> <p>農業法人</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱別紙6に規定する活動組織のうち以下のいずれかを満たす者（*注1 備考欄参照）</p>		<p>(5) 定率助成の土層改良により、共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、実施要綱第11の共同利用機器導入計画を作成すること</p> <p>・メニュー要件</p> <p>1 地域内農地集積型</p> <p>(1) 実施要綱第8の地域内農地集積促進計画を作成していること</p> <p>(2) 定率助成の農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、実施要綱第16の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする</p> <p>なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない</p> <p>ア ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農用地（以下「事業対象農用地」という）について、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は、農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という）の委託を受けていること</p> <p>イ 事業対象農用地について農地中間管理機構が本事業の申請日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること</p> <p>ウ 事業対象農用地は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地に隣接しており、その面積割合は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地面積の3分の1以下となること</p> <p>なお、「隣接している農地」とは、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当するものとする</p> <p>(ア) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの</p> <p>(イ) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの</p> <p>(ウ) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの</p> <p>(エ) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの</p> <p>(オ) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの</p> <p>(カ) その他事業の趣旨に照らして適当であると認められるもの</p> <p>エ 事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全てが担い手に集積されること</p> <p>2 高収益作物転換型</p> <p>(1) 実施要綱第9の高収益作物転換促進計画を作成していること</p> <p>(2) ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること</p> <p>(3) 定額助成の新植・改植支援、幼木管理支援及び経営継続発展支援並びに定率助成の小規模圃地整備及び機械作業体系導入支援を実施する場合には、他の補助事業と重複して事業を実施することはできない</p> <p>(4) 定率助成の農地整備・集約推進費の交付を受け</p>				<p>ること又は借り受けることが確実と見込まれる</p>
--	--	--	---	--	--	--	------------------------------



			サ 条件改善推進費 シ 高収益作物転換推進費 ス 新植・改植支援 セ 幼木管理支援 ソ 経営継続発展支援 ① 大苗の育成支援 ② 代替農地での営農支援 ③ 省力技術研修支援 タ 園芸作物モデル産地形成支援  2 定率助成 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道等 カ 農地造成 キ 農用地の保全 ク 営農環境整備支援 ケ スマート農業導入支援 ① G N S S 基地局整備 ② 先進的省力化技術導入支援 ③ 調査・調整、実施計画策定支援 コ 小規模園地整備 ① 盛土 ② 園内道 ③ その他 サ 粗放的農地利用整備 シ 管理省力化支援 ス 品質向上支援 セ 条件改善促進支援 ソ 高収益作物導入支援 タ 高付加価値農業施設支援 チ 機械作業体系導入支援 ツ 労働生産性向上技術導入支援 テ 指導 ト 農地整備・集約推進費 ナ 高収益作物導入促進費 ニ 高収益作物導入推進費	50/100 (六法指定 地域等 55/100)	14/100 ※農業用 排水施設 (営農用水 除く)	50/100 (六法指定地域等 45/100)  36/100 (六法指定地域等 31/100) ※農業用排水施設(営農 用水除く)				
				12.5/100 以内 農地整備・集 約推進費、高 収益作物導 入促進費、 高収益作物 導入推進費 の場合						

<p>畑作等促進整備事業</p>	<p>市町村 土地改良区 土地改良区連合</p> <p>土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人</p> <p>農業協同組合 農業協同組合連合会</p> <p>土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱別紙5に規定する広域活動組織</p> <p>農業委員会 農業法人</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱別紙6に規定する活動組織</p>	<p>畑作等促進整備事業交付金交付等要綱(国)</p> <p>畑作等促進整備事業実施要領(国)</p>	<p>畑作物・園芸作物の振興を図るため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や排水改良、区画整理、農道整備、水稲から畑作物・園芸作物への転換に必要な暗渠排水や客土、パイプライン化等の基盤整備等をきめ細かく機動的に支援する。</p> <p>[採択要件] 次に掲げる全ての要件を満たすこと (1) 畑作等促進整備計画を作成していること (2) 1地区当たりの事業費(ハード事業費)の合計が200万円以上となること。 (3) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。 (4) 事業実施後は、受益地内の全ての農地で水稲以外の作物を作付けすること。</p> <p>[事業種類] 1 定額助成 ア ほ場の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの) イ ほ場の区画拡大 (水路の変更を伴うもの) ウ 暗渠排水 エ 湧水処理 オ 末端畑地かんがい施設 カ 土層改良 ① 反転耕 ② 混層耕 ③ 堆肥施用 ④ 明渠排水 ⑤ 客土 ⑥ 除礫 キ 更新整備 ① 用水路 ② 排水路 ③ 農作業道 ④ 排水口 ⑤ 特認事業 ク 畑作転換工 ケ 条件改善推進費 コ 高収益作物転換推進費 サ 新植・改植支援 シ 幼木管理支援 ス 経営継続発展支援 ① 大苗の育成支援 ② 代替農地での営農支援 ③ 省力技術研修支援 セ 園芸作物モデル産地形成支援 ソ 産地形成支援事業</p>	<p>定額</p>					<p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</a></p>	<p>予算補助</p>
------------------	---	---	--	-----------	--	--	--	--	--	-------------

			<p>2 定率助成</p> <p>ア 農業用排水施設</p> <p>イ 暗渠排水</p> <p>ウ 土層改良</p> <p>エ 区画整理</p> <p>オ 農作業道等</p> <p>カ 農地造成</p> <p>キ 農用地の保全</p> <p>ク 営農環境整備支援</p> <p>ケ スマート農業導入支援</p> <p>① G N S 基地局整備</p> <p>② 先進的省力化技術導入支援</p> <p>③ 調査・調整、実施計画策定支援</p> <p>コ 小規模園地整備</p> <p>① 盛土</p> <p>② 園内道</p> <p>③ その他</p> <p>サ 粗放的農地利用整備</p> <p>シ 管理省力化支援</p> <p>ス 品質向上支援</p> <p>セ 条件改善促進支援</p> <p>ソ 高収益作物導入支援</p> <p>タ 高付加価値農業施設支援</p> <p>チ 機械作業体系導入支援</p> <p>ツ 労働生産性向上技術導入支援</p> <p>テ 指導</p>	<p>50/100 (六法指定 地域等 55/100)</p>	<p>14/100 ※農業用 排水施設 (営農用水 除く)</p>	<p>50/100 (六法指定地域等 45/100) 36/100 (六法指定地域等 31/100) ※農業用排水施設(営農 用水除く)</p>			
--	--	--	--	---	---	--	--	--	--

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
農業集落排水事業	市町村 土地改良区等	農山漁村地域整備交付金 実施要綱（国）  農山漁村地域整備交付金 交付要綱（国）	市町村が策定した資源循環促進計画に基づき、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合、その他農業者が組織する団体等が実施するもの ただし、事業の施行に必要な調査及び計画の策定、及び最適整備構想の策定は市町村に限る  【事業の内容】 1 農業集落における汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水、若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれに附帯する施設の整備又は改築 2 1の事業に必要な調査及び計画の策定 3 最適整備構想の策定  【留意すべき事項】 1 整備又は改築 (1) 受益戸数が、概ね10戸（都府県にあっては20戸）以上の施設を原則とする 又、排水路末端の受益戸数は2戸以上とする (2) 汚水処理施設は、原則として処理対象人口が概ね1,000人程度に相当する規模以下を単位として計画、施行する (3) 対象とする汚水には、重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含めないものとする (4) 汚水処理施設には、汚水、処理水、汚泥等の還元利用を目的とした施設のほか処理施設への電力供給を目的とした太陽光発電施設を含むものとする (5) 改築の場合は、「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とする ①維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること ②供用開始後に汚水処理対象人口の著しい増加、処理水の水质基準の強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件、又は環境の変化が認められること ③太陽光発電施設の整備のみを行う場合における当該太陽光発電施設であること 2 調査及び計画 計画の概要を定めるもののほか、施設の更新等の要否、工法の調査診断に関する業務であること 3 最適整備構想策定 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画を策定するものであって、次に該当するもの ・既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること	5/10		5/10		下水道事業債 100%		予算補助
				定額						

農業集落排水施設整備事業	市町村 土地改良区等	農村整備事業実施要綱(国) 農村整備事業実施要領(国) 土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)実施事務取扱要領(道)	市町村が策定した農村インフラ整備計画に基づき、市町村、土地改良区、その他農業者が組織する団体等が実施するもの  【事業の内容】 1 強靱化型 既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去 2 高度化型 維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り込む施設の整備、改築又は撤去 3 調査計画策定 農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う  【採択要件】 1 共通事項 (1) 受益戸数が、概ね10戸以上の施設を原則とする ただし、末端の受益戸数は2戸以上とする (2) 改築の場合は、「最適整備構想」及び「維持管理適正化計画」が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とする ア 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること イ 供用開始後に汚水処理対象人口の著しい増加、処理水の水质基準の強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件、又は環境の変化が認められること (3) 農業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1処理区当たり1箇所(式面積0.3ha以上1ha未満の防災拠点については、1市町村当たり10箇所)を上限とする 2 強靱化型 次のいずれかを満たすこと (1) 定住人口が概ね500人以上であるもの (2) 浸水想定区域内にあるもの (3) 処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの (4) 施設の再編・集約を行うもの 3 高度化型 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水污泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること 4 調査計画策定 1～3までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること	5/10		5/10	下水道事業債 100%		予算補助
--------------	---------------	---	---	------	--	------	----------------	--	------

計画策定等事業（農業集落排水施設整備事業）	市町村 土地改良区等	農村整備事業実施要綱（国） 農村整備事業実施要領（国） 土地改良事業関係補助金交付要綱（国） 農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）実施事務取扱要領（道）	市町村が策定した農村インフラ整備計画に基づき、市町村、土地改良区、その他農業者が組織する団体等が実施するもの 【事業の内容】 1 施設計画策定事業 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針（維持管理適正化計画）の策定を行う 2 機能保全計画策定事業 農村インフラ施設の機能保全計画（最適整備構想）の策定（機能保全計画の策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む）を行う なお、機能保全計画策定事業において策定する機能保全計画では、次に掲げる事項を定めるもの （1）対象施設 （2）計画期間 （3）対策の優先順位の考え方 （4）個別施設の状態等 （5）対策内容と実施時期 （6）対策費用 3 農業集落排水汚泥農地還元推進事業 農業集落排水施設で発生する汚泥の肥料利用等による農地への還元を推進するために必要な調査・調整、技術的検討及び計画策定を行う 【採択要件】 1 施設計画策定事業を行う場合にあっては、当該事業費が200万円以上であること 2 機能保全計画策定事業を行う場合にあっては、農業集落排水施設整備事業に定める採択要件（事業費に関するものを除く）を満たす施設を対象 3 農業集落排水汚泥農地還元推進事業を行う場合にあっては、以下の要件によるもの。 （1）農業集落排水汚泥の農地への還元に取り組んでいる又は取り組む予定であること。 （2）事業完了後は、資源循環促進計画の内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。 （3）当該事業費が200万円以上であること。	定額							予算補助
農地・農業用施設災害復旧事業	市町村 農業協同組合 土地改良区等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、その他異常な天然現象によって農地、農業用施設が災害を受けた場合、原形に復旧することを目的とするもの ただし、1箇所工事費が40万円未満のものを除く ※異常な天然現象として取扱う事象 a 雨量…24時間雨量80mm以上 ただし、連続雨量又は時間雨量が大であった場合はこの限りではない b 風速…最大風速15m/s以上 c 洪水…その地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）の定めがない場合は河岸高の1/2以上 ただし、融雪出水のように、長期にわたる出水の場合によるものはこの限りではない d 干ばつ…連続干日数（日雨量5mm未満の日を含								法律補助



			む) 20 日以上 e 地 震…特に震度は定められていない						
			1 農地 耕作の目的に供される土地で、現に肥培管理を行っているもの、及び耕作しようとする直ちに農地として使用できる休耕地等	50/100		50/100		災害復旧事業債 (1) 現年災分 90%	
			2 農業用施設 ため池、頭首工、用排水路、揚水機、堤防等のかんがい施設、農業用道路、橋梁及び農地保全施設	65/100		35/100	上記補助率は、暫定法に基づく普通補助率であるが、被害程度により高率補助が適用される また、激甚災害に指定された場合は、激甚法に基づき、更に補助率の嵩上げが適用される	(2) 過年災分 80%	
			3 農業用施設災害関連 災害復旧事業のみでは、将来復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合に、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行うもの ただし、当該施設について他の改良計画がないこと	50/100		50/100	激甚災害に指定された場合は、激甚法に基づき補助率の嵩上げが適用される	公共事業等債 90%	予算補助
			4 災害関連農村生活環境施設復旧 異常な天然現象により農地、農業用施設が被災した場合、同一市町村で同一災害により被災した農村生活環境施設（集落排水施設、営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設、情報基盤施設）の災害復旧を行うもの ただし、農林水産省農村振興局所管の事業実施要綱及び要領に基づいて整備された施設（平成21年度以前の年度にあつては農業農村整備事業で整備されたもので1箇所工事費が200万円以上のものかつ、受益戸数が2戸以上であること）	50/100		50/100	補助率の嵩上げは適用されない ただし、集落排水施設が激甚災害に指定された場合は、激甚法に基づき80/100に補助率の嵩上げが適用される	公営企業債 集落排水施設のみ 100%	
			5 農地災害関連区画整備 農地の被害が甚大であつて、災害復旧事業の施行のみでは十分な効果が期待できない場合に再度災害を防止するため被災した農地及びこれの利用又は保全上必要な農業用施設の復旧と併せて隣接する農地等の整備を一定の計画に基づき、区画整理方式で実施する	50/100		50/100	激甚災害に指定された場合は、農業用施設に係る部分について激甚法に基づき補助率の嵩上げが適用される	公共事業等債 90%	

<p>中山間地域所得確保推進事業</p>	<p>市町村 地域協議会 農業者団体等</p>	<p>中山間地域所得確保対策実施要綱（国） 中山間地域所得確保対策実施要領（国） 中山間地域所得確保対策交付金交付要綱（国） 中山間地域所得確保推進事業実施事務取扱要領（道） 中山間地域所得確保推進事業補助金交付事務取扱要領（道）</p>	<p>中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践及び見直しを支援する 〔対象事業〕 1 マーケット調査（国内市場・海外輸出） 2 消費動向調査 3 生産・加工・流通・販売現状分析 4 生産販売戦略の検討 5 所得確保計画の策定または見直し 6 計画の実践（販路開拓、スマートフードチェーンの構築等） 〔対象地域〕 次の要件を満たすこと 1 地域振興5法及び特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域であること 2 中山間地域ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定した地域であること 3 農用地区域内にあって主傾斜 1/100 以上の農用地の割合が概ね5%以上であること 〔実施要件等〕 所得確保計画を作成する区域において、受益者数が農業者2者以上であり、かつ可能な限り区域内の認定農業者を含めるように務めること</p>	<p>定額 （上限 500万円）</p>							<p>予算補助</p>
<p>北海道農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）</p>	<p>市町村 地方公共団体の一部事務組合 農業協同組合 土地改良区等</p>	<p>農山漁村振興交付金交付等要綱（国） 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）実施要領（国） 北海道農産漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）事務取扱要領（道）</p>	<p>農村地域における農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図る中で、地域活性化にも活用できる情報通信環境を整備する取組を支援する。 〔対象事業〕 1 計画策定事業 （1）事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討 （2）（1）の技術的検討にあたって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査（調査に必要な機器の設置を含む。） （3）専門家の派遣、ワークショップ （4）整備計画の策定 2 施設整備事業 （1）農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装の促進に必要な施設の整備 ア 無線通信用施設及び設備（無線基地局） イ 伝送用専用線（光ファイバ） ウ ア及びイの設置、運用に必要な施設及び設備 エ ア及びイを活用して農業農村インフラの監視、制御を行うための設備 オ ア及びイを活用して地域活性化やスマート農業に有効利用するための設備 カ エ及びイの設置に要する経費 キ ア、イ、エ及びオの施設及び設備を運用するために必要となるソフトウェア（ライセンス含む）</p>	<p>(1) 計画策定事業 定額 (2) 施設整備事業 50/100 (六法指定地域等 55/100)</p>							<p>予算補助</p>

水 產 林 務 部

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債(参考)	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
水産業振興構造改善事業	市町村 漁業協同組合等	水産関係地方公共団体交付金等 交付要綱等(国)	市町村等が行う次に掲げる施設整備とする 1 増養殖施設整備事業 ・養殖施設（養殖施設再配置を含む） ・種苗生産施設（養殖用種苗用等、所得向上を目的とした種苗生産施設） ・地下水取水施設 ・種苗生産施設（さけ・ます資源及び内水面水産資源を除く資源の増大を目的としたもの） ・上記の附帯施設 2 漁業共同利用施設整備事業 ・荷さばき施設 ・鮮度保持施設 ・作業保管施設 ・加工処理施設 ・海水処理施設 ・蓄養施設 ・漁獲物運搬施設 ・漁船保全修理施設 ・漁業作業等軽労化機能整備 ・燃油補給施設 ・省エネルギー型施設機能整備 ・小規模漁場施設 ・その他、浜の活力再生プランで必要となる施設 ・水産廃棄物等処理施設 ・密漁等監視施設 ・水産情報高度利用施設 ・衛生環境強化機能整備 ・漁業研修施設 ・水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備 ・再生可能エネルギー利用施設・機能整備 ・上記の附帯施設 3 加工流通共同利用施設整備事業 ・荷さばき施設 ・鮮度保持施設 ・加工処理施設 ・廃棄物等処理施設 ・加工流通作業等軽労化機能整備 ・衛生環境強化機能整備 ・水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備 ・再生可能エネルギー利用施設・機能整備 ・その他、浜の活力再生プランで必要となる施設 ・上記の附帯施設 4 水産競争力強化緊急施設整備事業 ・養殖用種苗生産施設 ・養殖施設（養殖施設再配置を含む） ・漁獲物運搬施設 ・荷さばき施設 ・省エネルギー型施設機能整備 ・漁場底質改善 ・つきいそ ・放流用種苗生産施設 ・さけ・ます種苗生産等施設 ・種苗中間育成施設 ・病害汚染防止施設 ・加工処理施設 ・再生可能エネルギー利用施設・機能整備 ・海業支援施設 ・作業保管施設 ・海水処理施設 ・漁船保全修理施設 ・水産作業等軽労化機能整備 ・船舶離発着施設 ・岸壁等の軽労化施設 ・密漁等監視施設 ・燃油補給施設 ・深層水等利活用施設 ・鮮度保持施設 ・水産廃棄物等処理施設	1/3 ~ 5.5/10			4.5/10 ~ 2/3	市町村が事業主体の場合は一般補助施設等債 75%  市町村が上乗せ補助を行う場合は一般単独事業債 75%		予算補助
				1/2 ~ 5.5/10			4.5/10 ~ 1/2			

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・養殖場環境管理施設</li> <li>・水産情報高度利用施設</li> <li>・衛生環境強化機能整備</li> <li>・地下水取水施設</li> <li>・水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備</li> <li>・その他、浜の活力再生広域プランで必要となる施設</li> <li>・上記の附帯施設</li> </ul>							
とど被害防止対策事業	市町村 漁業協同組合等	とど被害防止対策事業実施要領(道)	沿岸漁場の水域においてとどの駆除等を行い、漁場環境の保全を図るため、予算の範囲内で補助する	1/2 1/2	1/2	1/2				予算補助 税源移譲
水産基盤整備事業	市町村 漁業協同組合等	水産物供給基盤整備事業等実施要領等(国) 農山漁村地域整備交付金交付要綱等(国)	水産基盤整備事業 1 水産環境整備事業(水域環境保全) 事業費 1,000万円以上 2 水産生産基盤整備事業(水域環境保全) 同上 農山漁村地域整備交付金 1 水域環境保全創造事業 事業費 1,000万円以上	5/10 (1/10)	5/10 (4/10)			<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/ensei3.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/ensei3.html</a>	予算補助 ( )内は事業主体が市町村かつ計画事業費1億円以上の場合	

所管部課名 水産林務部 水産局 漁港漁村課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助(貸付・交付)基準等	補助(交付)率等				地方債(参考)	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
水産基盤整備事業	市町村 水産業協同組合	漁港漁場整備法 水産基盤整備事業補助金交付要綱等(国) 農山漁村地域整備交付金交付要綱等(国)	1 係留施設 漁港漁場整備法第3条第1号の口に掲げる岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮桟橋及び船揚場並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なもの ただし、水産業協同組合が実施する場合は特定漁港漁場整備事業計画に基づき整備するものに限る 2 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 特定漁港漁場整備事業で水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領に基づく事業により整備される水産物の衛生管理に対応した荷さばき所(これに附帯する施設を含む)、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場	6/10 1/2		4/10 1/2			法律補助 予算補助	



		<p>4 漁港機能増進事業及び水産業競争力強化漁港機能増進事業</p> <p>(1) 省力化・軽労化・就労環境改善に資する施設</p> <p>(2) 有効活用促進に資する施設</p> <p>(3) 安全対策向上・強靱化に資する施設</p> <p>(4) 資源管理・流通高度化に資する施設</p> <p>外郭施設</p> <p>係留施設</p> <p>輸送施設・漁港施設用地</p> <p>その他施設・増殖及び養殖用施設・漁獲物の処理、保蔵及び加工施設又は漁港浄化施設</p>	<p>7 / 10</p> <p>~</p> <p>8 / 10</p> <p>6 / 10</p> <p>5.5 / 10</p> <p>1 / 2</p>	<p>3 / 10</p> <p>~</p> <p>2 / 10</p> <p>4 / 10</p> <p>4.5 / 10</p> <p>1 / 2</p>			
--	--	---	---	---	--	--	--

所管部課名 水産林務部 林務局 林業木材課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
林業・木材産業構造改革事業	市町村 森林組合 林業者等の組織する団体 木材関連業者等の組織する団体 など	森林・林業・木材産業グリーン成長総合補助金等交付等要綱（国） 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（国）	<p>1 安定供給体制の整備推進及び林業経営体の育成</p> <p>(1) 高性能林業機械等の整備</p> <p>①林業機械作業システム整備</p> <p>②効率化施設整備</p> <p>③活動拠点施設整備</p> <p>④林業機械リース支援</p> <p>(2) 高性能林業機械整備等付帯事業</p> <p>2 木材利用及び木材産業体制等の整備推進</p> <p>(1) 特用林産振興施設等の整備</p> <p>(2) 特用林産振興施設等整備付帯事業</p> <p>(3) 木材加工流通施設等の整備</p> <p>①木材加工流通施設整備</p> <p>②森林バイオマス等活用施設整備</p> <p>(4) 木材加工流通施設等整備付帯事業</p> <p>(5) 木造公共建築物等の整備</p> <p>(6) 木造公共施設整備付帯事業</p> <p>(7) 木質バイオマス利用促進施設の整備</p> <p>①未利用間伐材等活用機材整備</p> <p>②木質バイオマス供給施設整備</p> <p>③木質バイオマスエネルギー利用施設整備</p> <p>(8) 木質バイオマス利用促進施設整備付帯事業</p>	<p>3.75%</p> <p>~</p> <p>1 / 2</p>			事業費から補助額を差し引いた額		予算補助	
合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業	市町村 森林組合 林業者の組織する団体 木材関連業者等の組織する団体 など	合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（国） 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業実施要領（国）	<p>1 木材産業の体質強化対策</p> <p>(1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率タイプ）</p> <p>①木材加工流通施設整備</p> <p>②ストックヤード整備</p> <p>(2) 木材加工流通施設等整備（低コストタイプ）</p> <p>①木材加工流通施設整備</p> <p>②ストックヤード整備</p> <p>(3) 木材加工流通施設等整備（供給力強化）</p> <p>①木材加工流通施設整備</p> <p>②ストックヤード整備</p> <p>(4) 品目転換施設整備</p> <p>(5) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備付帯事業</p> <p>(1)～(4)の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等</p>	<p>1 / 2</p> <p>以内</p>			<p>事業費から補助額を差し引いた額</p> <p>事業費から補助額を差し引いた額</p>		<p>定額</p> <p>（林野庁長官が定める）</p>	予算補助

		<p>2 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策</p> <p>(1) 間伐材生産</p> <p>①間伐材の生産（不用木の除去、不良木の淘汰（育成しようとする本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう）、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出集積、積込、原木仕分け、その他附帯施設整備）の実施 ※搬出材積に占める計画対象施設への間伐材供給量の割合は5割以上又は過去の実績以上を原則</p> <p>②里山林の整備（不用木・被害木の除去（侵入竹を含む。）、不良木・被害木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう）、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出集積、積込箇所、その他附帯施設整備箇所、松枯れ又はナラ枯れ被害地においては、これらのほか、薬剤処理費、破碎費、地拵え費、苗木代、植付け費）</p> <p>③関連条件整備活動（①又は②と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等、森林作業道の整備、鳥獣害防止施設、その他）</p> <p>(2) 路網整備・機能強化</p> <p>①林業専用道（規格相当）整備</p> <p>②森林作業道整備</p> <p>③機能強化</p> <p>④関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等）</p> <p>(3) 高性能林業機械等の整備</p> <p>(4) 造林</p> <p>①人工造林</p> <p>②下刈り</p> <p>③関連条件整備活動（①又は②と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p> <p>(5) コンテナ苗生産基盤施設等の整備</p> <p>①コンテナ苗生産基盤施設等整備</p> <p>(ア) コンテナ苗生産基盤施設等</p> <p>(イ) コンテナ苗生産機械器具</p> <p>(ウ) コンテナ苗生産資材</p> <p>②普通苗生産基盤施設等整備</p>	<p>基準に基づき知事が定める)</p> <p>定額 (林野庁長官が定める基準に基づき知事が定める)</p> <p>定額 1/2 以内</p> <p>定額 (林野庁長官が定める基準に基づき知事が定める)</p> <p>定額 1/2 以内</p>	<p>事業費から補助額を差し引いた額</p> <p>事業費から補助額を差し引いた額</p> <p>事業費から補助額を差し引いた額</p> <p>事業費から補助額を差し引いた額</p>		
--	--	--	--	---	--	--

所管部課名 水産林務部 林務局 森林計画課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
森林整備地域活動支援交付金	市町村 市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（国） 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（国）	<p>1 森林経営計画作成促進に対する支援 (交付額（上限）8,000円/ha・30,000円/ha・38,000円/ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林情報の収集</li> <li>・森林調査</li> <li>・合意形成活動</li> <li>・不在村森林所有者への働きかけ (交付額に加算（上限）14,000円/ha)</li> </ul> <p>2 森林境界の明確化に対する支援 (交付額（上限）・45,000円/ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林境界の測量</li> <li>・森林境界測量の精度向上 (交付額に加算（上限）10,000円/ha)</li> <li>・リモートセンシングデータを活用した森林境界の測量 (交付額に加算（上限）17,000円/ha)</li> <li>・不在村森林所有者の現地立会 (交付額に加算 13,000円/ha)</li> <li>・森林境界案の作成 (交付額（上限）40,000円/ha)</li> </ul>	1/2	1/4	1/4		<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/156219.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/156219.html</a>	予算補助令和5年度の内容	



			3 森林所有者の探索 森林所有者の探索を行った森林 (交付額(上限) 5,000円/ha)	1/2	1/4	1/4			
			4 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 に対する支援 (交付額(上限) 40,000円/ha) ・作業路網の改良活動	1/2	1/4	1/4			
			5 上記に係る市町村での推進事務 ・地域説明会の開催 ・協定の作成指導 ・確認事務 ・交付事務	1/2		1/2			

所管部課名 水産林務部 林務局 森林整備課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助(貸付・交付)基準等	補助(交付)率等				地方債(参考)	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
森林整備事業(造林事業)	市町村	森林法								法律補助
1 森林環境保全整備事業 (1) 森林環境保全直接支援事業	森林所有者 森林組合等 森林整備法人等 特定非営利活動法人等 森林法施行令第11条第8号に規定する団体 森林経営計画の認定を受けた者 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 森林法第10条の10第2項に規定する要間伐森林に係る森林法第10条の11の4第1項に規定する知事の裁定を受けた者 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者	森林環境保全整備事業実施要綱(国)	1 事業内容 (1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 倒木起こし (5) 枝打ち (6) 除伐 (7) 保育間伐 (8) 間伐 (9) 更新伐 (10) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 (11) 森林作業道整備 (1)~(9)の施業と一体的に実施 2 事業規模等 1の(1)~(9)については、1施行地0.1ha以上 上記に加え、間伐及び更新伐については、施行地の搬出材積が10m <sup>3</sup> /ha以上	3/10	1/10	6/10		① 市町村有林の整備については、国の予算等貸付金債(日本政策金融公庫貸付金(公有林整備事業)) 100%		
(2) 特定森林再生事業	市町村 森林整備法人等 森林組合等 特定非営利活動法人等 民間事業者 森林経営計画策定者(被害森林整備に限る) 森林所有者(被害森林整備に限る)	森林法 森林環境保全整備事業実施要綱(国)	1 事業の区分 (1) 森林緊急造成 事業主体が自ら所有する森林以外で実施するもので、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結することが必要 市町村は、所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分取林契約解除等により公有化した森林で実施する場合(事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の激甚災害をいう)による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む)に限る (2) 被害森林整備 事業主体が自ら所有する森林以外で実施するもので、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結することが必要 森林経営計画策定者は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に	3/10	1/10	6/10		① 市町村有林の整備については、国の予算等貸付金債(日本政策金融公庫貸付金(公有林整備事業)) 100%		
				ただし、一部の分収方式等により実施するものは次のとおり				② 特定間伐等促進計画に基づく事業の実施または助成に要する経費のうち、総務省令で定める経費については、一般補助施設等整備事業債(特定間伐等促進対策事業) 100%		
				助金額は、標準経費(※)に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める (査定係数は、実施の形態により180、170又は90) ※市町村が請負に付して実施した場合は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額						
				ただし、市町村及び森林整備法人等が行う森林緊急造成及び重要インフラ周辺森林整備は次のとおり						
				補助金額は、標準経費(※)に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める (査定係数は、森林緊急造成が180又は90、被害森林整備が170、重要インフラ周辺森林整備が180) ※市町村が請負に付して実施した場合は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額						
								なお、①による起債の対象となる場合は、②による起債の対象とならない		

2 農山漁村地域整備交付金事業 (1) 森林空間総合整備事業	市町村	森林法 農山漁村地域整備交付金実施要綱(国)	<p>限る 森林所有者は、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る</p> <p>市町村は、所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る</p> <p>(3) 重要インフラ施設周辺森林整備 事業主体が自ら所有する森林以外で実施するもので、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結することが必要 市町村は、所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合、又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る</p> <p>2 事業内容 (1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 倒木起こし (5) 枝打ち(被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備に限る) (6) 除伐 (7) 保育間伐(被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備に限る) (8) 更新伐 (9) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 (10) 森林作業道整備 (1)～(9)の施業と一体的に実施 (11) 森林保全再生整備(被害森林整備に限る)</p> <p>3 事業規模等 2の(1)～(8)については、1 施行地 0.1ha 以上 市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が 2.5ha 以上</p> <p>(1) 事業メニュー ①森林環境教育促進整備 ②森林健康促進整備</p> <p>(2) 事業内容 ①全体計画調査 ②共生環境整備 ③付帯施設整備 ④林内歩道等整備 ⑤用地等取得</p> <p>(3) 採択要件 おおむね 50ha 以上のまとまりのある森林(生活環境保全林又は保健・文化機能等維持林に限る)</p>	5/10	2/10	3/10	ただし、用地等取得については	5/15	1/15	9/15	事業債(特定間伐等促進対策事業) 100%	なお、①による起債の対象となる場合は、②による起債の対象とならない	法律補助
(2) 絆の森整備事業	①市民参加型森林整備(行政支援タイプ) 市町村(市民主導タイプ) 森林経営計画の認定	<p>(1) 事業メニュー ①市民参加型森林整備 ア 行政支援タイプ イ 市民主導タイプ ウ 市民開放タイプ</p>	5/10	2/10	3/10	ただし、用地等取得については	① 市町村有林の整備については、国の予算等貸付金債(日本政策金融公庫貸付金(公有林整備事業)) 100%	② 特定間伐等促進計画に基づく事業の実施または助成に要する経費のうち、総務省					

	<p>を受けた者 (森林所有者及び森林組合その他の林業事業者を除く) 特定非営利活動法人等</p> <p>(市民開放タイプ) 森林経営計画の認定を受けた者 市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者</p>		<p>②野生生物共生林整備 (2) 事業内容 ①全体計画調査 (行政支援タイプのみ) ②共生環境整備 ③付帯施設整備 ④林内歩道等整備 ⑤用地等取得 (行政支援タイプ・野生生物共生林整備のみ) (3) 採択要件 1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりのある森林 ①市民参加型森林整備 ア 行政支援タイプ 森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施する事業 イ 市民主導タイプ 市民グループ (特定非営利活動法人等) 等が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業 ウ 市民開放タイプ 森林経営計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施する事業</p>	5 / 15	1 / 15	9 / 15		<p>令で定める経費については、一般補助施設等整備事業債 (特定間伐等促進対策事業) 100%</p> <p>なお、①による起債の対象となる場合は、②による起債の対象とならない</p>	
<p>(3) 特定森林造成事業</p>	<p>②野生生物共生林整備 市町村 森林所有者 森林組合等 森林整備法人等 特定非営利活動法人等 森林所有者の団体 森林経営計画の認定を受けた者</p>		<p>(1) 事業内容 ①特定林地改良 森林の生産力の回復又は水田跡地の耕作放棄地等の林地化の促進を目的として、土壌条件の改良及び土壌改良木を含む苗木の植栽等を行う事業 ア 特定林地改良 イ 付帯施設等整備 (林木被害防止施設等整備) ウ 森林作業道 アと一体的に実施 ②耕作放棄地等森林造成 耕作放棄地等の現に森林状態でない箇所を対象に、緊急かつ計画的に森林造成を行う事業 ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ オカ枝打ち カ 除伐 キ 保育間伐 ク 間伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 林木被害防止施設等整備 サ 森林作業道 ア～ケの施業と一体的に実施 ③花粉発生源対策促進事業 花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う事業 ア 花粉発生源植替え イ 付帯施設等整備 林木被害防止施設等整備 ウ 森林作業道 アの施業と一体的に実施</p>				<p>①特定林地改良 補助金額は、標準経費 (※) に補助率を乗じて求める ※市町村が請負に付して実施した場合は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額</p> <p>②耕作放棄地等森林造成 ③花粉発生源対策促進事業 補助金額は、標準経費 (※) に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める (査定係数は、実施の形態により180、170または110) ※市町村が請負に付して実施した場合は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額</p>		
<p>①特定林地改良 市町村 森林所有者 森林組合等 森林整備法人 森林所有者の団体</p>	<p>②耕作放棄地等森林造成 市町村</p>		<p>②野生生物共生林整備 市町村 森林所有者 森林組合等 森林整備法人等 特定非営利活動法人等 森林所有者の団体 森林経営計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者</p>	5 / 10	2 / 10	3 / 10			
<p>③花粉発生源対策促進事業 市町村 森林所有者 森林組合等 森林整備法人等 特定非営利活動法人等 森林所有者の団体 森林経営計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者</p>			<p>(2) 採択要件 1 施行地の面積が0.1ha以上の森林</p>	3 / 10	1 / 10	6 / 10			
<p>3 美しい森林づくり基盤整備交付金</p>	<p>市町村 市町村から補助を受けて交付対象事業を実施する者</p>	<p>森林法 美しい森林づくり基盤整備交付金実施要綱 (国)</p>	<p>森林による二酸化炭素の吸収作用を保全し強化する重要性が増していることから、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく間伐等を支援する</p>	1 / 2		1 / 2		<p>①市町村有林の整備については、国の予算等貸付金債 (日本政策金融公庫貸付金 (公</p>	<p>法律補助</p>



2 コンテナ苗木生産基盤施設等整備事業	市町村		市町村がコンテナ苗木生産基盤施設等整備事業を行う実施主体に対して当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 機械器具費 コンテナ苗木生産に必要な機械の導入に要する 経費 (2) 建物建築費及び構築物設置費 コンテナ苗木生産のための、倉庫、育苗促進施設等の整備に要する経費 (3) コンテナ苗木生産資材費 コンテナ苗木の育苗に必要な資材の調達に要する経費とし、資材導入及びその運送料に係る経費	1/2 以内					
クリーンラーチ苗木早期増産対策事業	認定特定増殖事業者	クリーンラーチ苗木早期増産対策事業実施要綱(道)	認定特定増殖事業者が実施するクリーンラーチ採種園における採種木への施肥及び下刈りに要する経費		1/2 以内	1/2			予算補助
森林保護事業	市町村 森林組合 森林所有者等	森林病虫害等防除法 森林病虫害等防除事業実施要領(国) 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(国)	1 野ねずみ駆除 5ha以上 2 突発性森林病虫害駆除 5ha以上 3 その他松くい虫駆除 5m以上	3/8 1/2 1/2	1/8 1/2	1/2 1/2	国の予算等貸付金債(日本政策金融公庫貸付金(公有林整備事業)) 100%		法律補助 予算補助
エゾシカ森林被害防止強化対策事業	市町村 森林組合 森林所有者等 広域協議会(複数の市町村を含む)	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(国) シカによる森林被害緊急対策事業実施要領(国)	【エゾシカ森林捕獲加速化事業】 エゾシカによる森林被害を防止するための誘き寄せ資材の設置等に対する助成 (1) 銃猟捕獲型 エゾシカを誘引する資材等の購入費、設置費等 (2) 生体捕獲型 囲いわなの設置に係る資機材購入費、設置費等 【シカによる森林被害緊急対策事業】 複数の市町村等から構成された広域協議会による、捕獲効率向上のための技能や技術を導入した広域的かつ計画的な捕獲の実践に対する助成 計画の策定、行動把握等調査、捕獲の実践、実施結果の検証費等	1/2  10/10		1/2			予算補助
森林整備事業(林道事業) 1 森林環境保全整備事業 (1) 森林資源循環利用林道整備事業	市町村 森林組合等	森林法 森林環境保全整備事業実施要綱(国)	森林の有する多面的機能の維持・増進、森林環境の保全を図るため、計画的に森林整備を進めるための路網の整備 ①事業内容 持続可能な林業経営の実現に向けて、効果的に林内路網を形成するため、特に効率的な施策が可能な森林の区域内又は、生産基盤強化区域内等において、主として森林施業のために利用する恒久的施設としての林業生産基盤整備道(木材流通の広域化や木材の大量運搬等に対応できる基幹となる林道であって、国の定める基準に適合するものをいう)等の整備 ②要件等 ア 林業生産基盤整備道開設 次の要件全てに該当するもの (7) 地域森林計画に記載された林道 (イ) 林道規程に規定する自動車道 (ロ) 開設効果指数が1.2以上であること、ただし、峰越連絡林道の幹線以外のものにあつては0.9以上 (イ) 利用区域内森林面積が50ha以上、かつ、全体計画延長が概ね1km以上。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く(コスト削減等を目的として森林施業道等と一体的に路網を形成する場合、森林施業道等に係る利用区域内森				市町村が事業主体の場合 一般公共事業債 林道事業 90%		法律補助

ア 林業生産基盤整備道開設

区分	国	道	市町村等
過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)
その他	50/100	1/100	49/100

( ) は森林組合等が事業主体の場合

林面積と全体計画延長の合計により判断)

- a 次のいずれかに該当するものであって、利用区域内森林面積が30ha以上であり、かつ、全体計画延長が概ね0.8km以上
- (a) 長期育成循環型路網の支線の林道
  - (b) 過疎地域又は旧過疎地域で整備される林道
  - (c) 特定市町村又は準特定市町村で整備される林道
  - (d) 水源地域対策特措法に基づく水源地域で整備される林道
  - (e) 水源山地で複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、特定保安林の整備を行うための林道

b 長期育成循環型路網の幹線で、利用区域内森林面積が500ha以上であり、かつ、全体計画延長が概ね1km以上

c 峰越連絡林道にあっては、幹線は直接利用区域が500ha以上、その他は直接利用区域が100ha以上、開設効果指数が0.9以上、かつ、費用対効果指数が1.0以上であること

- (オ) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上の森林において、森林の整備(地方単独事業等によるもの及び主伐を含む。)が計画されていること
- (カ) 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2億4千万円以上であること、ただし、林道以外の道路施設と重複する路線は除外
- (キ) 林業生産基盤整備道の開設により、走行時間を開設前と比較して10%以上削減すること
- (ク) 中間土場を整備する場合については、開設に伴い発生する残土の処理にかかる費用と比較して、中間土場の整備にかかる費用が安価であること

イ 林業生産基盤整備道の改良及び既設林道の改良  
次の要件全てに該当するもの。ただし、作業道の局部改良については、(ウ)に限る

- (7) 地域森林計画に記載された林道
- (イ) 林道規程に規定する自動車道の改良
- (ウ) 1箇所の事業費が900万円以上であること。ただし、舗装については、舗装に要する総事業費が2,400万円以上であること

(エ) 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの林道の区分ごとの利用区域内森林面積と改良効果指数がaの基準を満たすこと。ただし、舗装においては、対象とする路線の、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道とその他の林道に区分する。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとし、また、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする

a 利用区域内森林面積と改良効果指数の最低基準は、幹線林道にあっては、500ha(振興山村又は過疎地域は200ha)以上で、かつ、改良効果指数が1.2以上、効率的施業区域内については、50ha(振興山村又は過疎地域は30ha)以上で、かつ、改良効果指数が1.2以上、その他の林道にあってはそれぞれ50haと0.9とする

b 過疎地域及び旧過疎地域のものに係る路線の基準については、aの規定を準用するものとし、この場合において、「50ha」とあるのは「30ha」と読み替えるものとする

ウ 林業専用道開設

次の要件全てに該当するもの

- (7) 地域森林計画に記載された林道
- (イ) 林道規程に規定する自動車道の2級
- (ウ) 北海道が策定した林業専用道作設指針に適合すること
- (エ) 開設効果指数が0.9以上
- (オ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ha以上で、かつ、全体計画延長が0.2km以上
- (カ) 原則として当該路線の完成に伴い、当該路線を計画に含む森林経営計画等の計画区域内において、森林環境保全直接支援事業による間伐等を実施することが確実と見込まれること

イ 林業生産基盤整備道改良

区分	国	道	市町村等
幹線	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100
その他(舗装)	100/300	3/300	197/300

ウ 林業専用道開設

区分	国	道	市町村等
過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)
その他	50/100	1/100	49/100

( )は森林組合等が事業主体の場合

エ 林業専用道改良

区分	国	道	市町村等
幹線	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100
その他(舗装)	100/300	3/300	197/300

オ 作業ポイント整備

カ 接続路整備

区分	国	道	市町村等
-	45/100	1/100	54/100

キ 路網計画策定

区分	国	道	市町村等
-	50/100	1/100	49/100

ク 施設集約化(撤去)

区分	国	道	市町村等
-	30/100	1/100	69/100

ケ 老朽化対策

区分	国	道	市町村等
健全度Ⅲ、Ⅳ	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100

個別施設計画における健全度Ⅲ又はⅣの施設

- (キ) 中間土場を整理する場合については、開設に伴い発生する残土の処理にかかる費用と比較して、中間土場の整備にかかる費用が安価であること
- エ 林業専用道改良  
次の要件全てに該当すること
- (ア) 地域森林計画に計画が記載されていること
- (イ) 1箇所の事業費が200万円以上
- (ウ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ha以上
- (エ) 改良効果指数が0.9以上
- (オ) 幹線の基準は、イの(エ)に準ずる
- オ 作業ポイント整備
- (ア) 1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること
- (イ) 1箇所の事業費が900万円以上であること
- カ 接続路整備
- (ア) 1箇所当たりの規模は、原則として、概ね50m程度であること
- (イ) 1箇所の事業費が900万円以上であること
- キ 路網計画策定
- (ア) 航空レーザー計測については、地域森林計画に記載する見込みのある林道の存する区域に係る市町村で実施すること
- (イ) 航空レーザー計測の実施にかかる経費の算出については、森林土木事業標準歩掛表(測量試験)に準ずること
- (ウ) 航空レーザー計測における照射密度は1㎡当たり4点以上とする
- (エ) 航空レーザー計測の事業費は実施面積に1ha当たり5,000円を乗じた金額を上限とすること
- (オ) 航空レーザー計測の1地区当たりの計測規模は概ね10,000ha以上であること
- ク 施設集約化(撤去)
- (ア) 林道施設の集約化に伴って実施するすい道、橋梁等の林道施設の撤去であること
- (イ) 長有林林道台帳について規定する林道台帳に登載された林道に設置されている林道施設であること
- (ウ) 個別施設計画に基づき実施する林道施設の撤去であること
- (エ) 撤去対象のすい道、橋梁等の林道施設を含む林道又は集約先の林道施設を含む林道において、林道施設の機能の集約化を目的とした林業生産基盤整備道整備又は林業専用道整備を併せて実施すること
- (オ) 撤去を行う林道施設の管理者が、都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会であること
- ケ 老朽化対策
- 事業費が40万円以上であること
- コ 機能回復
- (ア) 効率的施業区域内等であること
- (イ) 橋梁、すい道、排水施設、路面等の機能の回復であること
- (ウ) 事業費が40万円以上であること

コ 機能回復

区分	国	道	市町村等
—	50/100	1/100	49/100

(2) 山村強靱化林道整備事業

①事業内容

持続的な林業経営の実現に向けて、幹線となる林道の強靱化を進めるため、森林の適正な整備及び保全からみて利用区域の幹線となる路線であり、かつ、事業着手時から供用開始までの間に地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けられる山村強靱化林道（効率的な森林施業、木材の大量運搬等に対応し、山村の強靱化にも資する基幹となる林道であって、国の定める基準に適合するものをいう）等の整備

②事業要件等

- ア 山村強靱化林道開設
- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」におけるア「林業生産基盤整備道開設」の(7)～(9)の(キ)を除く全ての要件に該当するもの
- イ 山村強靱化林道改良
- 次の要件全てに該当するもの
- (7) 地域森林計画に記載された林道
- (イ) 林道規程に規定する自動車道の改良
- (ウ) 局部改良及び法面保全については、1箇所あたりの事業費が200万円以上、そのほかの改良については、1箇所の事業費が900万円以上であること。ただし、舗装については、舗装に要する総事業費が3,000万円以上であること
- (イ) 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとする。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあたっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとし、また、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする
- ア 利用区域内森林面積と改良効果指数の最低基準は、それぞれ50haと0.9とする
- イ 過疎地域及び旧過疎地域のものに係る路線の基準については、aの規定を準用する。この場合において、「50ha」とあるのは「30ha」と読み替えるものとする
- ウ 作業ポイント整備
- (7) 1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること
- (イ) 1箇所の事業費が900万円以上であること
- エ 接続路整備
- (7) 1箇所当たりの規模は、原則として、概ね50m程度であること
- (イ) 1箇所の事業費が900万円以上であること
- オ 路網計画策定
- (7) 航空レーザ計測については、地域森林計画に記載する見込みのある林道の在する区域に係わる市町村で実施すること
- (イ) 航空レーザ計測の実施にかかる経費の算出については、森林土木事業標準歩掛表（測量試験）に準ずること
- (ウ) 航空レーザ計測における照射密度は1m<sup>2</sup>当たり4点以上とする
- (イ) 航空レーザ計測の事業費は、実施面積に1ha当たり5,000円を乗じた金額を上限とする
- (ウ) 航空レーザ計測の1地区当たりの計測規模は概ね10,000ha以上であること
- カ 施設集約化（撤去）
- (7) 林道施設の集約化に伴って実施するずい道、橋梁等の林道施設の撤去であること
- (イ) 民有林道台帳についてに規定する林道台帳に登載された林道に設置されている林道施設であること
- (ウ) 個別施設計画に基づき実施する林道施設の撤去であること
- (イ) 撤去対象のずい道、橋梁等の林道施設を含む林道又はは集約先の林道施設を含む林道において、林道施設の機能の集約化を目的とした林業生産基盤整備道整備又は林業専用道整備を併せて実施すること
- (ウ) 撤去を行う林道施設の管理者が、都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会であること
- キ 老朽化対策
- 事業費が40万円以上であること

ア 山村強靱化林道開設

- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。

イ 山村強靱化林道改良

区分	国	道	市町村等
幹線	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100
その他（舗装）	100/300	3/300	197/300

※幹線については公道等に2箇所以上接続すること

ウ 作業ポイント整備

- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。

エ 接続路整備

- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。

オ 路網計画策定

- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。

カ 施設集約化（撤去）

- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。

キ 老朽化対策

- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ



(3) 林業専用道整備事業	市町村 森林組合等	森林法 農山漁村地域整備交付金交付要綱(国)
(4) 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業		
2 農山漁村地域整備交付金事業		
(1) 育成林整備事業	市町村 森林組合等	森林法 農山漁村地域整備交付金交付要綱(国)

<p>①事業内容 持続可能な林業経営の実現に向けて、丈夫で簡易な、使いやすい道づくりを進めるため、主として森林施業のために利用する恒久的施設としての林業専用道（普通自動車（10t積程度のトラック）や林業用車両（大型ホイールタイヤフォワーダ等）が走行可能な構造を有し、林内の木材輸送の中核的な役割を果たす林道であって、北海道が策定した林業専用道作設指針に適合するものをいう）等の整備</p> <p>②事業要件等 ア 林業専用道開設 (1)「森林資源循環利用林道整備事業」におけるウ「林業専用道開設」(7)～(カ)の要件に該当するもの</p> <p>イ 林業専用道改良 (1)「森林資源循環利用林道整備事業」におけるエ「林業専用道等改良」(7)～(イ)の要件に該当するもの</p> <p>ウ 作業ポイント整備 前記事業名欄(1)「森林資源循環利用林道整備事業」におけるオ「作業ポイント整備」(7)の要件に該当するもの。</p> <p>エ 接続路整備 前記事業名欄(1)「森林資源循環利用林道整備事業」におけるカ「接続路整備」(7)の要件に該当するもの。</p> <p>①事業内容 環境被害等を未然に防止し、林道施設を適切に管理するための林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニルの調査、処理等</p> <p>②採択要件等 ア PCBの濃度分析調査 昭和41年から昭和49年までの期間にPCBを含む塗料による塗装が行われた恐れがある林道施設であること</p> <p>イ PCBの処理等 PCBを含む塗料による塗装が行われた林道施設であること</p> <p>林業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援し、競争力強化と国土強靱化を図るための路網整備</p> <p>① 事業内容 育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備を行う</p> <p>② 事業要件等 ア 森林管理道開設 次の要件のうち(カ)を除く全てに該当すること。ただし、峰越連絡林道については、次の要件のうち(イ)を除く全てに該当すること</p>	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>過疎地域及び振興山村</td> <td>50/100 (55/100)</td> <td>1/100 (1/100)</td> <td>49/100 (44/100)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>50/100</td> <td>1/100</td> <td>49/100</td> </tr> </table> <p>( ) は森林組合等が事業主体の場合</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>改良</td> <td>30/100</td> <td>1/100</td> <td>69/100</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>100/300</td> <td>3/300</td> <td>197/300</td> </tr> </table> <p>ウ 作業ポイント整備 エ 接続路整備</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>45/100</td> <td>1/100</td> <td>54/100</td> </tr> </table> <p>林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>50/100</td> <td>1/100</td> <td>49/100</td> </tr> </table>	区分	国	道	市町村等	過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)	その他	50/100	1/100	49/100	区分	国	道	市町村等	改良	30/100	1/100	69/100	舗装	100/300	3/300	197/300	区分	国	道	市町村等	—	45/100	1/100	54/100	区分	国	道	市町村等	—	50/100	1/100	49/100
区分	国	道	市町村等																																						
過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)																																						
その他	50/100	1/100	49/100																																						
区分	国	道	市町村等																																						
改良	30/100	1/100	69/100																																						
舗装	100/300	3/300	197/300																																						
区分	国	道	市町村等																																						
—	45/100	1/100	54/100																																						
区分	国	道	市町村等																																						
—	50/100	1/100	49/100																																						

<p>ア 林業専用道開設</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>過疎地域及び振興山村</td> <td>50/100 (55/100)</td> <td>1/100 (1/100)</td> <td>49/100 (44/100)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>50/100</td> <td>1/100</td> <td>49/100</td> </tr> </table> <p>( ) は森林組合等が事業主体の場合</p> <p>イ 林業専用道改良</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>改良</td> <td>30/100</td> <td>1/100</td> <td>69/100</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>100/300</td> <td>3/300</td> <td>197/300</td> </tr> </table> <p>ウ 作業ポイント整備 エ 接続路整備</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>45/100</td> <td>1/100</td> <td>54/100</td> </tr> </table> <p>林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>50/100</td> <td>1/100</td> <td>49/100</td> </tr> </table>	区分	国	道	市町村等	過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)	その他	50/100	1/100	49/100	区分	国	道	市町村等	改良	30/100	1/100	69/100	舗装	100/300	3/300	197/300	区分	国	道	市町村等	—	45/100	1/100	54/100	区分	国	道	市町村等	—	50/100	1/100	49/100	<p>法律補助</p>
区分	国	道	市町村等																																						
過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)																																						
その他	50/100	1/100	49/100																																						
区分	国	道	市町村等																																						
改良	30/100	1/100	69/100																																						
舗装	100/300	3/300	197/300																																						
区分	国	道	市町村等																																						
—	45/100	1/100	54/100																																						
区分	国	道	市町村等																																						
—	50/100	1/100	49/100																																						

市町村が事業主体の場合  
一般公共事業債

林道事業  
90%

- (7) 地域森林計画に記載された林道
- (イ) 林道規程に規定する自動車道
- (ウ) 開設効果指数が0.9以上(ただし、防火林道には適用せず、峰越連絡林道の幹線は1.2以上)
- (イ) 利用区域内森林面積が50ha以上、かつ、全体計画延長が概ね1km以上(ただし、次のいずれかに該当する林道を除く(コスト縮減等を目的として森林施業道等と一体的に路網を形成する場合、森林施業道等に係る利用区域内森林面積と全体計画延長の合計により判断)
  - a 次のいずれかに該当するものは、利用区域内森林面積が30ha以上、かつ、全体計画延長が概ね0.8km以上
    - (a) 長期育成循環型路網の支線の林道
    - (b) 過疎地域、旧過疎地域で整備される林道
    - (c) 特定市町村又は準特定市町村で整備される林道。
    - (d) 水源地域対策特別特措法に基づく水源地域で整備される林道
    - (e) 水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び特定保安林の整備を行うための林道
  - b 長期育成循環型路網の幹線にあっては、利用区域内森林面積が500ha以上、かつ、全体計画延長が概ね1km以上
  - c 峰越連絡林道にあっては、幹線は直接利用区域が500ha以上。その他は100ha以上
- (ウ) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上に相当する森林において、森林の整備(地方単独事業等によるもの及び主伐を含む)が計画されていること
- (イ) 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2億4千万円以上(ただし、林道以外の道路施設と重複する路線は除外)

- イ 林業専用道開設
  - 次の要件全てに該当するもの
  - (7) 地域森林計画に記載された林道
  - (イ) 林道規程に規定する自動車道の2級
  - (ウ) 北海道が策定した林業専用道作設指針に適合
  - (イ) 開設効果指数が0.9以上
  - (イ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ha以上で、かつ、全体計画延長が0.2km以上

- ウ 森林施業道開設
  - 次の要件全てに該当するもの
  - (7) 地域森林計画に記載された林道
  - (イ) 林道規程に規定する自動車道の3級
  - (ウ) 開設効果指数が0.9以上
  - (イ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ha以上で、かつ、全体計画延長が0.2km以上
  - ただし、利用区域内の森林が、「多様な森林整備のための集約化の促進について」に基づき、市町村等が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内に含まれ、かつ、1区域の面積が50ha以上(【森林管理道開設】の(イ)のaの(b)に該当するもの、森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づく施業が計画されているものについては30ha以上)である場合は、(イ)に掲げる要件のうち、「自動車道3級」とあるのは「自動車道の2級又は3級」と読み替えるものとする

《地域連携整備》  
森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設について、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱う。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林整備の予定等について協議し、調整を行うこととする

- エ 作業ポイント整備  
1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること

- オ 接続路整備  
1箇所当たりの規模が、原則として、概ね50m程度

- ア 森林管理道開設
- イ 林業専用道開設
- ウ 森林施業道開設

区分	国	道	市町村等
過疎及び振興山村地域の森林造成林道、複層林施業等	55/100 (60/100)	1/100 (1/100)	44/100 (39/100)
過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)
その他	50/100	1/100	49/100

( ) は森林組合等が事業主体の場合

- エ 作業ポイント整備
- オ 接続路整備

区分	国	道	市町村等
-	45/100	1/100	54/100

(2) 共生環境整備事業

市町村  
森林組合等

【森林空間総合整備事業】

- ① 事業内容  
公益的機能別施業森林区域内に存する森林であって、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画に定められている森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う
- ② 事業要件等  
ア 森林管理道開設  
(1) 「育成林整備事業」における②のア「森林管理道開設」(7)～(h)の要件に該当するもの
- イ 森林管理道等改良  
次の要件全てに該当するもの  
(7) 地域森林計画に記載された林道  
(イ) 林道規程に規定する自動車道の改良  
(ウ) 1箇所の事業費が900万円以上（舗装については、総事業費が2,400万円以上）  
(エ) 改良効果指数  
幹線 1.2以上  
その他 0.9以上  
(オ) 利用区域内森林面積  
幹線 500ha以上（振興山村、過疎地域は200ha以上）  
その他 50ha以上（振興山村、過疎地域は30ha以上）  
(カ) 交通安全施設の設置を幹線林道以外の林道において実施する場合については、過去に重大な交通事故が発生した路線又は重大な交通事故防止上必要と認められる路線を対象とする

【絆の森整備事業】

- ① 事業内容  
身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う
- ② 事業要件等  
ア 森林管理道開設  
(1) 「育成林整備事業」における②のア「森林管理道開設」(7)～(h)の要件に該当するもの

(3) 林道改良事業

市町村  
森林組合等

- ① 事業内容  
林道の機能向上を図るため、既設林道及び作業道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する
- ② 採択要件等  
ア 林道改良  
(2) 「共生環境整備事業」【森林空間総合整備事業】における②のイ「森林管理道等改良」(7)～(オ)の全ての要件に該当するもの

ア 森林管理道開設

区分	国	道	市町村等
過疎及び振興山村地域の森林造成林道、複層林施業等	55/100 (60/100)	1/100 (1/100)	44/100 (39/100)
過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)
その他	50/100	1/100	49/100

( ) は森林組合等が事業主体の場合

ア 林道改良

区分	国	道	市町村等
幹線	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100
その他（舗装）	100/300	3/300	197/300

日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る）の整備を行うものについては事業費の2/3

(4) 林道点検診断・保全整備事業 市町村  
森林組合等

(5) フォレスト・コミュニティ総合整備事業 市町村  
森林組合等

3 地方創生道整備交付金事業 市町村

(1) 育成林整備事業

(2) 共生環境整備事業

(3) 林道改良事業

(4) 林道点検診断・保全整備事業

(5) フォレスト・コミュニティ総合整備事業

地域再生法

地方創生道整備推進交付金交付要綱(国)

① 事業内容  
既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修及び更新等を実施する

② 事業要件等  
1 箇所当たりの事業費は 40 万円以上 900 万円未満。ただし、点検診断はこの限りではない  
保線整備は、森林環境保全整備事業の老朽化対策の対象となるものを除く

① 事業内容  
森林整備の基盤となり、生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備や林業施設の基盤整備を行う

② 事業要件等  
ア 森林基幹道開設  
次の要件全てに該当する林道の新設又は改築  
(7) 地域森林計画に記載された林道  
(イ) 林道規程に規定する自動車道  
(ウ) 森林法施行令別表第 3 及び別表第 4 の 1 の (1) に該当する林道  
(エ) 全体計画延長が概ね 5 km 以上の林道 (利用区域面積が 1,000ha 以上の林道については、概ね 7 km 以上)  
(オ) 複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあたっては、当該路線の全体を一路線として取り扱い、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこと

イ 森林基幹道改良  
森林基幹道の局部的改良等で、(2)「共生環境整備事業」【森林空間総合整備事業】における②のイ「森林管理道等改良」の(7)～(カ)に掲げる全ての要件に該当するもの

ウ 林業施設用地整備  
1 箇所当たりの用地の面積は、原則として 200㎡以上とし、建物の用に供する場合の用地の面積は、建物敷の概ね 3 倍以内

エ 作業ポイント整備  
1 箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること

市町村が作成する地域再生計画に基づき、地域における就業機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる市町村道・広域農道・林道の 2 種類以上の施設を連携して、一体的に整備することにより地域再生を図る

前記「農山漁村地域整備交付金事業」(林道事業) に準ずる

区分	国	道	市町村等
—	50/100	1/100	49/100

ア 森林基幹道開設

区分	国	道	市町村等
—	50/100 (65/100)	1/100 (1/100)	49/100 (34/100)

( ) は森林組合等が事業主体の場合

イ 森林基幹道改良

区分	国	道	市町村等
幹線	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100
その他 (舗装)	100/300	3/300	197/300

日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設(避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る)の整備を行うものについては事業費の 2/3

ウ 林業施設用地整備  
エ 作業ポイント整備

区分	国	道	市町村等
—	50/100	1/100	49/100

区分	国	道	市町村等
過疎地域及び振興山村	50/100	1/100	49/100
その他	45/100	1/100	54/100

法律補助

<p>林業・木材産業生産基盤強化対策事業</p> <p>1 間伐材生産</p> <p>2 路網整備・機能強化対策</p>	<p>市町村 選定経営体 森林整備法人等</p>	<p>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱(国)</p> <p>林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(国)</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 間伐材生産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不用木の除去(侵入竹を含む)</li> <li>・不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう)</li> <li>・支障木やあばれ木等の伐倒</li> <li>・造材</li> <li>・集材</li> <li>・搬出、集積及び積込</li> <li>・その他附帯施設整備</li> </ul> <p>(2) 関連条件整備活動(間伐材生産と一体的に実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象森林の調査及び森林所有者の同意取付等</li> <li>・森林作業道の整備</li> <li>・鳥獣害防止施設</li> </ul> <p>2 採択基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産基盤強化区域又は効率的施業区域において行われるものであること</li> <li>・1施業地は0.1ha以上</li> <li>・事業実施面積の過半から搬出すること</li> </ul> <p>1 事業内容</p> <p>意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るための路網整備</p> <p>(1) 林業専用道(規格相当)の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作設</li> <li>・補強</li> <li>・点検診断</li> <li>・調査設計</li> <li>・現場技術業務委託費</li> </ul> <p>(2) 森林作業道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作設</li> <li>・補強</li> </ul> <p>(3) 林道等の機能強化</p> <p>路網の機能を緊急に強化するため、生産基盤強化区域若しくは効率的施業区域の区域内に設置されている又は当該生産基盤強化区域若しくは効率的施業区域と製材工場等を結ぶ既設の林道、既設林業専用道、既設林業専用道(規格相当)及び本事業で開設する林業専用道(規格相当)に対して機能強化を実施</p> <p>(4) 森林作業道の機能強化</p> <p>路網の機能を緊急に強化するため、生産基盤強化区域若しくは効率的施業区域に全部又は一部含まれる既設森林作業道に対して機能強化を実施</p> <p>(5) 林業専用道(規格相当)の復旧</p> <p>地域材の安定供給及び森林整備の効率的かつ円滑な実施を図るため、自然災害により被災した既設林業専用道(規格相当)に対して復旧を実施</p> <p>(4) (6) 関連条件整備活動(林業専用道(規格相当)整備、森林作業道整備と一体的に実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象森林の調査及び森林所有者の同意取付等</li> </ul> <p>2 採択基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産基盤強化区域内若しくは効率的施業区域において行われるものであり、かつ、北海道、市町村、森林整備法人等及び選定経営体による間伐等が計画されていること。ただし、点検診断においては、当該生産基盤強化区域内若しくは効率的施業区域の林道施設のほか、当該生産基盤強化区域内若しくは効率的施業区域の林業生産基盤整備道等を通過し、木材の輸送経路となっている生産基盤強化区域外若しくは効率的施業区域外の林道施設も対象とする</li> <li>・知事が定める林業専用道及び森林作業道の作設に関する指針等の基準を満たすものであること</li> </ul>	<p>定額(国費)</p> <p>(1) 間伐材生産(間接費を除く)</p> <table border="1" data-bbox="1191 156 1727 277"> <tr> <td rowspan="2">搬出材積</td> <td>30 m未満</td> <td>税抜</td> <td>201,000 円/ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税込</td> <td>222,000 円/ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30~50 m未満</td> <td></td> <td>税抜</td> <td>287,000 円/ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税込</td> <td>315,000 円/ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50 m以上</td> <td></td> <td>税抜</td> <td>388,000 円/ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税込</td> <td>427,000 円/ha</td> </tr> </table> <p>(その他附帯施設整備を含む)</p> <p>(2) 関連条件整備活動</p> <p>① 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等 18,500 円/ha</p> <p>② 森林作業道の整備 2,000 円/m</p> <p>③ 鳥獣害防止施設 標準単価の1/2</p> <p>※市町村等負担額は、事業費から補助額を差し引いた額</p> <p>(1) 林業専用道(規格相当)整備</p> <table border="1" data-bbox="1191 699 1704 817"> <thead> <tr> <th>地形区分</th> <th>A (15度未満)</th> <th>B (15度以上 25度未満)</th> <th>C (25度以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額(国費)</td> <td>32,000 円</td> <td>35,000 円</td> <td>27 38,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 森林作業道整備 2,000 円/m</p> <p>(3) 林道等の機能強化 事業費の1/2以内</p> <p>(4) 森林作業道の機能強化 事業費の1/2以内</p> <p>(5) 林業専用道(規格相当)の復旧 1/2以内</p> <p>(4) (6) 関連条件整備活動 18,500 円/ha</p> <p>※市町村等負担額は、事業費から補助額を差し引いた額</p>	搬出材積	30 m未満	税抜	201,000 円/ha		税込	222,000 円/ha	30~50 m未満		税抜	287,000 円/ha		税込	315,000 円/ha	50 m以上		税抜	388,000 円/ha		税込	427,000 円/ha	地形区分	A (15度未満)	B (15度以上 25度未満)	C (25度以上)	定額(国費)	32,000 円	35,000 円	27 38,000 円	<p>予算補助</p>
搬出材積	30 m未満	税抜	201,000 円/ha																															
		税込	222,000 円/ha																															
30~50 m未満		税抜	287,000 円/ha																															
		税込	315,000 円/ha																															
50 m以上		税抜	388,000 円/ha																															
		税込	427,000 円/ha																															
地形区分	A (15度未満)	B (15度以上 25度未満)	C (25度以上)																															
定額(国費)	32,000 円	35,000 円	27 38,000 円																															

北海道低コスト再造林対策事業	市町村 選定経営体 森林整備法人等	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(国) 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(国)	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 低コスト造林の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一貫作業システム</li> <li>低コスト造林</li> <li>下刈り</li> </ul> <p>(2) 機械器具の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機械器具の購入、賃借、運送料</li> </ul> <p>(3) 関連条件整備活動</p> <p>低コスト造林の支援と一体的に実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等</li> <li>再造林推進に向けた長期受委託契約や基金造成等の事務経費等</li> <li>森林作業道の整備</li> <li>鳥獣害防止施設等の整備</li> </ul> <p>2 採択基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来の造林に比べ、効率化・低コスト化が図られると期待される技術を導入するものであること</li> <li>一貫作業システムは、集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること</li> <li>1 施行地は、0.1ha 以上</li> </ul>	<p>定額(国費)</p> <p>(1) 低コスト造林の支援</p> <table border="1" data-bbox="1193 148 1697 347"> <tr> <td rowspan="2">一貫作業システム</td> <td>効率化・低コスト化が図られた場合</td> <td>850,000円/ha</td> </tr> <tr> <td>効率化・低コスト化の達成が困難な場合</td> <td>638,000円/ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低コスト造林</td> <td>効率化・低コスト化が図られた場合</td> <td>578,000円/ha</td> </tr> <tr> <td>効率化・低コスト化の達成が困難な場合</td> <td>433,000円/ha</td> </tr> <tr> <td>下刈り</td> <td>同一施行地における3回までの下刈り</td> <td>117,000円/ha</td> </tr> </table> <p>(2) 機械器具の整備</p> <table border="1" data-bbox="1193 387 1574 467"> <tr> <td>効率化・低コスト化が図られた場合</td> <td>666,000円</td> </tr> <tr> <td>効率化・低コスト化の達成が困難な場合</td> <td>500,000円</td> </tr> </table> <p>(3) 関連条件整備活動</p> <table border="1" data-bbox="1193 499 1776 738"> <tr> <td rowspan="2">森林所有者の同意取付け、長期受委託契約等の事務経費</td> <td>効率化・低コスト化が図られた場合</td> <td>24,600円/ha</td> </tr> <tr> <td>効率化・低コスト化の達成が困難な場合</td> <td>18,500円/ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">森林作業道の整備</td> <td>効率化・低コスト化が図られた場合</td> <td>2,600円/ha</td> </tr> <tr> <td>効率化・低コスト化の達成が困難な場合</td> <td>2,000円/ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥獣害防止施設等の整備</td> <td>効率化・低コスト化が図られた場合</td> <td>標準単価の2/3</td> </tr> <tr> <td>効率化・低コスト化の達成が困難な場合</td> <td>標準単価の1/2</td> </tr> </table> <p>※市町村等負担額は、事業費から補助額を差し引いた額</p>	一貫作業システム	効率化・低コスト化が図られた場合	850,000円/ha	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	638,000円/ha	低コスト造林	効率化・低コスト化が図られた場合	578,000円/ha	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	433,000円/ha	下刈り	同一施行地における3回までの下刈り	117,000円/ha	効率化・低コスト化が図られた場合	666,000円	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	500,000円	森林所有者の同意取付け、長期受委託契約等の事務経費	効率化・低コスト化が図られた場合	24,600円/ha	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	18,500円/ha	森林作業道の整備	効率化・低コスト化が図られた場合	2,600円/ha	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	2,000円/ha	鳥獣害防止施設等の整備	効率化・低コスト化が図られた場合	標準単価の2/3	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	標準単価の1/2	<p>予算補助</p>
一貫作業システム	効率化・低コスト化が図られた場合	850,000円/ha																																			
	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	638,000円/ha																																			
低コスト造林	効率化・低コスト化が図られた場合	578,000円/ha																																			
	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	433,000円/ha																																			
下刈り	同一施行地における3回までの下刈り	117,000円/ha																																			
効率化・低コスト化が図られた場合	666,000円																																				
効率化・低コスト化の達成が困難な場合	500,000円																																				
森林所有者の同意取付け、長期受委託契約等の事務経費	効率化・低コスト化が図られた場合	24,600円/ha																																			
	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	18,500円/ha																																			
森林作業道の整備	効率化・低コスト化が図られた場合	2,600円/ha																																			
	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	2,000円/ha																																			
鳥獣害防止施設等の整備	効率化・低コスト化が図られた場合	標準単価の2/3																																			
	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	標準単価の1/2																																			
林道施設災害復旧事業	市町村 森林組合等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	<p>(1) 事業内容</p> <p>暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被災した地方公共団体、森林組合等が維持管理する林道施設を、原形に復旧する事業</p> <p>(2) 国庫補助の対象となる林道</p> <p>国庫補助の対象となる林道は、林地の利用又は保全上必要な公共的施設でなければならない。この場合の公共的施設である林道とは、市町村、森林組合等が維持管理するものをいう。ただし、次のものは国庫補助の対象から除外される</p> <p>(ア) 経済効果の小さいもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用区域面積が30ha未満の林道</li> <li>利用区域の立木材積が1,390m<sup>3</sup>未満の林道</li> <li>延長計画のないもので既設延長500m未満の林道</li> </ul> <p>(イ) 維持工事とみるべきもの</p> <p>(ロ) 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>(ハ) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>(ニ) 災害復旧事業以外の事業の施工中に生じた災害に係るもの</p> <p>(ホ) 災害により搬出不能となった用薪材の量が550m<sup>3</sup>に満たない林道その他の農地等のうち、主務大臣の定める小規模な施設に係るもの</p> <p>(3) 国庫補助の対象となる災害</p> <p>暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害でなければならないと定められており、次のものは対象とならない</p> <p>ア 河川の出水による災害は、警戒水位未満の出水により生じた災害</p> <p>イ 降雨による災害は、最大24時間雨量が80mm未満の降雨量により生じた災害</p> <p>ウ 暴風による災害は、最大風速が15m未満の暴風により生じた災害</p>	<p>災害復旧事業債 現年災分 90% 過年災分 80%</p>	<p>法律補助</p>																																

			(4) 国庫補助の対象となる災害復旧事業 1 箇所の工事の費用が 40 万円以上のもの。ただし、1 箇所とは、被災箇所が 150m 以内の間隔で連続しているものも含む (5) 「奥地幹線林道」と「その他の林道」の区分 ア 奥地幹線林道 (7) 利用区域の森林面積が 500ha 以上ある路線 (イ) 奥地幹線林道として災害復旧事業費を決定したことがある路線。ただし、利用区域の一部を土地収用法適用事業以外（ゴルフ場造成、別荘用地造成、レクリエーション用地等）の目的に転用され、利用区域面積が 500ha 未満となった場合を除く (ウ) 全幅員が 3m 以上ある路線 イ その他林道 アに該当する路線以外	65/100  50/100		35/100  35/100			
--	--	--	---	----------------------	--	----------------------	--	--	--

所管部課名 水産林務部 林務局 治山課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
小規模治山事業	市町村	北海道小規模治山等補助事業実施要領（道）	1 箇所の事業費が 1,000 万円以上の小規模荒廃地復旧工事であって、次の各号の一に該当するもの ア 人家、道路に被害を与え、又は与えると認められるもの イ 農地 2ha 未満に被害を与え、又は与えると認められるもの		1 / 2	1 / 2		一般単独事業債 ・防災対策事業債（自然災害防止事業） ・緊急自然災害防止対策事業債 100%		予算補助
林地崩壊防止事業	市町村	林地崩壊防止事業実施要綱（国） 林業関係事業補助金等交付要綱（国） 北海道小規模治山等補助事業実施要領（道）	次の各号のいずれかに掲げる要件に該当する市町村は、激甚災害に伴い発生し、又は拡大した林地の崩壊で、これを放置するときは 2 戸以上の人家又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあると認められるものに係る林地の保全上必要な施設の新設に関する事業のうち、一箇所の事業費が 200 万円以上の事業（以下、「林地崩壊防止事業」という）を行うことができる。 1 その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した激甚災害に伴い発生し、又は拡大した林地の崩壊に係る林地崩壊防止事業の事業費の総額が 300 万円を超える市町村 2 1 の総額が新年度の標準税収入の 10% を超える市町村	5 / 10	3 / 10	2 / 10				予算補助
災害関連山地災害危険地区対策事業	市町村	災害関連山地災害危険地区対策事業実施要領（国） 林業関係事業補助金等交付要綱（国） 北海道小規模治山等補助事業実施要領（道）	事業の採択基準は、次のとおりとする。 1 山地災害危険地区において、降雨等により発生した荒廃山地等について次期降雨等による荒廃の拡大又は土砂の流出等により人家、公共施設等に被害を与えるおそれがあると認められるもので、公共土木施設等の災害復旧事業等と並行して緊急に復旧・整備する必要のあるもののうち、次の各号の一に該当するもの (1) 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもの (2) 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの (ア) 鉄道、道路法（昭和 27 年法律 180 号）の適用を受ける道路、又は利用区域面積 500 ヘクタール以上の林道に被害を与えると認められるもの (イ) 官公署、学校又は病院等の公共の用に供する建物に被害を与えると認められるもの (ウ) その他の重要な公共施設に被害を与えると認められるもの	40/100 ～ 47.5/100	40/100 ～ 47.5/100	5/100 ～ 20/100				予算補助

			(工) 人家5戸以上に被害を与えると認められるもの (3) 前各号に掲げるもののほか、林野庁長官が認めるもの 2 次各号の一に該当するものは採択しないものとする。 (1) 1箇所の事業費が原則として200万円以下のもの (2) 林地崩壊防止事業が行われることが確実であると認められるもの (3) 鉱石若しくは土石の採取、土地造成等明らかに人為的な原因に基づく災害で、その原因者が明らかであるもの (4) 工事内容が崩壊土砂の排除のみであるもの (5) 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの 3 その年の1月1日から12月31日までの間に係る事業費が1市町村当り400万円以上とするものとする。							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所管部課名 水産林務部 森林環境局 森林活用課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助(貸付・交付)基準等	補助(交付)率等				地方債(参考)	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
森林・山村多面的機能発揮対策推進事業	市町村	森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱(国)	市町村が活動組織に対し行う推進・指導等に要する経費の全部又は一部	定額					<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteri.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteri.html</a>	予算補助



建 設 部

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地域連携道路事業 地方道事業 道路改築	市町村	道路法第88条 道路法施行令第34条の2の3	<p>1 一般国道に準ずるネットワークを形成する事業</p> <p>(1) 地域高規格道路</p> <p>(2) ICアクセス道路 2次アクセスまでの道路でIC（高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道自専道のIC。ETC専用の追加ICで出入り交通量が500台/日未満、その他の追加ICで出入り交通量が1,000台/日未満のものは除く）から半径10km以内の区間。 なお、高規格等の事業採択区間に含まれるICについて、機能に応じ統合採択することができる。</p> <p>(3) 一般国道と以下の地点を連絡する道路</p> <p>(イ) 主要地 市（特別区を含む）又は人口1万人以上の町の中心部（DIDまたは最も人口の集中している市街地（合併前の旧市町含む））</p> <p>(ロ) 重要拠点 第1種及び第2種空港、第3種空港のうち国際空路を有する空港、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、第3種漁港、新幹線駅</p> <p>(4) 一般国道ネットワークを補完する道路 人口10万人以上の市を通過する一般国道のそれぞれの分岐点から半径10km以内に市または人口1万人以上の町があるもの</p> <p>2 国家的見地から支援が必要なもの 特別立法に基づき整備を必要とするものについては、以下のとおりとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の一次改良事業及び一次橋梁整備事業については、日交通量250台/日以上のもの</li> <li>・半島については、150台/日以上のもの</li> <li>・離島については、100台/日以上のもの</li> <li>・二次改築事業については、混雑度1.5以上または混雑度1.0以上の交通隘路</li> </ul> <p>(注) 道路局所管補助事業採択基準に掲げる補助率を基礎に各市町村の財政力指数を元に算出</p>	5.5/10 ただし基幹道6/10 （δ=1.1未満） 5.5/10×δ （δ=1.1以上）		4.5/10 ただし基幹道4/10 （δ=1.1未満） 1-5.5/10×δ （δ=1.1以上） ※δは市町村における財政力指数によって決定する引上率（以下、同じ）		公共事業等償還道路事業 90%  一般補助施設整備等事業債 豪雪対策事業 80% (一部対象)		法律補助
ICアクセス道路事業	市町村		<p>高規格幹線道路、地域高規格道路、スマートICの整備と併せて行われる、地方公共団体におけるICへのアクセス道路（1次以内）事業。</p> <p>なお、高規格幹線道路のICへのアクセス道路については、高規格幹線道路のICから直近の幹線道路までの区間における事業であって、高規格幹線道路の開通時期が公表されている場合又は開通時期が公表されていない場合であって高規格幹線道路と一体的に施工する若しくはアクセス道路において大規模構造物（橋又はトンネル）を施工するなど、高規格幹線道路と同時供用するために計画的な施工が必要と認められる場合に限る。</p>	5.5/10 ただし基幹道6/10 （δ=1.1未満） 5.5/10×δ （δ=1.1以上）		4.5/10 ただし基幹道4/10 （δ=1.1未満） 1-5.5/10×δ （δ=1.1以上）				
空港、湾岸等のアクセス道路整備等の補助事業	市町村		<p>(1) 交通拠点（空港・港湾・駅）と人口集積地、物流機能の拠点や基幹道路IC（高規格幹線道路・地域高規格道路）を連絡するアクセス道路の整備に関するもの。</p> <p>なお、交通拠点の対象は、利用量・取扱量（物流等）の増加が図られるなどの機能強化を行っている以下のいずれかの施設とする。</p>	5.5/10 ただし基幹道6/10 （δ=1.1未満） 5.5/10×		4.5/10 ただし基幹道4/10 （δ=1.1未満） 1-5.5/10				

			<p>【空港】 ジェット化空港（滑走路延長2,000m以上又はジェット機が就航している空港（ヘリポート除く。））</p> <p>【港湾】 国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾。</p> <p>【駅】 貨物コンテナ取扱駅。</p> <p>(2)国土交通大臣が指定する「重要物流道路」の整備に関するもの。</p>	$\delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)	$\times \delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)				
特殊改良事業	市町村	道路法第56条 道路法施行令第28条	<p>特別立法に基づき整備を必要とする道路で緊急を要するもの</p> <p>また、改良計画に含まれていない区間で局部的に線形、勾配等が不良なため交通障害となっている区間の除去等の小規模な改良工事で下記に該当するもの</p> <p>・バス路線または日交通量がおおむね150台以上の区間</p>	1/2	1/2				
災害防除事業	市町村		<p>道路における高い切り取り及び盛土の斜面またはトンネル、橋梁等で危険な兆候をきたし、地震発生時もしくは、そのまま放置すると災害を惹起し交通に著しい支障をおよぼすおそれのあるものに対する対策で緊急を要するもの</p>	1/2	1/2				
道路メンテナンス事業	市町村	道路メンテナンス事業補助制度要綱（国）	<p>道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づく点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている構造物であって、地方公共団体が策定する長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づいて実施される、次のいずれかに該当する事業及び長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定・更新にかかる事業であること。</p> <p>(1) 構造物の性能・機能の維持・回復・強化を図る修繕</p> <p>(2) 構造物の架替えや付替えなどにより、性能・機能の維持・回復・強化を図る更新</p> <p>(3) 複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る。）</p> <p>(4) 横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去（改築または修繕と同時に実施する場合に限る。）</p> <p>(5) 治水効果の高い橋梁の撤去（河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）への適合状況や過去の被災歴等により橋梁を撤去した場合の治水効果を確認している場合に限る。）</p> <p>(6) 上記事業の実施に必要な点検・診断等</p> <p>なお、上記(1)から(6)に該当する事業の実施に当たっては、新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むこと。</p> <p>ただし、事業の実施における新技術等の活用の検討の規定については、令和2年度末において既に工事に着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く。</p>	$6/10$ ( $\delta = 1.1$ 未満) $5.5/10 \times \delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)	$4/10$ ( $\delta = 1.1$ 未満) $1-5.5/10 \times \delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)				
土砂災害対策道路事業	市町村		<p>土砂災害による道路の寸断を防止するため、砂防事業と連携して実施する土砂災害対策のうち、次の各号のいずれにも該当する事業。</p> <p>(1) 砂防事業と連携し事業間連携計画書を作成した事業であること。</p> <p>(2) 国土交通大臣が指定する重要物流道路若しくは代替・補</p>	$6/10$ ( $\delta = 1.1$ 未満) $5.5/10 \times \delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)	$4/10$ ( $\delta = 1.1$ 未満) $1-5.5/10 \times \delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)				

			<p>完路又は地域防災計画に位置づけられている緊急輸送道路若しくは避難路における事業であること。</p> <p>(3) 道路法施行令に規定される「防砂のための施設」、砂防法に規定される「砂防設備」、地すべり等防止法に規定される「地滑り防止施設」又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定される「急傾斜地崩壊防止施設」を整備する事業であること。</p>						
雪寒地域道路事業 防雪	市町村	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条	<p>(1) (A) 日交通量おおむね300台以上の区間で道路の交通の確保が特に必要であるもの または、日交通量300台未満の区間であっても、日交通量おおむね150台以上で、一般国道その他重要な路線または代替路線のない道路とする (B) バス路線で民生の安定上特に必要なもの</p> <p>(2) 消雪施設については(1)に該当し、次の各号のいずれかに該当する箇所 ①人家連たん ②踏切道(原則として交通遮断量1,000台/時以上、またはバス路線) ③急坂路(原則として縦断勾配6%以上または合成勾配8%以上) ④交差点</p>	6/10		4/10		<p>公共事業等債 道路事業 90%</p> <p>一般補助施設整備等事業債 豪雪対策事業 80%</p>	法律補助
凍雪害防止	市町村		<p>(1) 路盤改良及び排水施設については、凍上又は融雪による被害が特に甚だしく、泥濘の深さが25cm以上で、その延長が300m以上にわたる箇所であって次の各号に該当するもの (A) 日交通量おおむね300台以上の区間で道路交通の確保が特に必要であるもの、または日交通量300台未満の区間であっても、日交通量おおむね150台以上で、一般国道その他重要な路線又は代替路線のない道路とする (B) バス路線で民生の安定上特に必要なもの</p> <p>(2) 流雪溝の設置は(1)の(A)、(B)に該当し、2月の積雪の深さの最大値の累年平均(最近5箇年以上の間における平均をいう)が原則として1.0mを超える地域道路で人家連たんし、かつ、舗装済み(同時施行を含む)のもの</p>	6/10		4/10			
交通安全施設等整備 事業 一般事業	市町村	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第6条	<p>I 交通安全施設等の整備 交通事故の防止、もしくは歩行者等の安全で円滑な移動の確保のために実施する交通安全施設等の整備は、以下について必要に応じ採択する</p> <p>1 歩道等 歩道等の整備は、段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、ベンチ・上屋の設置等バリアフリーの推進に係る整備を含むものとする</p> <p>(1) 歩道 (2) 歩行者専用道路 (3) 自転車道 (4) 自転車歩行者道 (5) 自転車歩行者専用道路 (6) コミュニティ道路 2 立体横断施設 3 歩車共存道路 4 あんしん歩行エリア 5 中央帯(チャッターバー設置等簡易なものを含む) 6 交差点の改良(信号機設置を除く) 7 視距の改良 8 車両停車帯</p>	1/2 ただし市町村道 通学路 5.5/10		1/2 ただし市町村道 通学路 4.5/10		<p>公共事業等債 道路事業 (一部対象) 90%</p> <p>一般補助施設整備等事業債 豪雪対策事業 (一部対象) 80%</p>	法律補助

		<p>9 路肩の改良  10 登坂車線  11 付加車線  12 道路標識  13 自転車駐車場  14 道路情報提供装置  15 道路照明  16 自動車駐車場  (1) 市街地型自動車駐車場  (2) 簡易パーキングエリア  17 防護柵  18 視線誘導標  19 区画線  20 道路反射鏡  21 地点標（キロポスト）  22 カラー舗装</p> <p>II 交通事故の重点対策  特に、死傷事故率が高い等、重点的な交通事故対策が必要な区間の事故低減のために実施する交通安全施設等の整備は、以下について必要に応じ採択する</p> <p>1 歩道等  2 立体横断施設  3 歩車共存道路  4 あんしん歩行エリア  5 中央帯（チャッターバーの設置等簡易なものを含む）  6 交差点の改良（信号機設置を除く）  7 視距の改良  8 車両停車帯  9 路肩の改良  10 登坂車線  11 付加車線  12 道路標識  13 道路照明  14 防護柵  15 視線誘導標  16 区画線  17 カラー舗装</p> <p>上記のⅠ、Ⅱのいずれかの基準に該当し、1箇所あたりの全体事業費規模が100,000千円以上のものについて採択する</p>						
交通安全対策 (地区内連携)	市町村	交通安全対策（地区内連携） 一定の区域において、関係行政機関等や関係住民の代表者等との間で合意に基づき、計画的かつ集中的に実施していく必要のある交通安全対策（速度低下、進入抑制等を促す面的対策や歩道の設置等）について採択する。	1/2 ただし 施行令 6/10 ( $\delta = 1.1$ 未満) $5.5/10 \times \delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)	1/2 ただし 施行令 4/10 ( $\delta = 1.1$ 未満) $1-5.5/10 \times \delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)				
交通安全対策 (通学路緊急対策)	市町村	通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策（令和3年8月4日関係閣僚会議決定）に基づく通学路合同点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策について採択する。	1/2 ただし 施行令 6/10 ( $\delta = 1.1$ 未満) $5.5/10 \times$	1/2 ただし 施行令 4/10 ( $\delta = 1.1$ 未満) $1-5.5/10 \times \delta$				

				$\delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)		( $\delta = 1.1$ 以上)			
無電柱化推進事業	市町村	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第22条	I. 一般事業 次の各号の一に該当する区間において実施する事業について採択する 1 安全かつ円滑な道路交通の確保、都市災害の防止、都市景観の向上、観光振興、地域活性化等を図るため、無電柱化の必要性が高い道路の区間 2 交通量が多い区間、交通渋滞の著しい区間、防災上重要性の高い区間等道路管理の高度化が必要とされる区間。	1 / 2		1 / 2		公共事業等債 道路事業 (一部対象) 90%  一般補助施設整備等事業債 豪雪対策事業 (一部対象) 80%	法律補助
無電柱化推進計画事業			次の各号のいずれにも該当する事業について採択する。 1 「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業 2 「都道府県無電柱化推進計画等」(地方版無電柱化推進計画)に位置づけられている事業 ただし、道路の新設、バイパス整備及び道路拡幅のうち車線数の増加を伴う事業と同時に無電柱化推進計画事業は除く。 3 低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により、低コスト化に取り組む事業	6 / 10 ( $\delta = 1.1$ 未満) 5.5 / 10 $\times \delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)		4 / 10 ( $\delta = 1.1$ 未満) 1-5.5 / 10 $\times \delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)			
交通連携推進事業 地方道事業 踏切道改良計画事業	市町村	踏切道改良促進法第4条	踏切道改良促進法第4条第1項に規定する地方踏切道改良計画(同項又は同法第5条第1項の規定に基づき、道路管理者及び鉄道事業者が作成して、国土交通大臣に提出されたものに限る。)に位置づけられた踏切道の改良の方法により行われる道路事業(連続立体交差事業を除く。)	5.5 / 10 ただし 基幹道 6 / 10 ( $\delta = 1.1$ 未満) 5.5 / 10 $\times$ $\delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)		4.5 / 10 ただし 基幹道 4 / 10 ( $\delta = 1.1$ 未満) 1-5.5 / 10 $\times \delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)		公共事業等債 道路事業 (一部対象) 90%  一般補助施設整備等事業債 豪雪対策事業 (一部対象) 80%	
社会資本整備総合交付金(道路事業)	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱(国)	社会資本整備総合計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業(道路事業) 市町村道の新設、改築、修繕又は維持(除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る)に関する事業  ※関連事業は別掲	6 / 10 ( $\delta = 1.1$ 未満) 5.5 / 10 $\times \delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)  ただし 防雪又は 凍雪害の 防止に関 する事業 は $\delta$ に 関わらず 6 / 10		4 / 10 ( $\delta = 1.1$ 未満) 1-5.5 / 10 $\times \delta$ ( $\delta = 1.1$ 以上)  ただし 防雪又は凍 雪害の防止 に関する事 業は $\delta$ に 関わらず 4 / 10			予算補助

社会資本整備総合交付金（関連事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業で、基幹事業と一体的に実施する事業</p> <p>●関連事業</p> <p>1 関連社会資本整備事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号に掲げる事業</p> <p>2 効果促進事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く）</p> <p>(1) 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目標とする事業等</p> <p>(2) 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等</p> <p>(3) レクリエーションに関する施設の整備事業</p> <p>（注）国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする それ以外の場合は1/2とする</p>	$5.5/10$ $(\delta=1)$ $5.5/10$ $\times \delta$ $(\delta=1.01 \text{ 以上})$		$4.5/10$ $(\delta=1)$ $1-5.5/10$ $\times \delta$ $(\delta=1.01 \text{ 以上})$				予算補助
-------------------	-----	--------------------	---	---	--	---	--	--	--	------

所管部課名 建設部 土木局 河川砂防課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
社会資本整備総合交付金（都市基盤河川改修事業）	河川法第16条の3第1項の規定に基づき事業を施行することとなった市	社会資本整備総合交付金交付要綱（国） 市町村長が施行する河川工事に伴う補助金交付事務取扱要領（道）	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（都市基盤河川改修事業） 河川法第16条の3第1項の規定により施行する特別区又は人口5万人以上の市の長が実施する河川工事とする。 また、下記の要件に該当するものとする。 ・原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川（※）において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。 ※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川 指定区間内の一級河川又は二級河川においては、その施行の場所より上流の流域面積が概ね30km<sup>2</sup>を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事とし、指定区間外の一級河川においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事とする</p> <p>※関連事業は別掲</p>	1/3	1/3	1/3		<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>	予算補助	
社会資本整備総合交付金（流域貯留浸透事業）	市区町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（流域貯留浸透事業） 一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下「貯留・浸透機能」という）をもつ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次のいずれかの要件に該当するものをいう また、地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業については、地方公共団体が助成する予定としている雨水貯</p>	1/3		2/3		<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>	予算補助	

			<p>留浸施設を合わせた規模、能力が次のいずれかの要件に該当するものも対象とする</p> <p>①公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地（以下「対象施設」という）を500m<sup>3</sup>以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業</p> <p>ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあつては、300m<sup>3</sup>以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業</p> <p>(7) 総合治水対策特定河川の流域</p> <p>(4) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあつては近郊整備区域）における人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上の府県庁所在地</p> <p>(7) 人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上の指定都市（東京都特別区を含む）</p> <p>(イ) 100mm/h安心プランに登録された地域（複数の施設で500m<sup>3</sup>以上の容量を確保する事業に限る）</p> <p>②市区町村が既成市街地内の個人の住宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易な施設を設置する事業で、当該河川の流域（当該河川の流域面積が20km<sup>2</sup>以下である流域内の区域）において、これらの施設を合わせた規模、能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とするもの</p> <p>③新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業</p> <p>④既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設を改良する事業で、3,000m<sup>3</sup>以上（総合治水対策特定河川の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るものにあつては1,000m<sup>3</sup>以上）の治水容量及び必要に応じて環境容量（治水容量と同量の範囲でかつ下流河川の水質改善効果が認められるものに限る）を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上又は管理用通路の整備、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの</p> <p>また、当該河川の流域（当該河川の流域面積が7km<sup>2</sup>以下である流域内の区域）において、複数の溜め池を合わせた規模が3,000m<sup>3</sup>以上（総合治水対策特定河川の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るものにあつては1,000m<sup>3</sup>以上）の治水容量を確保（ただし、事業着手から3ヶ年以内に完了するものに限る）するもの</p> <p>⑤原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川（※）において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。</p> <p>※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川</p> <p>※関連事業は別掲</p>									
社会資本整備総合交付金（総合流域防災事業のうち、準用河川改修事業、雨水貯留事業、浄化事業、洪水氾濫域減災対策事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（総合流域防災事業）</p> <p>1 事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修等で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(準用河川改修事業)</p> <p>1 当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に60ha以上の農地、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存するもの</p> <p>2 過去3ヶ年に氾濫被害が3回以上発生した区域に関するもの</p>	(準用河川改修事業) (雨水貯留事業) (浄化事業)	1/3	2/3					https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	予算補助
			<p>(準用河川改修事業)</p> <p>1 過去3ヶ年に氾濫被害が3回以上発生した区域に関するもの</p>	(洪水氾濫域減災対策事業)	1/3	1/3	1/3					



- 3 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの
- 4 下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの  
準用河川改修事業の実施に当たっては、以下に従い、事業計画に準用河川改修事業計画を記載するものとする
- ア 準用河川改修事業計画の記載
- (i) 準用河川改修事業計画の記載事項  
準用河川改修事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする
- a 事業計画区間
- b 改修工事を必要とする理由及び計画方針並びに改修工事の効果
- c 計画高水流量、計画高潮位に関する事項
- d 計画平面形、計画縦断形及び計画横断形その他河道計画に関する事項
- e 改修工事に必要な費用の概要
- f その他必要な事項
- (ii) 事業計画区間  
事業計画区間は、治水計画上改修が必要な区間とする
- (iii) 技術的基準との整合  
事業計画の作成に当たっては、次に掲げる技術的基準に準拠するものとする
- a 河川管理施設等構造令（平成12年政令第321号）で定める基準を参酌して定められた条例（平成25年3月31日までの期間内において、同条例が制定施行されるまでの間は、河川管理施設等構造令で定める基準）
- b 河川砂防技術基準（平成16年3月30日付け国河情第13号）
- イ 準用河川改修事業計画の変更  
準用河川改修事業計画の変更を行おうとするときは、アに準ずるものとする
- ウ 関係機関との協議  
市町村長は、準用河川改修事業計画の記載及び変更に当たっては、当該河川が接続する他の河川の管理者と計画の整合について十分協議すること
- (雨水貯留事業)
- 5 都市河川に係る雨水貯留施設の設置を行う事業で、次の全ての要件に該当するもの
- ア 総貯水容量（複数箇所でもよい）が概ね50,000m<sup>3</sup>以上又は下流準用河川区間における洪水調節効果が概ね10m<sup>3</sup>/s以上である施設で、当該施設の貯水容量が概ね5,000m<sup>3</sup>以上であること
- イ 上記の総事業費が、通常の河道改修方式と比較して経済的であること
- (浄化事業)
- 6 水質環境基準が未達成の単独準用水系の河川（水質環境基準が未指定のものについては、河川にあってはBOD10mg/l、湖沼にあってはCOD8mg/lを超えるもの）の浄化事業で、市街化区域等で実施するもの
- (洪水氾濫域減災対策事業)
- 7 洪水氾濫域減災対策事業の対象となる河川の区間は、一級河川又は二級河川において河川の氾濫が生じた場合、浸水被害を防止・軽減するために、市町村が施行する二線堤の築造等（ただし、河川の流水が河川外に流出することを防止するための堤防の築造や河道掘削等の河川管理者が計画的に実施すべき改良工事を除く）及び住宅移転の費用助成（ただし、住宅が点在するような地域を輪中堤等で防御する時に一部の住宅等を移転させることで、より効率的・経済的な

輸中堤等の整備が可能となる場合に限る)であって、次の各号に該当するものとする

- ①市町村は、河川管理者等関係機関の浸水被害対策に関わる担当部局等からなる洪水氾濫域減災対策協議会を設置し、土地利用状況に応じた氾濫域対策を定めた地域全体の減災計画(以下「減災計画」という)を策定すること
- ②交付対象事業は減災計画に位置づけられていること
- ③氾濫を許容することとする区域において、新たな住家が立地しないよう、災害危険区域の指定等必要な措置がなされること
- ④市町村は、減災計画の達成状況を洪水氾濫域減災対策協議会に報告すること

上記住宅移転の費用助成については、市町村が、住宅が点在するような地域を自ら、又は河川管理者が輸中堤等で防御する場合に、以下の費用について住宅移転者に対して助成するものとする

また、災害危険区域の指定等は、住宅移転が完了したのち速やかに行うものとする

- ①住宅撤去費及び跡地整備費の実費
- ②移転費及び仮住居費の実費(同一市町村内での移転費を上限とする)
- ③移転に伴う新たな住宅の建設のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額(基礎額に算定できる対象限度額は7,400千円/戸とする)
- ④撤去前の住宅の固定資産税評価相当額

また、事業計画において、以下に従い、減災計画を記載するものとする

(7) 減災計画の記載

洪水氾濫域対策協議会は、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、浸水被害を効果的かつ効率的に軽減することを目的として、洪水氾濫の特性に応じて減災対策の具体的施策を検討し、減災計画として記載すべき事項を定める各担当部局は、この減災計画に則り具体的施策を推進するものとする

(i) 減災計画の期間

概ね5年間とする

(7) 減災計画に定める事項

減災計画において定める事項は次のとおりとする

- (i) 洪水氾濫域減災対策全体に関する事項  
基本方針、事業期間、計画規模等
- (ii) 施設整備等の内容に関する事項  
施設名称、数量、助成対象となる住宅移転の戸数等
- (iii) 氾濫域の区域とその水深に関する事項  
事業の実施後も浸水が想定される区域とその水深及び土地利用状況等
- (iv) 氾濫域の周知に関する事項  
周知する住民の範囲や周知するための具体的な方法等
- (v) 土地利用の規制等に関する事項  
地方公共団体が地域の実情に応じて実施する災害危険区域の指定、盛土規制、開発行為に対する指導・情報提供、市街化調整区域の保持等の氾濫域における市街化の進展の抑制方策や建築物の耐水化等の被害軽減方策
- (vi) 地方公共団体によるハザードマップの作成等被害軽減方法に関する事項  
地方公共団体による住民の避難計画やハザードマップの作成、防災教育等の被害軽減方法
- (vii) その他浸水被害の軽減を図るために必要な措置に関する事項

			<p>地方公共団体等による調節池設置の指導等の浸水被害軽減を図るための措置  (viii) 洪水氾濫域減災対策協議会の状況  洪水氾濫域減災対策協議会の設立、構成、調整状況等  (イ) 減災計画の周知  洪水氾濫域減災対策協議会は減災計画を速やかに公表し、住民に周知するものとする</p> <p>※関連事業は別掲</p>							
<p>社会資本整備総合交付金（統合河川環境整備事業）</p>	<p>河川法第16条の3第1項の規定による協議に基づき本事業を施行することとなった市町村</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）  市町村が施行する河川工事に伴う補助金交付事務取扱要領（道）</p>	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業  ● 基幹事業（統合河川環境整備事業）  市町村長が実施する河川工事で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 河川とそれに繋がるまちを活性化するために実施される、民間事業者と連携する水辺の整備を行う事業のうち、指定区間内の一級河川及び二級河川において、地域と一体となった「かわまちづくり計画」に都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組が位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業  2 一級河川又は二級河川の水質改善のために実施される水質浄化を行う事業で、次の各号いずれかに該当するもの  (1) 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての水質浄化を行う事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての水質浄化を行う事業  (2) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあっては都市整備区域、近畿圏にあっては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあっては近郊整備区域）に係る一級河川又は二級河川で、若しくは、三大都市圏に係る重要な水源となっている湖沼を含む一級河川又は二級河川で、主要地点での水質が環境基準を著しく超え、かつ、その汚濁原因が広範にわたり、当該河川の浄化のみでは効率的な水質の改善が困難と認められるものの中から採択される特定河川の流域において実施する次の各号に掲げる水質浄化を行う事業  イ 当該特定河川の浄化事業  ロ 当該特定河川の汚濁の一因となっている一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の水質浄化を行う事業  ハ その他当該特定河川の流域において行う水質浄化を行う事業で著しい効果が認められるもの  3 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、横断工作物により河川等が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域（※）において魚道の整備を行う事業で、総事業費が3億円以上のもの  4 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川等の特に必要とする区域（※）において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が3億円以上のもの  5 指定区間内の一級河川及び二級河川において、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校構想」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり計画」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が3億円以上のもの  ※区域には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を含む</p> <p>※関連事業は別掲</p>	1 / 3	1 / 3	1 / 3			<p><a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a></p>	<p>予算補助</p>

<p>社会資本整備総合交付金（海岸事業）</p>	<p>海岸管理者（市町村）</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業</p> <p>1 高潮対策事業</p> <p>(1) 高潮対策事業（（2）から（3）に規定する事業を除く。）は、以下の①から④までの要件を満たすものとする。① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。② 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。③ 防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人/km以上であること。ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。④ 総事業費が、以下のとおりであること。〇市町村が行うもの：離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上内地 1億円以上</p> <p>(2) 高潮対策事業のうち、「市街地海岸事業」（港湾局所管海岸に限る。）については、上記（1）の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。（ア）海岸保全施設によって直接防護される市街地が大規模なもの（イ）海岸保全施設によって直接防護される市街地を有する行政区域の人口が90万人以上の海岸（ウ）市街地が主としてゼロメートル地帯等低地地域を有しており、高潮又は津波により破壊的な被害が発生するおそれの大なる海岸</p> <p>(3) 高潮対策事業のうち、指定市、中核市及び中核市に相当する都市（人口概ね30万人以上の都市）又はそれらに市街地が連たんする都市を対象として行われる「都市海岸高度化事業」については、上記（1）（港湾局所管海岸については上記（1）及び（2））の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。（ア）海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なものうち主として市街地を防護する特に重要な海岸であること（原則として総事業費が概ね1億円以上であるもの）。（イ）背後地に商業施設、業務施設又は住宅が集積した海岸で、背後の土地利用と海岸整備が有機的に連携できる場所であること。（ウ）耐震性など海岸保全施設の保全機能の強化と利便性の向上を図り、海岸での市民利用を促進するため必要なその他の施設を整備するもの。特にバリアフリーに配慮されていること。</p> <p>(4) 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあつては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費3億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。</p> <p>2 侵食対策事業</p> <p>(1) 侵食対策事業は、以下の①から④までの要件を満たすものとする。①海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。②侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。③防護面積、防護人口が5ha/km又は50人/km以上であること。ただし、防護人口については、児童</p>	<p>11/20</p> <p>11/20</p>	<p>9/20</p> <p>9/20</p>				<p><a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a></p>	<p>予算補助</p>
--------------------------	-------------------	---------------------------	---	---------------------------	-------------------------	--	--	--	--	-------------

			<p>福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。④ 総事業費が、以下のとおりであること。</p> <p>○市町村が行うもの：離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上内地 1 億円以上</p> <p>(2) 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあつては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費3億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。</p> <p>3 海岸耐震対策緊急事業</p> <p>本事業は、海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであつて、以下の①から③までの要件（耐震性能調査にあつては①の要件）を満たすものとする。① 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の浸入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。（ア）期望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸（イ）東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した5. に規定する海岸耐震対策緊急事業計画（以下ロー9-（3）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。③ 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。</p> <p>○市町村が行うもの：2千5百万円以上</p> <p>4 津波・高潮危機管理対策緊急事業</p> <p>(1) 本事業の対象は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであつて、以下の①から⑤までの要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては①の要件）を満たすものとする。ただし、（3）に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び（5）に規定する海岸保全基本計画の変更支援にあつてはこの限りではない。① 以下のいずれかに該当する海岸で実施するものであること。（ア）東海地震に係る地震防災対策</p>	<p>11 / 20</p> <p>1 / 2 (2 / 3)</p>		<p>9 / 20</p> <p>1 / 2 (1 / 3)</p>				<p>( ) は特措法地域における避難路等整備</p>
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	-----------------------------

			<p>強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸（イ） 朝望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下（５）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであること。③ 事業計画に従って実施される事業であること。④ 一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。⑤ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。</p> <p>○市町村が行うもの：2千5百万円以上</p> <p>(2) 本事業における堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限る。（ア）当該対策により、施設の耐震化に資するもの（イ）津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの（ウ）避難経路に近接し、避難対策上支障をきたすおそれが強いもの</p> <p>(3) 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費の概ね2割を上限として、その内数として計上することができるものとする。ただし、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域</p> <p>※1 指定に資する調査</p> <p>※2 については、この限りではない。</p> <p>(4) 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。</p> <p>(5) 海岸保全基本計画の変更支援については、気候変動を踏まえて令和7年度までに海岸保全基本計画を変更されるものであること。</p> <p>※1：津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域</p> <p>※2：ハザードマップ作成支援を含む</p>					
	地方公共団体		<p>5 海岸環境整備事業</p> <p>① 自然環境との調和・個性ある地域づくり等に資する海岸において、背後地の人命・財産を防護するための施設等を整備するものであること。ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。② 海水浴等の海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において、海岸利用者等への安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するものであること。ただし、総事業費が市町村が行うものは2千5百万円以上のものに限る。</p>	1/3		2/3		
	地方公共団体		<p>6 海域浄化対策事業</p> <p>次の各号のいずれかの要件に該当するもののうち、防災・安全対策のために特に必要と認められるものに限る。</p> <p>① 海岸保全施設の機能の確保を図るために実施する放置座礁船の処理。ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。② 海域において異常に堆積しているヘドロ等の除去等。ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。</p>	1/3		2/3		

河川等災害復旧事業	市町村	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法同施行令 同施行規則同事務取扱要綱（国） 同査定方針（国）	暴風、洪水、高潮、地震その他異常な天然現象により被災した公共土木施設の災害復旧事業で、1箇所の工事の費用が60万円以上のもの なお、連年災害における国庫負担率の特例（法第4条の2）、激甚災害に係る事業に対する交付金の交付等（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、同施行令、指定基準参照）の特例がある	8/10		2/10		災害復旧事業債 (1) 現年災分 100% (2) 過年災分 90%	<a href="https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html</a>	法律補助
災害査定用設計委託費補助	市町村	公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（国）	災害復旧事業に係る国庫負担申請を行うために必要な査定設計に要した経費を補助する  (1) 被害が激甚なことにより国の負担率が0.667を超える団体又は水管理・国土保全局長が別に定める金額以上となる団体において、水管理・国土保全局長が特に被害が激甚であると認める災害に係るものに対する、工事費に定率を乗じて得た額と実支出額のいずれか低い額 (2) 次のいずれかに該当する箇所で委託費等の額が当該箇所ごとに500万円以上で、かつ、決定工事費に対する割合が7%以上であるものに対する実支出額 a 地すべり対策工法を実施する箇所 b 橋梁、高架構造物、トンネルにかかる箇所 c 路線測量等が必要な法線変更を伴う箇所 d 一定災にかかる箇所 e シールド工法等特殊な工法を実施する箇所 f 広範囲にわたる用地調査が必要な箇所  補助金の交付の対象となる者は補助対象委託費等に対する補助金の合計額が、水管理・国土保全局長が別に定める金額以上となる地方公共団体とする	1/2		1/2			<a href="https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html</a>	予算補助 港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園に係るものを除く
河川等災害関連事業	市町村	公共土木施設災害復旧事業査定方針	災害箇所について原形復旧による単独復旧のみでは、点々と散在する災害の様相から効果が局限され、再度災害が繰返されるおそれが多い場合等、災害費に同程度の関連費（改良費）を加えて、一定区間の改良復旧を行うことにより再度災害を防止する改良工事であって、総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下のものであり、かつ、一箇所の災害関連工事費が、1,800万円以上のもの	河川・海岸 5.5/10 道路・橋梁 1/2		4.5/10 1/2		公共事業等債 河川等災害関連事業 90%	<a href="https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html</a>	予算補助
河川等災害特定関連事業	市町村	河川等災害特定関連事業実施要領（国）	前年に採択された災害の箇所で、災害発生の原因となった障害物を除去又は是正する 当該災害の発生した翌年の4月1日の属する会計年度に採択する 原則として災害復旧事業の工事費を超えないものとし、おおむね900万円以上4,500万円未満のもの（堰、橋梁等の工作物の改築等に係る事業について一連の効果を発揮させるため必要がある場合にあっては7,000万円未満）	6/10		4/10		公共事業等債 河川事業 90%	<a href="https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html</a>	予算補助
河川等災害関連特別対策事業	市町村	河川等災害関連特別対策事業実施要領（国）	河川助成事業及び河川又は砂防関連事業の上下流において、これらの改良復旧に支障となる障害物等の除去又は是正をする事業で、その工事費は原則災害復旧助成事業又は災害関連事業の工事費を超えないものとし、おおむね1,200万円以上1億円未満とする	1/2		1/2		公共事業等債 河川事業 90%	<a href="https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html</a>	予算補助

地域防災がけ崩れ対策事業	市町村	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の実施について（建設省河傾発第46号）（国）	<p>激甚災害に伴い発生した崩壊等で、次の各号に該当するものであること</p> <p>(1) 「災害対策基本法」第5条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または、記載されることが確実であるがけ地で発生したもの</p> <p>(2) 傾斜度30°以上のがけ地で高さが5m以上であること</p> <p>(3) 人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るもの</p> <p>(4) 1箇所の事業費が600万円以上であるもの</p> <p>※国の補助は、市町村が行う事業費の1/2以上を補助する都道府県に対するもので、当該事業費の1/2を上限とする</p>	5/10	2.5/10	2.5/10					予算補助
特定小川災害関連環境再生事業	市町村	特定小川災害関連環境再生事業実施要領（国）	<p>河川の災害復旧に関連して、市街地もしくは市街地周辺部または付近に学校・公園・病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する地域を流下する小規模な河川において、当該災害復旧事業箇所またはこれに接続する被災箇所を含めて環境に配慮した工法で復旧する事業をいう</p> <p>(1) 災害復旧事業が採択された河川のうち、市街地もしくは市街地周辺部または付近に学校・公園・病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する地域における小規模な河川において実施されるものとする</p> <p>(2) 原則として、他の改良計画がないものとし、関連する災害復旧事業箇所の全部または一部を含むものとする</p> <p>(3) 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下のものとする</p> <p>(4) この事業は関連する災害復旧事業と同年度に採択するものとする</p> <p>(5) この事業は、関連する災害復旧事業の施工期間内に完了するものとする</p>	1/2		1/2			<a href="https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html</a>	予算補助	
社会資本整備総合交付金（関連事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業で、北海道が実施する基幹事業と一体的に実施する事業</p> <p>●関連事業</p> <p>1 関連社会資本整備事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号に掲げる事業</p> <p>2 効果促進事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く）</p> <p>(1) 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等</p> <p>(2) 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等</p> <p>(3) レクリエーションに関する施設の整備事業</p> <p>（注）国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする それ以外の場合は2分の1とする</p>	（注）		（注）			<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>	予算補助	



事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
街路交通調査費補助 （総合都市交通体系調査）	市町村	道路法	<p>●総合都市交通体系調査 複雑で多様な都市交通問題を解決するため、道路計画と合わせて、公共交通計画、交通結節点計画、TDM 施策（交通需要管理）、土地利用計画等を総合的に検討し、総合的な都市交通マスタープラン等を策定する調査 (1)総合的な都市交通計画を策定する調査 [1]都市交通実態調査 三大都市圏、地方中心都市圏、地方中核都市圏および地方中心都市圏の各都市圏において、総合的な都市交通マスタープラン等を策定するため、概ね 10 年に 1 度都市圏の課題に応じた都市交通実態調査を実施するもの。なお、必要に応じて中間年に補完調査を行う。 [2]都市交通マスタープラン等策定調査 都市交通実態調査に基づき、交通実態の分析や都市圏の将来交通量予測を行い、総合的な都市交通マスタープランを策定する調査 詳細は「街路交通事業事務必携」、「都市局所管補助事業事務必携」参照 (2)都市圏が抱える交通課題に対応した特定の都市交通計画を検討する調査 ・新交通システム、都市モノレール、LRT 等中量軌道システムの検討 ・都市計画道路網の見直し検討 ・市町村合併に伴う都市交通計画課題の検討 ・都市交通社会実験の検討 ・都心交通対策の検討 ・パーソントリップ調査や中間年補完調査の事前検討調査 ・その他（バス交通対策、駐車場整備計画、歩行者、自転車交通計画等の検討）</p>	1 / 3		2 / 3			<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000027.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000027.html</a>	法律補助
社会資本整備総合交付金（宅地耐震化推進事業）	市町村 宅地の所有者等の権利者	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（宅地耐震化推進事業） (1)大規模盛土造成地の変動予測調査等 ○施行者：市町村 ○施行地区 ・大規模盛土造成地の変動予測調査 宅地造成及び特定盛土等規制法第 45 条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第 10 条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第 22 条の規定に基づく勧告又は同法第 26 条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第 41 条の規定に基づく勧告を行うために調査が必要な地域において行うものとする。 ・宅地擁壁等の危険度調査 次の各号の要件に該当する一団の造成宅地において行うものとする。 一 公共施設等（道路、河川、鉄道又は地域防災計画に記載されている避難地若しくは避難路）に接しているもの 二 次のいずれかに該当するもの イ 盛土の高さが 2m 以上あり、当該盛土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が 2 戸以上あるもの ロ 切土の高さが 2m 以上あり、当該切土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が 2 戸以上あるもの</p>	1 / 3 (令和 4 年 度まで 1 / 2)		2 / 3 (令和 4 年 度まで 1 / 2)			<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/daikibomoridozouseichi.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/daikibomoridozouseichi.html</a>  <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/takuchitaishinkasuishinjiyou.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/takuchitaishinkasuishinjiyou.html</a>	予算補助

			<p>・宅地擁壁等の防災対策  次の各号の要件に該当する一団の造成宅地において行うものとする。</p> <p>一 同法第 45 条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域、同法第 10 条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第 22 条の規定に基づく勧告がなされた区域、同法第 26 条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第 41 条の規定に基づく勧告がなされた区域又は災害対策基本法第 60 条の規定に基づく避難の指示等がなされた地域</p> <p>二 公共施設等（道路、河川、鉄道又は地域防災計画に記載されている避難地若しくは避難路）に著しい被害が発生するおそれがあるもの</p> <p>三 次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 盛土の高さが 2m 以上あり、当該盛土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が 2 戸以上あるもの</p> <p>ロ 切土の高さが 2m 以上あり、当該切土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が 2 戸以上あるもの</p> <p>○交付対象</p> <p>・大規模盛土造成地の変動予測調査  宅地造成及び特定盛土等規制法第 45 条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第 10 条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第 22 条の規定に基づく勧告又は同法第 26 条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第 41 条の規定に基づく勧告を行うために必要な大規模盛土造成地の大地震時等における変動予測に関する調査</p> <p>・宅地擁壁等の危険度調査  同法第 45 条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第 10 条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第 22 条の規定に基づく勧告又は同法第 26 条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第 41 条の規定に基づく勧告を行うために必要な一団の造成宅地の大地震時等における宅地擁壁等の危険度を評価するための調査</p> <p>・宅地擁壁等の防災対策  宅地擁壁等に崩落のおそれがあるため、これを放置するときは当該宅地擁壁等の崩落により、公共施設等に著しい被害が発生するおそれがあると認められる場合において、その著しいおそれを除去するために行う防災対策</p> <p>(2) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業  ○施行者：市町村、宅地の所有者等の権利者  ○施行地区</p> <p>次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する区域</p> <p>イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第 45 条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域</p> <p>ロ 同法第 10 条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第 22 条の規定に基づく勧告がなされた区域又は同法第 26 条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第 41 条の規定に基づく勧告がなされた区域</p> <p>二 地震時に滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地又は一団の造成宅地であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 滑動崩落するおそれのある盛土部分の面積が 3,000㎡以上であり、かつ滑動崩落により被害を受けるおそれのある家屋が 10 戸以上であるもの</p> <p>ロ 滑動崩落するおそれのある盛土部分の盛土をする前</p>	<p>1 / 4  1 / 3  1 / 2</p>		<p>3 / 4  2 / 3  1 / 2</p>			<p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/daikibomori/idozouseichi.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/daikibomori/idozouseichi.html</a></p>	<p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/takuchitaishinkasuishinji/gyou.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/takuchitaishinkasuishinji/gyou.html</a></p>	
--	--	--	--	------------------------------------	--	------------------------------------	--	--	--	--	--

			<p>の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度をなし、かつ盛土の高さが 5m 以上であるものであり、かつ滑動崩落により被害を受けるおそれのある家屋が 5 戸以上であるもの</p> <p>ハ 滑動崩落するおそれのある盛土の高さが 2m 以上であるものであって、当該盛土上に存在する家屋が 2 戸以上であるもので、かつ、(1) 及び (2) の要件に該当するもの</p> <p>(1) 震度 7 の内陸浅発地震による災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域において、被災した擁壁の合計件数が 1 万件以上であること</p> <p>(2) (1) に定める区域の道府県の財政力指数が 0.4 未満、かつ、市町村の財政力指数（市町村が複数の場合は平均値）が 0.5 未満であること</p> <p>三 当該盛土の滑動崩落により、次のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの</p> <p>イ 道路、河川、鉄道</p> <p>ロ 地域防災計画に記載されている避難地又は避難路</p> <p>○交付対象 大地震時等に大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業（事業費は、対象区域面積 1 ha 当たり 1 億 6,000 万円を限度とする。）</p> <p>詳細は「社会資本整備総合交付金交付要綱」参照</p>						
社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）	都道府県 市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（都市防災総合推進事業）</p> <p>(2) 盛土による災害防止のための調査</p> <p>○施行者：都道府県、市町村</p> <p>○交付対象</p> <p>・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査</p>	1 / 3 （令和 6 年度まで 1 / 2）	2 / 3 （令和 6 年度まで 1 / 2）			<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html</a>	予算補助 ※他課所管分を除く
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	都道府県 市町村	都市再生推進事業制度要綱（国） 都市再生推進事業費補助交付要綱（国）	<p>○補助対象</p> <p>(1) 3D都市モデルの整備に関する事業 3D都市モデルの整備又は更新に要する費用</p> <p>(2) 3D都市モデルの活用に関する事業 都市計画・まちづくり、防災、地域活性化・観光、環境・エネルギー、交通、安全・防犯、民間サービス創出支援その他の地方公共団体における課題解決または新たな価値創造に資する3D都市モデルの活用に要する費用</p> <p>(3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集活動、ウェブサイト作成等の情報発信活動、都市計画基本図・都市計画基礎調査・都市計画決定情報のデジタル化、GISシステムの導入・改修、ワークショップ・ハッカソン・ピッチイベント等の開催等に要する費用</p>	通常 ： 1 / 2  早期実装 ：10/10 （上限 1 千万円までの 定額補助）	1 / 2			<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/dai-sei/plateau_hojo.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/dai-sei/plateau_hojo.html</a>	予算補助  ※都市計画区域を持たない市町村は都市環境課所管

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
社会資本整備総合交付金（街路事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（街路事業） 市町村が都市計画事業として行う道路の改築事業等に要する経費 ※関連事業は別掲 （注）法令で規定された補助の割合または各市町村の財政力指数を基に算出された引上率から規定された補助の割合（国費率 5/10～7/10）	（注） 5/10 ～ 7/10		（注） 3/10 ～ 5/10		公共事業等債 90%		法律補助
社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（都市・地域交通戦略推進事業） 市町村が都市交通システム整備に要する次に掲げる経費 イ 整備計画の作成等に関する事業 ロ 公共的空間等の整備に関する事業 ハ 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業  詳細は、「社会資本整備総合交付金交付要綱」参照	1/3 1/2		2/3 1/2		公共事業等債 90%		予算補助
社会資本整備総合交付金（土地区画整理事業）	市町村、個人、農住組合、土地区画整理組合、都市再生機構等、地方住宅供給公社及び区画整理会社	社会資本整備総合交付金交付要綱（国） 公共団体等区画整理補助実施要領（国） 組合等区画整理補助事業実施要領（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（道路事業） 市町村及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に要する経費 ※関連事業は別掲	1/2、 5.5/10 ～9/10		2/3、 4.5/10 ～1/10		公共事業等債 90%	<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>  <a href="https://www.mlit.go.jp/crd/shiensaku/shien/tochikukaku.pdf">https://www.mlit.go.jp/crd/shiensaku/shien/tochikukaku.pdf</a>  <a href="https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/044/77000136/77000136.html">https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/044/77000136/77000136.html</a>	法律補助
社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）	都道府県、市町村、防災街区整備推進機構、まちづくり団体等	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（都市防災総合推進事業） (1) 災害危険度判定調査 ○施行者：都道府県、市町村、防災街区整備推進機構 ○施行地区 ・大規模地震発生の可能性の高い地域 ・人口集中地区 ・災害の危険性が高い区域を含む市街地  ○交付対象 1 延焼危険度に関する調査 2 避難危険度に関する調査 3 その他地域の特性に鑑みて必要となる調査	1/3 （地方公共団体が事業主体に補助する費用の1/2又は費用1/3のいずれか低い額）		2/3			<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>  <a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/toshibou_tk_000008.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/toshibou_tk_000008.html</a>	予算補助  ※日本海溝特措法関係の道補助あり（危機対策課所管）

			<p>(2) 盛土による災害防止のための調査</p> <p>(3) 住民等のまちづくり活動支援  ○ 施行者：都道府県、市町村、防災街区整備推進機構、地域のまちづくり団体  ○ 施行地区  ・ 大規模地震発生の可能性の高い地域  ・ 住生活基本計画（全体計画）に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市町村  ・ 人口集中地区  ・ 災害の危険性が高い区域を含む市街地  ○ 交付対象  1 住民等に対するまちづくりの啓発活動  2 まちづくり協議会の活動に対する助成  3 地区のまちづくり方針の作成</p> <p>(4) 事前復興まちづくり計画策定支援  ○ 施行者：都道府県、市町村  ○ 施行地区  (1)と同様。  ○ 交付対象  事前復興まちづくり計画策定</p> <p>(5) 地区公共施設等整備  ○ 施行者：都道府県、市町村、防災街区整備推進機構等  ○ 施行地区  （当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する区域も含む）  ・ 大規模地震発生の可能性の高い地域（市街地に限る）  ・ 住生活基本計画（全体計画）に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市町村  ・ 人口集中地区  ・ 災害の危険性が高い区域を含む市街地  ○ 交付対象  1 事業計画の作成  現況調査費、基本設計費、事業計画作成費  2 都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備  測量試験費、実施設計費、工事費、用地費、補償費  3 避難経路の整備（特例）  用地費、補償費</p> <p>(6) 都市防災不燃化促進  ○ 施行者：市（特別区含む）、民間事業者  ○ 施行地区  ・ 不燃化促進調査  次のいずれかに該当する地区  ・ 不燃化促進  次のいずれかに該当する地区内で施行区域のある地方公共団体が定める不燃化促進区域  （ア）三大都市圏の既成市街地等  （イ）大規模地震発生の可能性が高い地域  （ウ）指定市  （エ）道府県庁所在の市  （オ）重点密集市街地を含む市  （カ）人口集中地区  ○ 交付対象  ・ 不燃化促進調査  現況調査費、推進調整費、計画作成費  ・ 不燃化促進  一般建築助成費、大都市地域住宅供給型一般建築助成費、共同建築助成費、大都市地域住宅供給型共同建築助成費、防災環境軸形成型建築助成費、防災環境軸形成・大都市地域住</p>	<p>1 / 3  （地方公共団体が事業主体に補助する費用の1 / 2又は当該事業に要する費用の1 / 3のいずれか低い額）</p> <p>1 / 3</p> <p>工事 1 / 2  （地方公共団体が事業主体に補助する費用の1 / 2又は当該事業に要する費用の1 / 3のいずれか低い額）  （津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定要件を満たす避難場所、避難路の整備 2 / 3）  用地 1 / 3</p> <p>調査 1 / 3</p> <p>工事 1 / 2</p> <p>1 / 3  （地方公共団体が事業主体に補助する費用の1 / 2又は当該事業に要する費用</p>	<p>2 / 3</p> <p>2 / 3</p> <p>工事 1 / 2</p> <p>用地 2 / 3</p> <p>調査 2 / 3</p> <p>工事 1 / 2</p> <p>2 / 3</p>	<p>都市公園：公共事業等債 90%</p> <p>都市公園以外の地区公共施設</p> <p>教育・福祉施設等整備事業債他 75%～100%</p>	<p>※「(2) 盛土による災害防止のための調査」は都市計画課所管</p>
--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------------



			<p>口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村も含む。</p> <p>②地方公共団体において、歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市再生整備計画において記載されている当該市町村における都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域(市街化区域等を除く)</p> <p>③都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域(都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する基幹市町村の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる地域生活拠点の範囲に限る。)</p> <p>ア 基幹市町村及び都市計画区域を有さない連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化方針において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。</p> <p>イ 基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。</p> <p>【防災・安全交付金】</p> <p>①社会資本整備総合交付金のア及びウと同じ</p> <p>②地方公共団体において以下の全てを満たす区域(都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域(令和6年度末までに事前復興まちづくり計画等への防災拠点の位置付けが確実と見込まれる場合、実施可能。)</li> <li>・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備がコンパクト化と齟齬がないと認められる区域</li> </ul> <p>(2) 交付対象</p> <p>【基幹事業】</p> <p>道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業 等</p> <p>【提案事業】</p> <p>事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業</p> <p>2 まちなかウォークラブル推進事業</p> <p>都市再生特別措置法第46条第2項第5号に規定する滞在の快適性等の向上のため、都市再生整備計画に基づき実施される事業等に要する経費</p> <p>(1) 施行地区</p> <p>次のすべての要件に該当する地区</p> <p>①都市再生整備計画事業の施行地区</p> <p>②都市再生特別措置法第46条第2項第5号に規定する滞在の快適性等向上区域(まちなかウォークラブル区域)が定められた地区(当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む。)</p> <p>(2) 交付対象</p> <p>【基幹事業】</p> <p>道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業 等</p> <p>【提案事業】</p> <p>事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援</p>	1 / 2	1 / 2				
--	--	--	---	-------	-------	--	--	--	--

			事業 ※関連事業は別掲								
都市構造再編集支援事業	市町村 市町村都市再生協議会等	都市構造再編集支援事業費補助交付金要綱(国)	<p>「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う都市機能や居住誘導環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業</p> <p>(1) 施行地区</p> <p>都市再生整備計画の区域、かつ以下の区域で行うもの。 (居住誘導促進事業については、この限りではない。)</p> <p>① 立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」</p> <p>② 立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点」(都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分。立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。)</p> <p>※ただし、次の市町村を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村</li> <li>・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村</li> </ul> <p>※その他、以下の地区においても実施可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等</li> <li>・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業。</li> <li>・市街化区域等内の居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業。</li> </ul> <p>・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域へ居住の誘導を促進するために必要な事業</p> <p>(2) 交付対象</p> <p>【基幹事業】 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設・基幹的誘導施設、エリア価値向上整備 等</p> <p>【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業</p> <p>(3) 交付期間 概ね3～5年</p> <p>(4) 国費率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能誘導区域内：1/2(都市機能誘導区域の面積の市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域の面積に占める割合が50%以上の場合は、国</li> </ul>	概ね 1/2	概ね 1/2	公共事業等債 90%	公共施設等適正管理推進事業債 (立地適正化事業) 90%	公営住宅建設事業債 100%	下水道事業債 100%	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html</a>	予算補助



			費率を45%に引き下げ) ・居住誘導区域内等 : 45% ・地域生活拠点内 : 1/2 ・居住誘導促進事業 : 1/2							
都市再生総合整備事業	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、協議会、民間等	都市再生推進事業制度要綱(国) 都市再生推進事業費補助交付要綱(国)	都市再生・再構築を戦略的に進めるための次に掲げる事業 1 総合整備型 (1) 対象区域 ①都市・居住環境整備重点地域 都市構造再編の観点から都市基盤施設の整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠な地域等として、国土交通大臣が指定する相当規模の地域 ②特定地区 都市・居住環境整備重点地域のうち、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき相当規模の地区 (2) 交付対象 ①都市・居住環境整備基本計画の策定に要する費用 1/2 ②整備計画の策定及びコーディネートに要する費用 1/2 ③特定地区内の都市基盤施設の整備に要する費用 1/2 ④特定地区内の地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整備に要する費用 1/3 ⑤特定地区内の既存施設の除却又は移転に要する費用 1/2  2 拠点整備型 (1) 対象地区(整備地区) 基幹的な事業の実施に併せ、市民共有の優れた街並みの形成、魅力ある都市拠点の形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区 (2) 交付対象 ①都市拠点形成支援施設整備事業 ア 整備地区内の地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整備に要する費用 イ 整備地区内の既存施設の除却又は移転に要する費用 ウ 総合基本設計書の策定に要する費用 ① 都市拠点形成支援基盤整備促進事業 ①の整備事業又は都市再開発事業に関連する公共施設(道路、都市公園、下水道、河川、広場等、バスターミナル)の整備に要する費用 (注) 促進事業と同種の公共施設の整備に関する事業に係る国の交付割合を乗じた額 ③都市拠点形成特定事業調査 都市再生総合整備事業(拠点整備型)の活用等に関する調査及び円滑な実施を図るためのまちづくり活動支援に関する調査に要する費用 1/3	1/2 1/2 1/2 1/3 1/2	1/2 1/2 1/2 2/3 1/2			<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000021.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000021.html</a>	予算補助	
社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 1 都市再生事業計画案作成事業	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱(国)	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業(都市再生区画整理事業) 都市再生土地区画整理事業及び被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の案の作成に関する事業 ◇地区要件(都市再生土地区画整理事業の地区要件と同様) ○一般地区 ○重点地区 ◇補助対象 事業計画案作成費	1/3 1/2	2/3 1/2	公共事業等債 90%	<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>  <a href="https://www.mlit.go.jp/crd/index/government/pdf/toshisaiseitochikukaku.pdf">https://www.mlit.go.jp/crd/index/government/pdf/toshisaiseitochikukaku.pdf</a>	予算補助		

<p>2 都市再生土地区画 整理事業 (都市基盤整備タ イプ)</p>			<p>防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既存市街地の再生を推進するため施行する土地区画整理事業及び住宅街区整備事業</p> <p>◇地区要件</p> <p>○一般地区</p> <p>次の要件を全て満たす地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直前の国勢調査に基づくD I D内に係る地区(重点地区については、施行後直近の国勢調査に基づくD I Dに見込まれる区域を含む)</li> <li>・市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画又は立地適正化計画等法に基づく計画に位置づけ</li> <li>・施行前の公共用地率15%未満(幹線道路を除く)</li> </ul> <p>○重点地区</p> <p>一般地区の要件に加え、次のいずれかの要件を満たす地区</p> <p>{安全市街地形成重点地区}</p> <p>以下の①～④のいずれかに該当する地区</p> <p>① 防災再開発促進地区(密集法)の区域内に存する地区</p> <p>② 以下の全てを満たす地区</p> <p>a 地域防災計画(災害対策基本法)に位置づけられた地区</p> <p>b 以下のいずれかの区域内の地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三大都市圏の既成市街地等</li> <li>・政令指定都市・県庁所在地</li> <li>・地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、地震予知連の指定地域</li> </ul> <p>※①及び②については以下の要件に該当する地区に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の老朽住宅棟数が50棟以上かつ建築物棟数密度に応じた老朽住宅棟数率の要件を満たす地区</li> <li>ただし、面積要件が緩和される事業について、地区内の老朽住宅棟数率の要件を満たす地区(例えば建築物棟数密度が50以上60未満/haの場合、老朽住宅棟数率5割以上)</li> <li>・重点供給地域において行う事業については、25棟以上とする。</li> </ul> <p>③ 立地適正化計画に定められた防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する地区。</p> <p>④ 高規格堤防の整備と一体的に事業を実施する地区。(ただし、都市構造上の理由等(市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される等)により、立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村に存する地区に限る)</p> <p>{拠点的市街地形成重点地区}</p> <p>以下の①から③のいずれかに係る地区</p> <p>① 都市再生緊急整備地域又は都市再開発方針2号、2項地区</p> <p>② 都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化構想区域</p> <p>③バリアフリー基本構想区域</p> <p>{歴史的風致維持向上重点地区}</p> <p>{歴史的風致維持向上計画}に基づく事業地区</p> <p>{都市機能誘導重点地区}</p> <p>立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内で行われる事業地区</p> <p>◇面積要件</p> <p>指定容積率(予定を含む) / 100% × (施行面積) ≥ 2.0ha</p>	1 / 3	2 / 3	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2
---	--	--	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(大街区化タイプ)		<p>※一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の1/2以上が土地区画整理事業により整備される場合を含む</p> <p>※安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業については、指定容積率(予定を含む)/100×(施行面積)≥1.0haとする</p> <p>※拠点的市街地形成重点地区に該当し、狭隘道路等を解消するとともに公益施設等を整備する事業については、指定容積率(予定を含む)/100×(施行面積)≥1.0haとする</p> <p>※都市機能誘導重点地区に該当し、都市機能誘導区域内において都市構造再編集中支援事業として実施されるものにあたっては、指定容積率(予定を含む)/100×(施行面積)≥0.5haとする</p> <p>◇交付対象 調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、公開空地整備費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、宮繕費、機械器具費、公共施設用地取得費</p> <p>◇交付限度額 公共用地の増分の用地費×2/3 +公共施設整備費(移転補償費を含む) +立体換地建築物工事費(共同施設の工事費等を限度) +公益施設等の用地上の従前建築物等の移転補償費 +電線類地下埋設施設整備費 +公開空地整備費 +防災関連施設整備費 +浸水対策施設整備費×2/3 +浸水対策整地費</p> <p>◇地区要件</p> <p>○一般地区 次の要件を全て満たす地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・D I D内(都市機能誘導区域内にあっては、今後直近の国勢調査の結果に基づくD I Dに見込まれる区域を含む)に存し、かつ、立地適正化計画、市町村マスタープラン等の計画若しくは方針に都市機能増進施設又は国際競争力強化施設の整備を誘導することが定められ、又は定められることが確実である地区</li> <li>・鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所から500mの範囲内(ピーク時運行本数が片道3本以上に限る)に存する地区</li> <li>・地方公共団体により大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針が定められ、又は定めることが確実な地域</li> <li>・施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるもの</li> </ul> <p>○重点地区 一般地区の要件に加え、次のいずれかの要件を満たす地区 〔拠点的市街地形成重点地区〕 上記都市基盤整備タイプにおける拠点的市街地形成重点地区と同様 〔都市機能誘導重点地区〕 上記都市基盤整備タイプにおける都市機能誘導重点地区と同様</p> <p>◇面積要件 指定容積率(予定を含む)/100×(施行面積)≥2.0ha</p>	1/3	2/3		
				1/2	1/2	

<p>(空間再編賑わい創出タイプ)</p>		<p>※一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の1/2以上が土地区画整理事業により整備される場合を含む</p> <p>※拠点の市街地形成重点地区に該当し、狭隘道路等を解消するとともに公益施設等を整備する事業については、指定容積率(予定を含む)/100×(施行面積)≥1.0haとする</p> <p>※都市機能誘導重点地区に該当し、都市機能誘導区域内において都市構造再編集中支援事業として実施されるものにあつては、指定容積率(予定を含む)/100×(施行面積)≥0.5haとする</p> <p>◇地区要件 次の要件を全て満たす地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DID内(施行後直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む)に存し、かつ、立地適正化計画(低未利用土地利用等指針等の低未利用地に関する方針が記載されているものに限る。)で定められた都市機能誘導区域内において、土地区画整理事業を施行しようとする地区</li> <li>・施行前の公共用地率20%未満(除幹線道路)</li> <li>・事業計画に誘導施設整備区が定められた土地区画整理事業を施行する地区</li> </ul> <p>◇面積要件 指定容積率(予定を含む)/100 ×(施行面積)≥0.5ha</p>	1/2		1/2					
<p>3 被災市街地復興土地区画整理事業</p>		<p>大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業</p> <p>◇地区要件 以下のすべてを満たす災害に係る市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域</li> <li>・被災地の面積が概ね20ha以上</li> <li>・被災戸数が概ね1,000戸以上</li> </ul> <p>◇面積要件 なし</p> <p>◇交付対象 上記2都市再生土地区画整理事業の交付対象に加え、被災者用仮設住宅等整備費、液状化対策推進工事費</p> <p>◇交付限度額 上記2都市再生土地区画整理事業の限度額に加え、津波防災整地費、液状化対策推進工事費</p>	1/2		1/2					
<p>4 緊急防災空地整備事業</p>		<p>土地区画整理事業が予定されている地区において、既成市街地の防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業</p> <p>◇地区要件 次の一又は二の要件を満たす地区</p> <p>一 次の要件を全て満たす地区</p> <p>(イ) 都市計画決定済で減価補償地区となることが確実な地区</p> <p>(ロ) DID内(都市機能誘導区域内にあつては、施行後直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む)に存する地区で、以下のいずれかに該当する地区</p>	1/2		1/2					

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・三大都市圏の既成市街地等</li> <li>・人口10万人以上の市</li> <li>・地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、地震予知連の指定地域</li> <li>・都市機能誘導区域</li> </ul> <p>二 次の要件のいずれかを満たす地区</p> <p>(イ) 立地適正化計画に定められた防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する予定の地区</p> <p>(ロ) 高規格堤防の整備と一体的に事業を実施する予定の地区（ただし、都市構造上の理由等（市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される等）により、立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村に存する地区に限る）</p> <p>◇面積要件 なし（ただし画地単位）</p> <p>◇交付対象 公共施設に充当するための土地を防災空地として緊急に整備する場合、当該用地（画地単位）の取得に要する経費</p> <p>◇交付限度額 予定される減価補償費の80%</p> <p>※関連事業は別掲</p>								
社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）	地方公共団体等	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（住宅市街地基盤整備事業）</p> <p>良好な住宅及び宅地の供給を行う計画的な住宅地事業及び計画的に開発された良質な住宅団地において行われる住宅ストック改善事業に関連する次に掲げる事業並びに住宅地事業推進費により実施される事業</p> <p>1 対象地域</p> <p>(1) 土地有効活用タイプ</p> <p>①重点供給地域</p> <p>②都市再生緊急整備地域</p> <p>③優良田園住宅法により市町村が定めた基本方針において優良田園住宅の建設が適当と認められる土地の区域</p> <p>(2) 居住環境整備タイプ</p> <p>①重点供給地域</p> <p>②都市再生緊急整備地域</p> <p>③住宅不足の著しい県庁所在都市又は通勤圏内人口25万以上の都市の通勤圏で、市街化区域内農地又は低層住宅密集市街地の整備によち住宅地共有を行うこととして地域住宅計画等に位置付けられた地域</p> <p>④D I D地区（隣接地を含む）で、低層住宅密集市街地、市街化区域内農地の居住環境の改善により良好な住宅市街地の形成を図ることとして地域住宅計画等に位置付けられた地域</p> <p>(3) 団地再生タイプ</p> <p>計画的住宅団地のうち良好な居住環境の創出・維持を図る地域として、住生活基本計画、地域住宅計画等に位置付けられた地域で、公的賃貸住宅等の整備事業、開発行為、土地区画整理事業、再開発事業、新住宅市街地開発事業等による開発であること</p> <p>かつ、次の要件のいずれかを満足する区域</p> <p>○都市再生緊急整備地域：100戸以上 5ha以上</p> <p>○中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に定める中心市街地の区域では100戸以上</p> <p>○上記区域以外では300戸以上又は16ha以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設整備 通常事業の補助率</li> <li>・居住環境基盤施設整備 4/10</li> <li>・鉄道施設整備 1/2</li> <li>・公共施設用地取得 1/2</li> <li>・住宅地事業 1/3</li> </ul>	6/10	1/2	1/2	2/3	<p>一般補助施設整備等事業債 一般分（一部） 道路・街路・土地区画整理 75%</p> <p>公共事業等債 都市公園事業 90%</p> <p>下水道事業債 公共下水道 100%</p>	<p><a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a></p>	<p>予算補助</p> <p>※交付申請は住宅課（各振興局建設指導課）が所管</p>

			<p>2 主な対象団地規模</p> <p>(1) 土地有効活用タイプ 公的住宅を含め、概ね 100 戸又は 5ha 以上</p> <p>(2) 居住環境整備タイプ ①概ね 5 年以内に 100 戸以上又は 5ha 以上（当面 50 戸以上又は 2.5ha 以上） ②早期事業着手、段階的整備が必要な場合、建替も含めて概ね 50 戸以上又は 2.5ha 以上</p> <p>(3) 団地再生タイプ 100 戸以上の住宅団地のバリアフリー化、住宅団地と社会福祉施設等の一体的整備、耐震改修等の住宅ストック改善事業</p> <p>3 整備対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設整備（道路、都市公園、下水道、河川・砂防施設等）</li> <li>・居住環境基盤施設整備（道路、下水道、河川、多目的広場、公開空地、通路、防災関連施設、景観配慮型調整池等）</li> <li>・鉄道施設整備</li> <li>・公共施設用地取得</li> <li>・住宅宅地事業推進費</li> </ul> <p>※関連事業は別掲</p>						
社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）	市町村	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p> <p>都市公園法</p> <p>特定地区公園（カントリーパーク）事業費補助実施要領（国）</p> <p>古都保存法</p> <p>都市緑地法</p>	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●基幹事業（都市公園等事業） 市町村が都市公園法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する都市公園の新設及び改築に要する経費のほか都市計画区域外において町村が設置する特定地区公園（カントリーパーク）の整備に要する経費。</li> <li>●基幹事業（都市公園安全・安心対策事業） 大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に関わるトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備に要する経費</li> <li>●基幹事業（都市公園ストック再編事業） 地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図るために要する経費</li> <li>●基幹事業（市民農園等整備事業） 良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の有する緑地機能の保全活用を図るとともに、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図る市民農園等の整備に要する経費 ※都市公園を整備する事業に限る</li> <li>●基幹事業（緑地環境事業） グリーンインフラの一層の推進、商店街等の中心市街地の活性化等を図るため、公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を推進するために要する経費</li> <li>●基幹事業（古都保存・緑地保全等事業） 市町が古都保存法及び都市緑地法に基づく歴史的風土特別保存地区及び特別緑地保全地区内等の土地の買入れ、損失の補償及び施設の整備等に要する経費</li> </ul>	<p>用地 1 / 3</p> <p>施設整備 1 / 2</p>	<p>2 / 3</p> <p>1 / 2</p>	<p>公共事業等債 都市公園等事業 90%</p> <p>古都保存・緑地保全等事業 90%</p>	<p>法律補助</p>		

			<p>詳細は「社会資本整備総合交付金交付要綱」参照</p> <p>※関連事業は別掲</p>							
都市災害復旧事業	<p>市町村</p> <p>都市区画整理組合</p> <p>※都市施設の復旧事業で街路に限る</p>	<p>都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（基本方針）</p> <p>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚災害法）</p> <p>活動火山対策特別措置法（活火山法）</p>	<p>暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被災した都市施設の災害復旧事業で、1箇所の仕事が60万円以上のもの。</p> <p>●対象事業</p> <p>■都市施設（街路・都市排水施設等）等</p> <p>①都市計画区域内の都市施設（街路、都市排水施設等）の復旧事業</p> <p>・街路とは下記のとおり</p> <p>(イ)都市計画法第18、19、22条の規定により決定された施設である道路及び土地区画整理事業によって築造された道路で、道路法第18条第2項の規定による道路の供用開始の告示がなされていないもの</p> <p>(ロ)鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設で前号に規定する道路と鉄道(都市計画法第59条の規定する都市計画事業若しくは前号に規定する道路の付帯事業により築造されたものに限る)とを立体交差するものうち、鉄道事業法第12条第3項の規定による検査を終了していないもの</p> <p>・都市排水施設等とは下記のとおり</p> <p>(イ)都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設</p> <p>(ロ)都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園法に規定する自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地(「負担法」第3条第11号に規定する公園を除く。)のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(植物を除く)</p> <p>②都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地(市街地)において、災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等を排除する事業(堆積土砂排除事業)</p> <p>③激甚災害の発生により浸水した水の排除事業(湛水排除事業)</p> <p>■降灰除去事業</p> <p>火山の爆発等により都市排水路、公園及び宅地にかかる降灰の除去事業(降灰除去事業)</p> <p>詳細は「都市災害復旧事業等事務必携」参照</p>	都市施設等 1/2 ※一部激甚災害による嵩上げあり		1/2				予算補助
公共土木施設(公園)災害復旧事業査定設計委託費補助	市町村	国土交通省所管公共土木施設(公園)災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱(国)	<p>災害復旧事業に係る国庫負担申請を行なうために必要な査定設計に要した経費を補助する。</p> <p>※公園に係るものに限る</p> <p>●対象事業</p> <p>(1)「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第二条の規定により指定された災害等で都市局長が特に被害が激甚であると認める災害にかかるものであり、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が適用される国土交通省所管の災害復旧事業。</p>	1/2		1/2				予算補助

			(2) 次のいずれかに該当する箇所に係る負担法が適用される 国土交通省所管の災害復旧事業のうち、国庫負担申請を行う際に添付する査定設計書を作成するために必要とした調査、測量、試験または設計に関する委託費若しくは請負費の額が、当該箇所ごとに五百万以上で、かつ、決定工事費に対する割合が7%以上であるものに対する実支出額。 (ア) 地すべり対策工法を実施する箇所 (イ) 橋梁にかかる箇所 (ウ) 体育館その他の建築物であってその主要構造部に被害が認められるものにかかる箇所 (エ) 路線測量等が必要な位置の変更を伴う箇所 (オ) 一定災にかかる箇所							
社会資本整備総合交付金（下水道事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国） 下水道法	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（下水道事業） 市町村が行う公共下水道事業のうち主要な管渠、終末処理場並びにこれらの施設を補充するポンプ施設、その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する汚水処理の普及促進や環境保全に関連する経費  詳細は「下水道事業の手引」参照  ※関連事業は別掲	1 / 2  5.5/10		1 / 2  4.5/10		下水道事業債 公共下水道 100%  特定環境保全公共下水道 100%		法律補助 （管渠等）  （終末処理場）
社会資本整備総合交付金（都市水環境整備下水道事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国） 下水道法	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（都市水環境整備下水道事業） 1 新世代下水道支援事業制度実施要綱に定める水環境創造事業 2 清流ルネサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業 3 上記1、2と一体的に実施される下水道事業  詳細は、「下水道事業の手引」参照  ※関連事業は別掲	1 / 2 1 / 3 4 / 10  5.5/10		1 / 2 2 / 3 6 / 10  4.5/10		下水道事業債 100%  * 都市下水路（4 / 10）は、 公共事業等債 90%		法律補助
社会資本整備総合交付金（関連、効果促進事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業で、北海道が実施する基幹事業と一体的に実施する事業 ●関連事業 1 関連社会資本整備事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号に掲げる事業 2 効果促進事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く） (1) 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目標とする事業等 (2) 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等 (3) レクリエーションに関する施設の整備事業  （注）国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする それ以外の場合は1 / 2とする	（注）		（注）				予算補助



街路交通調査費補助	市町村	道路法	街路事業調査 特定の重要な街路事業について事業計画の策定を行う ・都市・地域総合交通戦略調査 ・連続立体交差事業調査 ・歴史的環境整備街路事業調査 ・市街地再開発等調査 ・土地区画整理事業調査  詳細は「街路交通事業事務必携」、「都市局所管補助事業事務必携」参照	1 / 3		2 / 3				法律補助
街路事業	市町村	道路法 共同溝の整備等に関する特別措置法 電線共同溝の整備等に関する特別措置法	市町村が都市計画事業として行う道路の改築事業等に要する経費 ・街路事業 道路改築 橋梁整備 共同溝 地域高規格道路 I Cアクセス道路 ・交通連携推進事業 公共交通機関支援 踏切除却・改良 交通結節点改善 連続立体交差 ・無電柱化推進計画事業 ・交通安全対策(地区内連携) ・交通安全対策(通学路緊急対策)  詳細は「街路交通事業事務必携」、「都市局所管補助事業事務必携」参照	1 / 2 5.5/10 6 / 10		1 / 2 4.5/10 4 / 10		公共事業等債 90%		法律補助
都市・地域交通戦略推進事業	市町村	法定協議会等	都市交通システム整備に要する次に掲げる経費 イ 整備計画の作成等に関する事業 ロ 公共的空間等の整備に関する事業 ハ 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業 (1) 都市情報提供システムの整備 (2) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備 (3) 歩行活動の増加に資する施設の整備 (4) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備 (5) 案内標識の整備  詳細は、「都市・地域交通戦略推進事業費補助交付要綱」参照	1 / 2 1 / 3		1 / 2 2 / 3		公共事業等債 90%		予算補助
土地区画整理事業	市町村	土地区画整理法	市町村が土地区画整理法に基づき施行する土地区画整理事業に要する経費  詳細は、「都市局所管補助事業実務必携」参照	1 / 2		1 / 2		公共事業等債 90%		法律補助
地域環境保全下水道事業	市町村	地域環境保全下水道事業費補助金交付要綱(道)	平成8年度以前に湖沼汚濁防止下水道事業費補助金の交付を受けた市町村が公共下水道事業を行う場合に要する経費のうち、建設費と当該事業に係る地方債償還金(普通交付税算入分を除く)との合計額から国庫補助金、地方債等の収入を控除した額		1 / 2 以内	1 / 2 以上				予算補助

<p>地方道路整備臨時貸付金</p>	<p>市町村</p>	<p>道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第6条第1項及び第2項 地方道路整備臨時貸付金貸付要綱</p>	<p>【貸付対象】 当該年度の前年度において地方交付税法第10条に規定する普通交付税の交付を受けた地方公共団体 【貸付対象事業】 一般道路事業であって、当該無利子貸付金以外の地方債を充てて行う事業 【貸付額】 当該年度に要する費用のうち、次に掲げる額（当該無利子貸付金以外の地方債充当額に相当する額を除く）の範囲内で合計した額 1 法第3条第1項に規定する負担金の納付に要する費用に相当する額 2 法第3条第2項第1号及び第2号に掲げる事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する費用に相当する額 【償還期間】 全体事業規模等により、10～20年以内（5年以内の据置期間を含む） 【償還方法】 均等年賦償還</p>							
<p>官民連携まちなか再生推進事業</p>	<p>エリアプラットフォーム、市町村、都市再生推進法人、民間事業者等</p>	<p>官民連携都市再生推進事業制度要綱（国） 官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱（国）</p>	<p>多様な人材の集積や様々な民間投資を惹きつけ、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やまちなかの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組に支援 1 エリアプラットフォーム活動支援事業 (1) 事業主体 ・エリアプラットフォーム ・市町村（(2)①及び②の未来ビジョン等の新規策定に限る） (2) 補助対象 ①エリアプラットフォームの構築 未来ビジョンの作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営に要する費用 ②未来ビジョン等の策定 未来ビジョンやアクションプログラムの策定に要する費用（データ収集・分析、専門人材活用、意識啓発活動等） ③シティプロモーション・情報発信 まちづくりの担い手や就業者、来訪者など国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシティプロモーション及び情報発信に要する費用（web作成、セミナー開催等） ④社会実験・データ活用 都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等に要する費用 ⑤交流拠点等整備 未来ビジョン等に基づく、地域交流創造施設及び国際交流創造施設整備の整備に要する費用 ⑥国際競争力強化拠点形成 国際競争力強化に係る連携ビジョン等の策定、シティプロモーション・情報発信、社会実験・データ活用、起業支援・人材育成等に要する費用 ⑦地方都市イノベーション拠点形成 地方都市におけるイノベーション拠点の形成に係る連携ビジョン等の策定、シティプロモーション・情報発信、社会実験・データ活用、起業支援・人材育成等に要する費用 2 普及啓発事業 (1) 事業主体</p>	<p>①（注1） ②（注2） その他 1/3～1/2</p>					<p><a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#kanminsaiei">https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#kanminsaiei</a></p>	<p>予算補助</p>

			<p>都市再生推進法人、民間事業者等</p> <p>(2) 補助対象 まちづくり課題に対し、様々なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営に係る経費</p> <p>(注1) 新規に取り組む事業で単年度あたり合計1,000万円を上限(最大2年間、新型コロナウイルス感染症拡大を契機したビジョン策定に限り、3年間に延長)</p> <p>(注2) 新規に取り組む事業は単年度あたり合計1,000万円を上限(最大2年間、新型コロナウイルス感染症拡大を契機したビジョン策定に限り、3年間に延長)とし、改定の場合は1/2</p>						
国際競争拠点都市整備事業	市町村、民間事業者等	都市再生推進事業制度要綱(国) 都市再生推進事業費補助金交付要綱(国)	<p>1 国際競争拠点都市整備事業(公共公益施設整備型) 都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる次の公共公益施設の整備等の事業</p> <p>(1) 事業地区 特定都市再生緊急整備地域(全国で15地域。道内は札幌都心地域のみ)</p> <p>(2) 補助対象 ①国際空港へのアクセス道路等の道路の新設又は改築 ②国際空港へのアクセス改善につながる鉄道施設の建設又は改築 ③バス高速輸送システム(BRT)の整備に関する事業 ④国際空港へのバス路線の予定があるなど、当該地域の主要なバスターミナルの整備 ⑤当該地域の拠点となる駅に関連する鉄道駅周辺施設の整備 ⑥市街地再開発事業 ⑦土地区画整理事業 ⑧史跡等一体都市開発事業 ⑨上記①～⑧に定める事業と一体的に整備する情報化基盤施設(3Dマップ等の先端的な技術を活用した施設等)整備事業</p> <p>2 国際競争流通業務拠点整備事業 国際港湾周辺等の国際物流の結節地域において実施される次の事業</p> <p>(1) 事業地区 特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏に存する国際港湾周辺地域及び工業系用途地域内であり、かつ、水際線から概ね3km以内の範囲に存する土地の区域</p> <p>(2) 補助対象 ①国際競争流通業務拠点整備事業計画の策定のための事業計画策定調査に要する費用 ②都市再生土地区画整理事業 ③大規模流通業務施設整備事業 2以上の物流施設の更新を伴う2以上の事業者による施設整備 ④交通施設整備事業 複数の者が利用し、大型車輛の通行が可能な施設の整備であり、周辺交通の改善に資する事業に係る敷地内の交通広場及び通路の整備に要する費用 ⑤調査・評価等事業 流通業務拠点の整備・再整備に関する調査・評価等の実施に要する費用 ⑥事務事業 事業計画策定調査及び拠点整備事業に必要な費用の交付に関する事務事業の実施に要する費用</p>	1/2 又は 1/3	1/2 又は 2/3			<p><a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_00088.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_00088.html</a></p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_00092.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_00092.html</a></p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_00045.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_00045.html</a></p>	予算補助

			<p>3 国際競争業務継続拠点整備事業</p> <p>(1) 事業地区 次の①及び②に該当する地区</p> <p>①特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域（ただし、国際競争力強化の観点から、特定都市再生緊急整備地域内に再生可能エネルギー等を供給するための施設を特定都市再生緊急整備地域外に整備する場合はその限りではない）</p> <p>②エネルギーの供給先に指定公共機関及び指定公共機関の施設、災害拠点病院、帰宅困難者の受入等に関する地方公共団体との協定に規定する一時滞在施設のうち一以上を含む地区</p> <p>(2) 補助対象</p> <p>①整備計画事業調査 エネルギー導管等整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査</p> <p>②エネルギー導管等整備事業 都市再生安全確保計画に位置付けられる事業のうち、道路事業や都市開発事業等の基盤整備と一体的な整備が必要な基盤施設であるエネルギー導管（未利用熱を取得する導管を含む）、エネルギー貯蔵施設、エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、コージェネレーションシステム等）及びその付帯施設の整備</p>	1 / 2		1 / 2				
集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）	市町村（民間事業者等）	集約都市形成支援事業制度要綱（国） 集約都市形成支援事業費補助金交付要綱（国）	<p>【補助対象】</p> <p>(1) 計画策定の支援 (2) コーディネート支援 (3) 誘導施設等の移転促進 (4) 建築物跡地等の適正管理支援 (5) 居住機能の移転促進に向けた調査の支援</p> <p>(注1) 立地適正化計画は人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の地方公共団体について550万円まで全額補助 (注2) 1地方公共団体につき上限額500万円</p>	1 / 2 (注1)		1 / 2			<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html</a>	予算補助
浸水対策に係る個別補助事業	市町村	下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道実施要綱（国） 大規模雨水処理施設整備事業実施要綱（国）	<p>1. 下水道床上浸水対策事業 下水道床上浸水対策事業は、駅の周辺地区に代表される浸水被害のリスクが高い機能集積地区で、大規模な床上浸水被害が発生した地区等の浸水被害の防止・軽減を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高めることを目的とする。</p> <p>2. 事業間連携下水道事業 事業間連携下水道事業は内水浸水の実績がある地区、内水浸水による重要施設の被害が想定される地区の浸水被害の防止・軽減を図るため、下水道整備を河川事業と一体的に計画的・集中的に実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高めることを目的とする。</p> <p>3. 大規模雨水処理施設整備事業 大規模雨水処理施設整備事業は、計画的な施設整備や適切な機能確保を図るため、雨水処理を担う大規模な下水道施設</p>	1 / 2		1 / 2				法律補助

			<p>の設置または改築事業を集中的に実施することを目的とする。</p> <p>詳細は、「下水道事業の手引」参照</p>							
民間活カインベション推進下水道事業	市町村	民間活カインベション推進下水道事業実施要綱（国）	<p>補助対象範囲</p> <p>① 地方公共団体が事業計画に基づき PFI 手法等により整備する下水道施設</p> <p>② ①と一体的に下水道事業の事業効果を高めるために民間事業者が整備する施設（排水設備等をつぶくむ）（以下「以下関連施設」という。</p> <p>補助率等</p> <p>1. ①については、国は地方公共団体に対して下水道法施行例に規定する率で補助することができる。</p> <p>2. ②については、民間事業者に対し地方公共団体が経費の一部を助成する場合において、国は民間事業者に対し関連施設の整備に要する費用の一部を補助することができる。ただし、以下のいずれかの額の内最も少ない額を上限とする。</p> <p>i) 関連施設の整備に要する総費用の3分の1の額</p> <p>ii) 民間事業者に大使地方公共団体が経費の一部を助成する額</p> <p>iii) 民間事業者の提案により削減された下水道施設の整備費の金額のうち、国庫補助負担分に相当する額</p> <p>詳細は、「下水道事業の手引」参照</p>	<p>1 / 2</p> <p>5.5 / 10</p>		<p>1 / 2</p> <p>4.5 / 10</p>				法律補助
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	市町村、都道府県	<p>都市再生推進事業制度要綱（国）</p> <p>都市再生推進事業費補助金交付要綱（国）</p>	<p>【補助対象】</p> <p>(1) 3D都市モデルの整備に関する事業</p> <p>3D都市モデルの整備又は更新に要する費用</p> <p>(2) 3D都市モデルの活用に関する事業</p> <p>都市計画・まちづくり、防災、地域活性化・観光、環境・エネルギー、交通、安全・防犯、民間サービス創出支援その他の地方公共団体における課題解決または新たな価値創造に資する3D都市モデルの活用に関する費用</p> <p>(3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業</p> <p>3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集活動、ウェブサイト作成等の情報発信活動、都市計画基本図・都市計画基礎調査・都市計画決定情報のデジタル化、GISシステムの導入・改修、ワークショップ・ハッカソン・ピッチイベント等の開催等に要する費用</p>	<p>通常</p> <p>: 1 / 2</p> <p>早期実装</p> <p>: 10 / 10</p> <p>（上限1千万円までの定額補助）</p>		<p>1 / 2</p>			<p><a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/dai-sei/plateau_hojo.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/dai-sei/plateau_hojo.html</a></p>	<p>予算補助</p> <p>※都市計画区域を持つ市町村は都市計画課所管</p>

<p>社会資本整備総合交付金（都市安全確保拠点整備事業）</p>	<p>市町村</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地（都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設に限る）の整備を支援する。</p> <p>●基幹事業（都市安全確保拠点整備事業）</p> <p>1 施行地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設</li> <li>・浸水発生時に多数の居住者等の安全を確保する必要性が高い区域内</li> </ul> <p>（DID 区域内かつ浸水継続時間が72時間以上と想定される区域） ※1市区町村あたり10haまで</p> <p>2 補助対象</p> <p>(1) 都市安全確保拠点整備計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①計画作成費 ②コーディネート費</li> </ul> <p>(2) 特定公益的施設の整備（いずれも購入費を含む）</p> <p>災害対応施設、特定避難支援施設、その他安全確保施設</p> <p>(3) 公共施設の整備</p> <p>(4) 特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化</p> <p>(5) 特定公益的施設（建築物に限る）及び公共施設の用地取得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①用地費 ②補償費</li> </ul>	<p>1 / 2</p>		<p>1 / 2</p>			<p><a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a></p>	<p>予算補助</p>
<p>都市安全確保促進事業</p>	<p>市町村、都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議会、都市再生推進法人</p>	<p>都市安全確保促進事業制度要綱（国）</p> <p>都市安全確保促進事業費補助金交付要綱（国）</p>	<p>都市再生緊急整備地域及び主要駅・中心駅周辺地域の滞り者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を支援</p> <p>1 施行地区</p> <p>(1) 都市再生緊急整備地域</p> <p>(2) 主要駅周辺地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日あたりの乗降客数が30万人以上の駅周辺</li> </ul> <p>(3) 中心駅周辺地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市及び特別区内：1日あたりの乗降客数が20万人以上の駅周辺</li> <li>・中核市、施行時特例市及び県庁所在都市：当該市内において乗降客数が最も多い駅周辺（いずれも駅から概ね半径2キロメートルの範囲内）</li> </ul> <p>2 補助対象</p> <p>(1) コア事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①都市再生安全確保計画・エリア防災計画の作成支援</li> <li>②都市再生安全確保計画・エリア防災計画の支援</li> <li>③都市再生安全確保計画・エリア防災計画に基づくソフト事業に対する支援</li> </ul> <p>(2) 附帯事業</p> <p>都市再生安全確保計画・エリア防災計画に記載されたコア事業と一体的に実施されるハード事業に対する支援（防災備蓄倉庫、非常用通信・情報提供施設、非常用圧発電機の整備等）</p> <p>※ただし、建築物の躯体工事を伴わないものに限る。</p>	<p>1 / 2</p> <p>1 / 3</p>		<p>1 / 2</p> <p>2 / 3</p>		<p><a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/toshimachi_tk_000049.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/toshimachi_tk_000049.html</a></p>		

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）	市町村（民間）	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（市街地再開発事業） <交付対象> 都市再開発法に規定する市街地再開発事業 <交付対象経費> ア 調査設計費 イ 土地整備費 ウ 共同施設整備費  ※関連事業は別掲	1/3 ※民間 (1/3)		2/3 (1/3)	(1/3)	<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>	予算補助  ※都市局事業は都市環境課が所管	
社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）	市町村（民間）	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（優良建築物等整備事業） <交付対象事業> (1) 敷地等の共同化又は公共の通路等を整備する優良再開発型優良建築物等整備事業 (2) 住宅等の整備を行う市街地住宅供給型優良建築物等整備事業 (3) 既存の建築物を改修する既存ストック再生型優良建築物等整備事業 (4) まちの拠点となるエリアにおける医療・福祉等の都市施設を導入する都市再構築型優良建築物等整備事業 (5) 一定のエリア内で市街地環境の形成に寄与する改修と併せて行われる複数の住宅・建築物ストックの改修を支援する複数棟改修型優良建築物等整備事業  <交付対象経費> ア 調査設計費 イ 土地整備費 ウ 共同施設整備費  ※関連事業は別掲	1/3 ※民間 (1/3)		2/3 (1/3)	(1/3)	<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>	予算補助	
社会資本整備総合交付金（基本計画等作成事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（基本計画等作成事業） 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等を推進するために必要な基本計画等の作成事業  ※促進事業は別掲	1/3		2/3		<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>	予算補助	
社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	市町村（民間）	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（暮らし・にぎわい再生事業） 中心市街地活性化基本計画の認定区域内で、実施する次に掲げる事業 <交付対象事業> (1) コア事業 ア 都市機能まちなか立地支援：都市機能導入施設（公益施設、住宅又は商業等の機能を有する施設）を整備する事業 イ 空きビル再生支援：既存建築物の全部又は一部を都市機能導入施設として再生する事業	1/3 又は 2/5 ※民間 (1/3 又は 2/5)		2/3 又は 3/5  (1/3 又は 2/5)	(1/3 又は 1/5)	<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>	予算補助	

			<p>ウ 賑わい空間施設整備：多目的広場等公開空地を整備する事業</p> <p>(2) 附帯事業</p> <p>ア 計画コーディネート支援：暮らし・にぎわい再生事業計画の作成等</p> <p>イ 関連空間整備：コア事業と併せて行われる駐車場、緑化施設等又は公開空地を整備する事業</p> <p>&lt;交付対象経費&gt;</p> <p>ア 調査設計計画費</p> <p>イ 土地整備費</p> <p>ウ まちなか立地に追加的に必要な施設整備費</p> <p>①立体駐車場の整備に要する費用</p> <p>②施設内通行部分の整備に要する費用</p> <p>エ 賑わい交流施設整備費：地域住民が随時利用できる公益施設の整備費用</p> <p>オ 施設購入費：公益施設等の導入に係る施設内通行部分等の購入費用</p> <p>カ 既存建築物の改修工事費及び共同施設整備費</p> <p>※関連事業は別掲</p>							
社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)	市町村 (民間)	社会資本整備総合交付金交付要綱(国)	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業(住宅・建築物耐震改修事業)</p> <p>&lt;交付対象事業&gt;</p> <p>住宅・建築物に係る次の事業</p> <p>(1) 耐震化の促進に関する事業</p> <p>(2) 耐震診断に関する費用</p> <p>(3) 耐震改修、建替又は除却に関する費用</p> <p>※交付対象により経費の算定方法が異なり、延べ面積により限度額ある(要綱附属第三編参照)</p> <p>●基幹事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)</p> <p>&lt;交付対象事業&gt;</p> <p>住宅・建築物に係る次の事業</p> <p>(1) アスベスト含有調査等に関する事業</p> <p>※限度額あり</p> <p>(2) アスベスト除去等に関する事業</p> <p>●基幹事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)</p> <p>(1) 市町村が危険住宅を除去する者に対し補助した場合、その除去に要する経費(1戸当たり補助対象限度額80万2千円)</p> <p>(2) 金融機関、その他の機関から融資を受けて危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む)する者に対し、当該融資に係る利子補給を市町村がした場合における当該借入金利子(年率8.5%を限度)補給に要する経費(1戸当たり補助対象限度額415万円。ただし、土地取得を要しない場合319万円)</p> <p>※関連事業は別掲</p>	1/3等 ※民間 (1/3等)	2/3等 (1/3等)	(1/3等)	○(公共施設の耐震改修) 公共事業等債 90%		予算補助	
	市町村			10/10	1/3 ※民間 (1/3)	2/3 (1/3)	(1/3)	○(公共施設のアスベスト対策) 石綿対策事業債 95%		
				1/2	1/4	1/4				
社会資本整備総合交付金(狭あい道路整備等促進事業)	市町村 (民間)	社会資本整備総合交付金交付要綱(国)	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業(狭あい道路整備等促進事業)</p> <p>&lt;交付対象事業&gt;</p> <p>1 狭あい道路情報整備等事業</p> <p>狭あい道路の情報整備及び狭あい道路の拡幅整備に係る普及啓発を行う事業</p>	1/2		1/2			<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>	予算補助



			<p>2 狭あい道路拡幅整備事業 狭あい道路拡幅整備促進計画に基づき行われる狭あい道路の拡幅整備事業</p> <p>※関連事業は別掲</p>	<p>1/2 ※民間 (1/3)</p>		<p>1/2 (1/3)</p>				
<p>社会資本整備総合交付金（関連社会資本整備事業・効果促進事業）</p>	市町村	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>社会資本整備総合計画に記載された次に掲げる事業で、基幹事業と一体的に実施する事業</p> <p>●関連事業</p> <p>1 関連社会資本整備事業 社会資本整備総合計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画第2条第2項各号に掲げる事業</p> <p>2 効果促進事業 社会資本整備総合計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く）</p> <p>(1) 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目標とする事業等</p> <p>(2) 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等</p> <p>(3) レクリエーションに関する施設の整備事業</p> <p>(注) 国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする それ以外の場合は1/2とする</p>	(注)		(注)			<p><a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a></p>	予算補助
<p>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p>	市町村	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>社会資本整備総合計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（地域住宅計画に基づく事業） 地域住宅法第6条第2項に掲げる事項が記載された計画に基づき実施される次に掲げる事業</p> <p>1 地域住宅政策推進 地域住宅計画の目標を達成するために必要な事業等</p> <p>2 公営住宅整備事業等 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱に定める次に掲げる事業 ・住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業</p> <p>3 住宅地区改良事業等 住宅地区改良事業等対象要綱に定める次に掲げる事業 ・空き家再生等推進事業 小規模住宅地区改良事業制度要綱に定める不良住宅・空き家住宅等の除却、空き家住宅等の活用等</p> <p>※1 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第3編による ※2 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱による ※3 住宅地区改良事業等補助金交付要領による</p>	<p>※1</p> <p>※2</p> <p>※3</p>		<p>※1</p> <p>※2</p> <p>※3</p>				予算補助
<p>既存住宅耐震改修事業</p>	市町村 (札幌市を除く)	<p>既存住宅耐震改修事業補助金交付要綱（道）</p>	<p>市町村耐震改修促進計画に基づき、市町村が住宅所有者に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修、除却に要する費用を補助する場合における当該事業に要する経費</p> <p>(耐震診断の補助限度額 44,500円) (補強設計の補助限度額 50,000円) (耐震改修、除却の定率補助限度額 411,000円) (耐震改修、除却の定額補助限度額 350,000円)</p>		<p>1/2 ※改修、除却は 1/2 又は定額</p>	<p>1/2 ※改修、除却は 1/2 又は定額</p>				<p>予算補助 市町村負担分について社会資本整備総合交付金充当可</p>

空き家対策総合支援事業	市町村	住宅市街地総合整備事業制度要綱（国）	<p>空き家対策総合実施計画に基づいて実施する次の事業</p> <p>1 空き家対策基本事業 空家住宅等、特定空家等及び不良住宅の除却、空家住宅等の活用等</p> <p>2 空き家対策関連事業 (1) 住宅・建築物耐震改修事業（空き家に関するものに限る） (2) 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型の重点整備地区を含むものに限る） (3) 街なみ環境整備事業 (4) 狭あい道路整備等促進事業 (5) 小規模住宅地区改良事業 (6) 地域優良賃貸住宅整備事業（住宅を新たに建設するものを除く）</p> <p>3 空き家対策促進事業 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等</p> <p>4 空き家対策附帯事業 空家等対策特別措置法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等</p> <p>※1 住宅地区改良事業等補助金交付要領による ※2 各事業の制度要綱（交付要綱）による ※3 住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱による ※4 空き家対策促進事業は交付対象事業の全体事業費の2/10以内</p>	※1		※1				予算補助 ※4
公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	市町村	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（国）	<p>1 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱に定める要件に適合するものについての、家賃に係る補助</p> <p>2 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱に定める要件に適合するものについての、家賃債務保証料に係る補助</p> <p>※1 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱による</p>	※1		※1				予算補助
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業）	市町村（民間）	<p>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（国）</p> <p>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（国）</p>	<p>多数の者が利用する大規模建築物、災害時に機能確保が必要な建築物、緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断や耐震改修、建替え等に対して支援を行う。</p> <p>&lt;補助対象事業&gt;</p> <p>(1) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化 (2) 要安全確認計画記載建築物の耐震化 (3) 避難場所等となる避難所の耐震化 地域防災計画に位置づけられ、10年以上活用されること (4) 避難場所等となるマンションの耐震化 (5) 避難場所等となる建築物の耐震化 延べ面積1,000㎡以上で、災害時に重要な機能を果たす建築物等であること (6) 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化 主要な防災拠点等を連絡する緊急輸送道路沿道に立地し、道路を閉塞するおそれのある建築物であること (7) 避難路沿道建築物の耐震化 道路を閉塞するおそれのある建築物であること (8) 避難場所等の天井の耐震化 延べ面積1,000㎡以上で、災害時に重要な機能を果たす建築物等であること (9) 避難場所等のエレベーター、エスカレーターの耐震化 既成市街地等の区域内の延べ面積1,000㎡以上の建築物</p>	1/3等 (1/3等)		2/3等 (1/3等)	(1/3等)		○（公共施設の耐震改修） 公共事業等債 90%	<p>予算補助</p> <p>※1 要緊急安全確認大規模建築物改修</p> <p>※2 要安全確認計画記載建築物改修</p>

			<p>等であること</p> <p>(10) 超高層建築物等の長周期地震動対策 長周期地震動対策の対象区域の超高層建築物等であること</p> <p>(11) 耐震促進事業 上記(1)～(10)の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業</p> <p>※上記事業は、令和6年3月31日までに着手されたものでなくてはならない</p> <p>&lt;補助対象経費&gt;</p> <p>(1) 耐震診断費 (2) 補強設計費 (3) 耐震改修費</p> <p>※民間事業者等が事業を行う場合には、地方公共団体が当該民間事業者に補助することが必要</p>						
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（一時避難場所整備緊急促進事業）	市町村（民間）	<p>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（国）</p> <p>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（国）</p>	<p>水害時に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を図るため、オフィスビルや商業施設等の建築物において、避難者を受け入れるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等の整備に対して支援を行う。</p> <p>&lt;補助対象建築物&gt;</p> <p>水害時に避難者を受け入れるものとして地方公共団体と協定を締結する施設（地方公共団体が地域防災計画等で指定する避難場所も対象）</p> <p>&lt;補助要件&gt;</p> <p>(1) 水害時において100人以上（既存の建築物を活用する場合は20人以上）の避難者を受け入れることに関して地方公共団体と協定を締結すること</p> <p>(2) 浸水想定区域等の区域又はその隣接する区域で整備すること</p> <p>(3) 耐震性を有すること</p> <p>(4) 通常在館者及び避難者が3日間滞在するために必要な備蓄品が保管可能な備蓄倉庫が確保され、適切に管理されること</p> <p>(5) 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること</p> <p>イ 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されるもの</p> <p>ロ 事業の実施前に基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により、備蓄倉庫として適切に維持管理されると認められるもの</p> <p>(6) 令和6年3月31日までに事業に着手すること</p> <p>&lt;補助対象経費&gt;</p> <p>以下に掲げる費用のうち、避難者を受け入れるために付加的に必要な額（掛かり増し費用）</p> <p>(1) 受入スペースの整備に要する費用 避難スペースの区画や経路の段差解消等</p> <p>(2) 防災備蓄倉庫の整備に要する費用</p>	1/2  (2/3)	1/2  (1/3)				<p>予算補助</p> <p>掛かり増し費用に対する補助</p>

			(3) 受入関連施設の整備に要する費用 非常用発電機・蓄電池、給水関連設備、止水版等  ※民間事業者等が避難場所等の整備を行う場合には、地方公共団体が当該民間事業者に補助することが必要							
住まいのゼロカーボン推進事業	市町村（札幌市を除く）	住まいのゼロカーボン推進事業補助金交付要綱（道）	市町村が北方型住宅 ZERO の新築住宅の取得又は既存住宅若しくは集会場等に対する性能向上リフォーム若しくは太陽光発電設備及び蓄電池の導入を行う住宅取得者等又は住宅事業者等に対し、その経費を補助する場合における当該補助に要する経費		交付要綱第5条による				<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/159060.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/159060.html</a>	予算補助

所管部課名 建設部 住宅局 住宅課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本整備総合計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>地域住宅法第6条第2項に掲げる事項が記載された計画に基づき実施される次に掲げる事業等</p> <p>1 地域住宅政策推進事業 地域住宅計画の目標を達成するために必要な事業等</p> <p>2 公営住宅整備事業等 次に掲げる要綱の採択基準等に適合するもの</p> <p>(1) 公営住宅等整備事業 公営住宅等整備事業対象要綱に定める事業</p> <p>(2) 地域優良賃貸住宅整備事業 地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱に定める事業</p> <p>(3) 公営住宅等ストック総合改善事業 公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱に定める事業（復興基本方針関連（全国防災）を含む）</p> <p>(4) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱に定める事業</p> <p>3 住宅地区改良事業等 住宅地区改良事業等対象要綱に定める次に掲げる事業等</p> <p>(1) 地区整備事業 不良住宅の除却等</p> <p>(2) 改良住宅建設事業又は更新住宅建設事業 改良住宅の整備費等</p> <p>(3) 分譲改良住宅整備事業又は分譲更新住宅整備事業</p> <p>(4) 空き家再生等推進事業 小規模住宅地区等改良事業制度要綱に定める不良住宅・空き家住宅等の除却、空き家住宅等の活用等</p> <p>(5) 改良住宅借上事業又は更新住宅借上事業</p> <p>(6) 改良住宅ストック総合改善事業 改良住宅等改善事業制度要綱の定めるところに従って行われる改良住宅等を改善する事業等（復興基本方針関連（全国防災）を含む）</p> <p>(7) 駐車場整備事業</p> <p>(8) 改善推進事業</p> <p>(9) 住宅地区改良事業等計画基礎調査事業</p> <p>(10) 住宅新築資金等貸付助成事業</p> <p>(11) アイヌ住宅資金等貸付事業</p> <p>(12) 津波避難施設等整備事業</p>	交付要綱第7交付限度額による				<p>公営住宅建設事業債 100%</p> <p>公共事業等債 90%</p>	<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf</a>	予算補助

			<p>4 住宅市街地基盤整備事業          良好な住宅又は宅地の供給を行う計画的な住宅地事業及び計画的に開発された良質な住宅団地において行われる住宅ストック改善事業に関する公共施設の整備等に関する事業並びに住宅地事業推進費により実施される事業</p> <p>5 公的賃貸住宅家賃低廉化事業          公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱に定める公的賃貸住宅の家賃の低廉化に係る事業</p> <p>6 災害公営住宅家賃低廉化事業          災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱に定める災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業</p> <p>7 住宅・建築物省エネ改修推進事業</p> <p>※関連事業は別掲</p>	<p>交付要綱          第7交付          限度額に          による</p>					<p><a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf</a></p>	<p>予算補助</p>
<p>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p>	<p>市町村</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（街なみ環境整備事業）</p> <p>1 協議会活動助成事業          2 整備方針策定事業          3 街なみ整備事業          4 街なみ整備助成事業</p> <p>※関連事業は別掲</p>	<p>1 / 2          1 / 2          1 / 2          1 / 3</p>			<p>1 / 3</p>	<p>公共事業等債          90%</p>	<p><a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf</a></p>	<p>予算補助</p>
<p>社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）</p>	<p>市町村</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（住宅市街地総合整備事業）          住宅市街地整備計画に従って行われる住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業及びこれらに付帯する事業並びに次の各号に定める事業</p> <p>1 都心共同住宅供給事業          2 防災街区整備事業          3 都市再生住宅等整備</p> <p>交付対象事業は次の各号に掲げる事業等</p> <p>1 整備計画策定等事業          2 市街地住宅等整備事業          3 居住環境形成施設整備事業          4 都市再生住宅等整備事業          5 公営住宅整備事業等</p> <p>※関連事業は別掲</p>	<p>1 / 3          1 / 3          1 / 3          1 / 2          1 / 2</p>			<p>2 / 3          2 / 3          2 / 3          1 / 2          1 / 2</p>	<p>公営住宅建設事業債          100%</p> <p>公共事業等債          90%</p>	<p><a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf</a></p>	<p>予算補助</p>
<p>社会資本整備総合交付金（関連事業）</p>	<p>市町村</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業で、基幹事業と一体的に実施する事業</p> <p>●関連事業</p> <p>1 関連社会資本整備事業          社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画第2条第2項各号に掲げる事業</p> <p>2 効果促進事業          社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く）</p> <p>(1) 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目標とする事業等</p> <p>(2) 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等</p> <p>(3) レクリエーションに関する施設の整備事業</p>	<p>(注)</p>			<p>(注)</p>		<p><a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf</a></p>	<p>予算補助</p>

			(4) 付属第Ⅱ編第2章第2の表に定める事業等  (注) 国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする それ以外の場合は1/2とする							
地域居住機能再生推進事業	市町村	住宅市街地総合整備事業制度要綱(国)	地域居住機能再生推進計画に基づいて実施する次に掲げる事業等 1 公営住宅等整備事業 2 地域優良賃貸住宅整備事業 3 公営住宅等ストック総合改善事業(復興基本方針関連(全国防災)を含む) 4 住宅地区改良事業等	1/2		1/2		公営住宅建設事業債 100% 公共事業等債 90%	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001423852.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001423852.pdf</a>	法律補助
公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	市町村	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱(国)	①から⑦の合計額を「補助金額」とする	1/2		1/2				予算補助
①公営住宅(借上)		公営住宅等家賃対策補助金交付要領(国)	平成18年度以降管理開始された公営住宅等に係る近傍同種の住宅の家賃と、入居者の収入、立地及び規模等に応じた入居者負担基準額との差額に1/2を乗じた額を補助金額(月額)とする							
②公営住宅(ストック改善)		公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱(国)	平成17年度以前(都市再生住宅に限り18年度以降も含む)に管理開始されたストック改善に係る公営住宅・更新住宅・特優良住宅・高優良住宅 ただし、上記の住宅の戸数に48万円を乗じた額に1/2を乗じて得た額が左記の各補助要綱等に基づき算定した「補助基本額」を超える場合は当該算定額を「補助金額」(年額)とする							
③更新住宅		公営住宅等家賃対策補助金交付要綱(国)								
④特定優良賃貸住宅		特定優良賃貸住宅供給促進事業等補助要領(国)								
⑤高齢者向け優良賃貸住宅		高齢者向け優良賃貸住宅制度補助要領(国)								
⑥都市再生住宅		従前居住者用賃貸住宅等家賃対策補助要領細目(国)								
⑦地域優良賃貸住宅		公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱(国)								

教 育 厅

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
公立小中学校等校舎の新・増築事業	市町村	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	公立の小中学校等の教室不足を解消するための校舎の新・増築に要する経費  補助対象面積 学級数に応ずる — 当該学校の 必要面積 保有面積	1/2  5.5/10		1/2  4.5/10		学校教育施設等整備事業債 90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助
公立小中学校等屋内運動場の新・増築事業	市町村	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	公立の小中学校等の屋内運動場の新・増築に要する経費  補助対象面積 前項の小中学校舎に同じ	1/2  5.5/10		1/2  4.5/10		学校教育施設等整備事業債 90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助
公立小中学校等の統合校舎・屋内運動場の新・増築事業	市町村	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	公立の小中学校等を適正な規模にするための学校統合を行う場合、必要となる校舎又は屋内運動場の新・増築に要する経費  補助対象面積 既存の施設統合する場合 学級数に応ずる — 統合校の 必要面積 保有面積  別敷地に施設を建築し統合する場合 学級数に応ずる必要面積	1/2  5.5/10  1/2  1/2  5.5/10	校舎 離島・過疎等  屋内運動場 離島 過疎等	1/2  4.5/10  1/2  1/2  4.5/10		学校教育施設等整備事業債 90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助
公立中等教育学校等の建物の新・増築事業	市町村	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	公立の併設型中学校及び中等教育学校の前期課程の校舎・屋内運動場・寄宿舎の新・増築に要する経費  補助対象面積 学級数に応ずる — 統合校の 必要面積 保有面積	1/2  5.5/10		1/2  4.5/10		学校教育施設等整備事業債 90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助
公立特別支援学校の小・中学部の建物の新・増築事業	市町村	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	公立の特別支援学校の小・中学部の建物の新・増築に要する経費  補助対象面積 児童等の数の算定日 における — 事業を行う年度の 必要面積 5月1日における 保有面積	1/2  5.5/10		1/2  4.5/10		学校教育施設等整備事業債 90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助



公立学校施設災害復旧事業	市町村	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 離島振興法 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱（国）	公立学校の施設の災害復旧に要する経費 【補助採択範囲】 1 降雨 ア 最大 24 時間雨量 80mm 以上 イ 連続雨量が特に大である場合（3 日間（72 時間）雨量 180mm 以上） ウ 時間雨量が特に大である場合（1 時間雨量 20mm 以上） 2 暴風 最大風速 15m/s 以上（10 分間平均の風速） 3 こう水、高潮、津波等 被害の程度が比較的軽微なものと認められないもの 4 その他 噴火、地震、大火、融雪、竜巻、落雷等  一学校ごとに被害金額が、各施設区分（建物、建物以外の工作物、土地又は設備）ごとに政令で定める額に達するものを補助対象とする [法定額] 市町村立学校 建物・建物以外の工作物、土地～40 万円以上 設備～30 万円以上	2 / 3  4 / 5	離島等	1 / 3  1 / 5	災害復旧事業債 (1) 現年災分 100% (2) 過年災分 90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/011101/gaiyou.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/011101/gaiyou.htm</a>	法律補助 予算補助
--------------	-----	---	--	--------------------	-----	--------------------	--	---	--------------

所管部課名 教育庁 学校教育局 高校教育課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
公立高等学校授業料不徴収交付金	市町村	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 公立高等学校授業料不徴収交付金交付要綱（国）	公立高等学校における教育に要する経費のうち、公立高等学校授業料の不徴収に係る規定の適用がないとしたならば、地方公共団体が徴収することとなる授業料の月額標準となるべき額として政令に定める額を基礎として、政令に定める方法により算定した額に相当する金額を交付	10/10					<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1293212.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1293212.htm</a>	法律補助
高等学校等就学支援事業	市町村	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 北海道市町村立高等学校等就学支援金交付要綱（道）	市町村立高等学校等に在学する生徒等のうち、就学支援金の支給を受ける資格を有することについて北海道教育委員会教育長の認定を受けた者の授業料に充てるための就学支援金を支給する（学校設置者が代理受領）	10/10					<a href="https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/162174.html">https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/162174.html</a>	法律補助
高等学校等就学支援事業（事務費補助金）	市町村	北海道市町村立高等学校等就学支援金事務費補助金交付要綱（道）	市町村立高等学校等の設置者が、高等学校等就学支援金に関して行う事務の執行に要する費用のうち、次に掲げる経費を補助する 1 報酬 2 給料 3 時間外勤務手当 4 期末手当	10/10					<a href="https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/kokuzi.html">https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/kokuzi.html</a>	予算補助

			5 通勤手当 6 共済費 7 旅費 8 消耗品費 9 印刷製本費 10 通信運搬費 11 保管料及び手数料 12 委託料 13 使用料及び賃借料 14 その他、就学支援金に関する事務の執行に必要な経費として北海道教育委員会教育長が認める経費							
高等学校等就学支援事業（学び直し支援金）	市町村	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 北海道市町村立高等学校等学び直し支援金交付要綱（道）	高等学校等を中途退学した者が、再び市町村立高等学校等で学び直す場合に、法律上の高等学校等就学支援金支給期間経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行う（学校設置者が代理受領）	10/10					<a href="https://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/162174.html">https://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/162174.html</a>	法律補助

所管部課名 教育庁 学校教育局 義務教育課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
へき地児童生徒援助費等補助事業 1 スクールバス・ボート等購入費補助事業	市町村	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱（国）	(1) スクールバス・ボート購入費 市町村がへき地学校等における遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るために運行するスクールバス・ボートを購入する事業 1台（隻）当たり 3,750,000円を限度  (2) 寄宿舎設備購入費 市町村がへき地学校等に設置する通年制の寄宿舎に整備する設備（図書、書架、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等）を購入する事業 新設寄宿舎 1舎当たり 308,000円を限度 既設寄宿舎 1舎当たり 154,000円を限度	1/2		1/2			—	法律補助
2 遠距離通学費等補助事業			(1) 遠距離通学費 市町村が学校統合により、通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上（積雪等のある間の豪雪地帯は、児童2km以上、生徒3km以上）の児童・生徒に係る通学に要する交通費を負担する事業 ・補助期間 補助対象となった学校毎に国庫補助開始後5年間 (2) 寄宿舎居住費 公立小・中学校及び義務教育学校の寄宿舎を設置する市町村がこれに入舎するへき地学校等の児童・生徒の保護者が負担する次に掲げる寄宿舎居住費の徴収を免除する事業 ・補助対象 ①食費 児童生徒1人当たり ②日用品費 日額 1,409円27銭	1/2		1/2			—	法律補助
				1/2		1/2			—	法律補助



要保護児童生徒援助費補助事業(学用品費等、医療費、学校給食費)	市町村	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律 学校保健安全法 学校給食法 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(国)	【学用品費等】 経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、市町村が学用品購入費等(学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等及びオンライン学習通信費)、通学費及び修学旅行費の支給を行うために要する経費 【医療費】 義務教育諸学校の要保護児童生徒の政令で定める疾病の治療に要する経費 【学校給食費】 学校給食費の負担が困難な児童及び生徒の保護者に対して、市町村が補助した経費	1/2		1/2			<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm</a>	法律補助 (一部要綱補助)
教育研究活動促進事業	教職員で構成する教育研究団体、教育研究サークル、教育研究所等及び市町村等	教育研究活動促進事業費補助金交付要綱(道)	教育研究活動促進事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料		1/2 以内の 定額				<a href="https://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/tokurai.html">https://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/tokurai.html</a>	予算補助 補助金の額は、1 事業につき10万 円以上(市町村は 50万円以上)200 万円を超えない 範囲

所管部課名 教育庁 学校教育局 特別支援教育課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助(貸付・交付)基準等	補助(交付)率等				地方債(参考)	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
特別支援教育就学奨励費補助事業	市町村	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(国)	市町村が特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のための必要な援助を与えるために要する経費 1 学校給食費 2 通学費 3 職場実習交通費 4 交流及び共同学習交通費 5 修学旅行費 6 校外活動等参加費 7 学用品・通学用品購入費 8 オンライン学習通信費	1/2		1/2		<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/sienseido_syuuugakuenjyo.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/sienseido_syuuugakuenjyo.html</a>	予算補助	

所管部課名 教育庁 学校教育局 部活動改革推進課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地域スポーツ・文化芸術活動体制整備事業費補助金（地域クラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員配置促進事業）	市町村（政令指定都市を除く。）	<p>地方スポーツ振興費補助金（地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱（国）</p> <p>文化芸術振興費補助金（地域文化クラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱（国）</p>	<p>1 地域クラブ活動体制整備事業（地域クラブ活動への移行に向けた体制の整備に関する事業） 休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化活動への移行体制の構築に要する経費（諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、借料及び損料、雑役務費、委託費）</p> <p>2 中学校における部活動指導員配置促進事業 教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員の配置に必要な経費（報酬（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）、期末手当、交通費）</p>	1/3	1/3	1/3			<a href="https://www.dokyo-i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gkk/bukatsudo.html">https://www.dokyo-i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gkk/bukatsudo.html</a>	予算補助

所管部課名 教育庁 学校教育局 健康・体育課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
へき地児童生徒援助費等補助事業（保健管理費）	市町村	<p>へき地教育振興法</p> <p>へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱（国）</p>	<p>市町村がへき地学校における保健管理の適正な実施を図るために必要な事業</p> <p>1 医師等派遣事業 (1) 学校保健安全法に基づく定期健康診断及び健康相談を行う場合における医師及び歯科医師の派遣事業 (2) 学校保健安全法に基づく学校環境衛生検査を行う場合における薬剤師の派遣事業 &lt;補助対象経費&gt; 医師、歯科医師及び薬剤師の派遣に必要な謝金及び旅費</p> <p>2 心臓検診事業 &lt;補助対象経費&gt; (1) 専門医、技術者等の派遣に必要な経費 (2) 児童生徒の移動に必要な経費 (3) 心電図検査料、心電計搬入に必要な経費</p>	1/2 以内		1/2			—	法律補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	市町村	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（国）	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 スクールガード・リーダーの巡回指導事業 (1) スクールガード・リーダーの巡回指導と評価事業 謝金、消耗品費、保険料 (2) スクールガード・リーダー育成講習会事業 謝金・旅費、会場借上料、資料等の印刷製本費、通信運搬費 2 スクールガード養成講習会事業 講師に対する謝金・旅費、会場借上料、資料等の印刷製本費、通信運搬費 3 子どもたちの見守り活動事業 謝金（スクールガードに対するものは除く）、保険料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借上料、備品費（机等の事務器具は除く）	1/3	1/3	1/3		<a href="https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/yosan/">https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/yosan/</a>	予算補助（政令指定都市・中核市にあっては、国1/3・市2/3）	

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業（地域における家庭教育支援基盤構築事業）	市町村	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（国）	家庭教育支援活動の実施に必要な経費（飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費及び活動に参加する保護者の保険料や材料費など実費相当分は除く）	1/3	1/3	1/3		<a href="https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/yosan/">https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/yosan/</a>	予算補助（政令指定都市・中核市にあっては、国1/3・市2/3）	
（体制構築に係る経費）	市町村	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（国）	地域と学校の連携・協働体制の構築に必要な経費（飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費及び活動に参加する子どもの保険料や材料費など実費相当分は除く）	1/3	1/3	1/3		<a href="https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/yosan/">https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/yosan/</a>	予算補助（政令指定都市・中核市にあっては、国1/3・市2/3）	
（放課後子供教室）	市町村	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（国）	1 放課後子供教室の実施に必要な経費（飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費及び活動に参加する子どもの保険料や材料費など実費相当分は除く） 2 放課後子供教室実施のための備品の整備に必要な経費（施設整備費に該当するものは除く）	1/3	1/3	1/3		<a href="https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/yosan/">https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/yosan/</a>	予算補助（政令指定都市・中核市にあっては、国1/3・市2/3）	

(地域学校協働活動)	市町村	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(国)	その他の地域学校協働活動等の実施に必要な経費(飲食物費(当該自治体が認める会議費以外のもの)、交際費に該当する経費及び活動に参加する子どもの保険料や材料費など実費相当分は除く)	1/3	1/3	1/3			<a href="https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/yosan/">https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/yosan/</a>	予算補助(政令指定都市・中核市にあっては、国1/3・市2/3)
------------	-----	-----------------------------	--	-----	-----	-----	--	--	---	---------------------------------

所管部課名 教育庁 生涯学習推進局 文化財・博物館課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助(貸付・交付)基準等	補助(交付)率等				地方債(参考)	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
文化財保存事業	市町村 文化財の所有者等	文化財保存事業費関係補助金交付要綱(国)	国指定等文化財の保存事業に要する経費 1 建造物 (1) 調査 (2) 保存修理 (3) 防災施設等 (4) ふるさと文化財の森管理業務支援事業 2 美術工芸品 (1) 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業 (2) 防災設備 3 記念物 (1) 調査 (2) 史跡等保存活用計画等策定 (3) 天然記念物再生事業 (4) 天然記念物食害対策 4 埋蔵文化財 5 文化的景観 6 伝統的建造物群 (1) 調査 (2) 保存修理 (3) 防災設備等 (4) 買上 (5) 公開活用事業 7 指定文化財 8 無形文化財 (1) 伝承 (2) 公開 9 民俗文化財 (1) 調査 (2) 修理・防災 (3) 伝承・活用等 10 文化財保存技術 11 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業 12 歴史生き生き! 史跡等総合活用整備事業 13 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 14 重要文化財等防災施設整備事業 15 史跡等の買上げ	定額					<a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html</a>	予算補助

地域文化財総合活用推進事業	市町村協議会等	文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱（国）	地域の多様で豊かな文化遺産の総合的な活用の推進に要する経費 1 世界文化遺産 2 日本遺産等 3 ユネスコ無形文化遺産 4 地域文化遺産・地域計画等 5 地域無形文化遺産継承基盤整備 6 地域のシンボル整備等 7 文化財保存活用地域計画作成 8 地域文化財保存活用大綱作成 9 地域無形文化遺産継承のための新しい生活様式支援	定額 ※6 地域のシンボル整備等のみ 1/2					<a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html</a>	予算補助
文化財多言語解説整備事業	市町村任意団体	文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付要綱（国）	国指定等文化財に関する先進的・高次元な技術を利用した多言語解説を行うためのコンテンツ制作に要する経費	1/3 ～ 98/100					<a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html</a>	予算補助
Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業	市町村協議会等	文化資源観光事業費補助金（Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業）交付要綱（国）	国指定・選定文化財を核として当該文化財の付加価値を高め、収益の増加などの好循環を創出するための取組に要する経費	1/2 ～ 2/3					<a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html</a>	予算補助
先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業	市町村協議会等	文化資源活用事業費補助金（先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業）交付要綱（国）	消費の拡大等地域活性化の好循環を創出するとともに訪日外国人観光客の地域での満足度の向上に資する先端技術を活用し国指定等文化財の公開・活用のためのコンテンツ制作及び整備に要する経費	1/2 ～ 2/3					<a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html</a>	予算補助
文化財観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業	市町村文化財の所有者等	文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱（国）	1 文化財建造物、記念物、重要伝統的建造物群保存地区 (1) 美観向上整備事業 (2) 活用環境強化事業 2 美術工芸品 (1) 美観向上整備事業 (2) 鑑賞環境基本整備事業 (3) 情報発信事業	1/2 ～ 2/3					<a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html</a>	予算補助



事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
被災児童生徒就学支援等事業交付金	市町村	被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱（道）	東日本大震災及び大規模災害の影響により被災した幼児児童生徒に対して必要な援助を行った市町村の負担を支援する 1 被災児童生徒就学援助事業 学用品等、学校給食費又はこれに代わる現物給付に係る経費、医療費を補助対象費とし、要保護児童生徒援助費補助金の各事業における一人当たりの単価を踏まえ文部科学省が決定する額を限度とする 2 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 特別支援学校等への就学に必要な経費を軽減する特別支援教育就学奨励事業に係る所要経費を補助対象費とし、特別支援教育就学奨励費補助金の各事業における一人当たりの単価を踏まえ文部科学省が決定する額を限度とする		東日本大震災対応分 10/10 以内 （千円未満を切り捨てた額）				<a href="https://www.dokyo-i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/tokurai.html">https://www.dokyo-i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/tokurai.html</a>	予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考	
				国	道	市町村	その他				
学校施設環境改善交付金 1 危険改築事業	市町村	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 学校施設環境改善交付金交付要綱（国）	・義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ）の建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下同じ）で構造上危険な状態にあるものの改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ）に要する経費  ・特別支援学校の幼稚部の校舎及び寄宿舎の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費  ・特別支援学校の高等部の建物（職業学科（職業コースを含む。以下同じ）における校舎を除く）の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費  ・特別支援学校の高等部の職業学科に係る校舎の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費	1/3  5.5/10  1/2  1/2  1/3  1/3  1/3		2/3  4.5/10  1/2  1/2  2/3  2/3  2/3			学校教育施設等整備事業債 90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助
			・幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。以下同じ）の園舎の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費	1/3		2/3					

			学校以外の公共施設との複合化等	1 / 2	1 / 2			
2 長寿命化改良事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物（幼稚園にあつては園舎。以下同じ）で構造体の劣化対策を要する建築後 40 年以上経過したものの長寿命化改良に要する経費</li> </ul>	1 / 3		2 / 3	学校教育施設等整備事業債 90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助	
3 不適格改築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物で建築後 20 年以上であるものの長寿命化を図るための予防的な改修に要する経費</li> <li>・教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物で特別の事情があるものの改築に要する経費</li> </ul>	1 / 3	離島・特豪・過疎等	2 / 3	90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助	
		5.5/10		4.5/10				
			地震特措法					
		1 / 2		1 / 2				
			学校以外の公共施設との複合化等	1 / 2	1 / 2			
4 津波移転改築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の建物の改築（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12 条第 1 項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る）に要する経費</li> </ul>	1 / 2		1 / 2	学校教育施設等整備事業債 90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助	
5 補強事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の補強を要する建物の補強工事に要する経費</li> <li>・地震財特法第 4 条の規定の適用のある小学校等の非木造の校舎で文部科学大臣の定める基準に適合するもの</li> <li>・地震特措法第 4 条の規定の適用のある小学校等の非木造の校舎及び屋内運動場</li> <li>・地震特措法第 4 条の規定の適用のある小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに幼稚園の建物で、地震による倒壊の危険性が高いもの</li> </ul>	1 / 3		2 / 3	90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助	
		1 / 2	地震財特法		1 / 2			
		1 / 2	地震特措法		1 / 2			
		2 / 3	地震特措法		1 / 3			

6 大規模改造（質的整備）事業	・小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物等並びに共同調理場の大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費（ただし、共同調理場にあつては工に掲げるものに限る。また、キに掲げるものの経費は令和7年度限りで廃止する）	1 / 3		2 / 3	学校教育施設等整備事業債	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm	75%	法律補助
	ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工事				※キについては学校教育施設等整備事業債	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm	90%	法律補助
	イ 法令等に適合させるための施設整備工事							
	ウ スプリンクラーの設置（特別支援学校の寄宿舎に係るものに限る）							
	エ 空調設置工事	エ(条件を満たす場合)、オ(条件を満たす場合)						
オ バリアフリー化等施設整備工事	1 / 2		1 / 2					
カ 防犯対策施設整備工事								
キ 特別防犯対策施設整備工事			キ					
ク その他文部科学大臣が特に認めるもの	1 / 2		1 / 2					
7 学校統合に伴う既存施設の改修	・小学校、中学校又は義務教育学校の学校統合に伴う校舎及び屋内運動場の改修に要する経費	1 / 2		1 / 2	学校教育施設等整備事業債	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm	90%	法律補助
		5.5/10	離島、過疎等	4.5/10				
8 屋外教育環境の整備に関する事業	・小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の屋外教育環境施設（屋外における教育環境整備の施設（植栽のための立木、芝生を含む）であり、屋外運動場（幼稚園にあつては屋外運動広場）のための施設その他これらに附帯する施設をいう）の整備（令和2年度から令和6年度までの間に行われるものに限る）に要する経費	1 / 3		2 / 3	学校教育施設等整備事業債	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm	75%	法律補助
9 へき地学校等の寄宿舎、教職員住宅及び集会室の新増築事業	・小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く）又は義務教育学校の寄宿舎で次に掲げるものの新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ）に要する経費	1 / 2		1 / 2	学校教育施設等整備事業債	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm	90%	法律補助
	ア へき地教育振興法第2条に規定する学校（以下「へき地学校」という）の児童又は生徒を收容するためのもの				離島・過疎（統合）・特豪等	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm	75%	法律補助
	イ 豪雪法第2条第2項に規定する特別豪雪地帯における積雪による通学の困難を緩和するためのもの							
	・教職員住宅で次に掲げるものの新築又は増築に要する経費	1 / 2		1 / 2				
	ア へき地教育振興法第3条第2号に規定するへき地学校に勤務する教員及び職員のためのもの							
イ 離島法第4条第1項に規定する離島振興計画に基づく、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校（視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものに限る）の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のためのもの	5.5/10		4.5/10					
ウ 過疎法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度までの間における特定市町村及び令和9年度までの間における特別特定市町村が過疎法施行令附則第3条の規定により定めるものを含む）に基づく、小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするた								

	<p>めの統合に伴い必要となった小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教員又は職員のためのもの</p> <p>エ 豪雪法第2条第2項に規定する特別豪雪地帯における小学校等に勤務する教員又は職員の積雪による通勤の困難を緩和するためのもの</p> <p>・ 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設で次に掲げるものの新築又は増築に要する経費</p> <p>ア へき地教育振興法第3条第3号に規定するへき地学校に設置するもの</p> <p>イ 離島法第4条第1項に規定する離島振興計画に基づく、小学校等に設置するもの</p>	1 / 2	1 / 2	離島・特豪地域の分校等集会室	学校教育施設等整備事業債 90%	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm	法律補助
10 特別支援学校（幼稚園）の新増築事業	・ 特別支援学校の幼稚園の校舎及び寄宿舎の新築又は増築に要する経費	1 / 2	1 / 2		学校教育施設等整備事業債 75%	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm	法律補助
11 特別支援学校（高等部）の新増築事業	・ 特別支援学校の高等部の建物の新築又は増築に要する経費	1 / 2	1 / 2		学校教育施設等整備事業債 75%	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm	法律補助
12 特別支援学校の用に供する既存施設の改修	・ 特別支援学校の用に供する既存施設の改修に要する経費	1 / 3 (※ 1 / 2)	2 / 3 (1 / 2)	※令和2～6年度間に行われるもの	学校教育施設等整備事業債 75%	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm	法律補助
13 幼稚園の園舎の新増築事業	・ 幼稚園の園舎の新築又は増築（学級定員の引下げに伴う園舎の増築を含む）に要する経費	1 / 3	2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm	法律補助
14 公害防止事業	・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園のうち公害（環境基本法第2条第3項の公害をいう）の被害校の建物で教育環境上著しく不適当なものの改築及び二重窓、換気装置その他の公害防止工事に要する経費	1 / 3 5.5/10	2 / 3 4.5/10	離島等	学校教育施設等整備事業債 75%	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm	法律補助
15 火山事業	・ 活動火山対策特別措置法第14条の避難施設緊急整備計画に基づき不燃堅牢化を図る必要のある義務教育諸学校の建物及び学校給食の実施に必要な施設整備（ドライシステムによるものに限る）の改築に要する経費	1 / 2	1 / 2		学校教育施設等整備事業債 75%	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm	法律補助

16 産業教育施設の整備事業			・高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設の整備に必要な経費のうち、次に掲げる事業を実施するために必要な経費 ア 一般施設 イ 普通科等家庭科 ウ 専攻科 エ 産業教育共同利用施設 オ 農業経営者育成高等学校拡充整備 カ 実習船	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助
----------------	--	--	--	-------	--	-------	--	---------------------	---	------

所管部課名 教育庁 学校教育局 健康・体育課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
学校施設環境改善交付金	市町村	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	・義務教育諸学校における学校給食の開設に必要な施設設備及び学校給食の改善充実に必要な施設設備（へき地学校の単独校調理場にあつては食品貯蔵施設を含む。）の新築又は増築に要する経費（ドライシステムによるものに限る）	1 / 2		1 / 2		学校教育施設等整備事業債 90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助
17 学校給食施設の新増築		学校施設環境改善交付金交付要綱（国）								
18 学校給食施設の改築			・義務教育諸学校における学校給食の実施に必要な施設設備で構造上危険な状態にあるものの改築、小規模共同調理場を統合して適正規模にするため及び給食を提供する学校数若しくは児童生徒数の増加に伴い施設が狭隘であるための施設設備の改築又は保健衛生上、機能上、構造上及び学校管理運営上不適切と文部科学大臣が認めるものの改築に要する経費（ドライシステムによるものに限る）	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助

所管部課名 教育庁 総務政策局 施設課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
学校施設環境改善交付金	市町村	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	・義務教育諸学校の水泳プール（屋外）の新築又は改築に要する経費	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助
19 学校水泳プール（屋外）新改築		学校施設環境改善交付金交付要綱（国）		1 / 2	地震特措法	1 / 2				
20 学校水泳プール上屋新改築			・義務教育諸学校の水泳プール上屋の新築又は改築に要する経費	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助

21 学校水泳プール (屋内) 新改築	・義務教育諸学校の水泳プール(屋内)の新築又は改築に要する経費	1 / 3		2 / 3	学校教育施設等 整備事業債 75%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助
			地震特措法	1 / 2			
22 学校水泳プール耐 震補強	・義務教育諸学校の既設水泳プールの耐震補強に要する経費	1 / 3		2 / 3	学校教育施設等 整備事業債 75%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助
23 中学校武道場新改 築	・中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の武道場の新築又は改築に要する経費 ア 柔・剣道場、相撲場、なぎなた場及びその他武道場 イ 弓道場	1 / 3		2 / 3	学校教育施設等 整備事業債 90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助
24 防災機能の強化に 関する事業	・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の防災機能を強化するための施設整備(自家発電設備の整備については、避難所指定校に限る)に要する経費(ただし、高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては屋外防災施設の整備に限る)	1 / 3		2 / 3	学校教育施設等 整備事業債 90%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助
25 太陽光発電等の整 備に関する事業	・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設、特別支援学校並びに共同調理場の等における次に掲げる設備(エに掲げるものを単独で整備する場合には太陽光発電設置校に限り、オからキまでに掲げるものについては設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量から50%以上削減できる建物に整備するものに限る)の整備に要する経費 ア 太陽光発電 イ 風力発電 ウ 太陽熱利用 エ 蓄電池 オ 地中熱利用 カ 雪水熱利用 キ 小水力発電	1 / 2		1 / 2	学校教育施設等 整備事業債 75%	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>	法律補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
G I G Aスクール 運営支援センター 整備事業	市町村	公立学校情報機器活用 支援体制整備費補助金 交付要綱	・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及 び特別支援学校における ICT 運用支援やネットワーク点検 ・応急対応（ヘルプデスクの運営及びサポート対応、ネット ワークのアセスメント及びトラブル対応、ICT 人材の確保及 び育成）などを行うための体制整備に係る経費	1 / 3		2 / 3			<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/other/1421443_00002.htm">https://www.mext .go.jp/a_menu/ot her/1421443_0000 2.htm</a>	予算補助（都道府 県が域内の全て の市町村（政令市 を除く）と連携し て G I G Aスク ール推進協議会 （仮）を設置し、 事業を実施する 場合に限り、補助 率 国 1/2、市町村 1/2）